

破防法研究

2号/69・9

特集 歴史への証言

—治安維持法の体験—

対談 大内兵衛—小長井良浩

寄稿 志賀義雄

“闘い”の論理と心理 井上正治

長期拘禁との闘い 松本健男

表紙写真 治安維持法反対示威運動・1925年（大正14年）2月11日（本文53頁参照）

破防法研究会

破防法研究

2号

轟砲 断絶と継承

焦点

根柢的対決による体制の亀裂の深化を

——破防法・沖繩闘争弁護団報告——

葉山 岳夫

(4)

東大裁判闘争の現状と展望

渡辺 裕

メッセージ

さらぎ徳二

(16)(9)

特集

——治安維持法の体験——

歴史への証言

対談

大内兵衛—小長井良浩

治安維持法と私

志賀 義雄

(51)(20)

論稿

「闘い」の論理と心理

井上 正治

(62)

弾圧の完成形態としての

長期拘禁との闘いの意義について

松本 健男

(71)

資料

弁護人との接見拒否処分が違法とされた事例

山崎 素男

(79)

前進社違法捜索押収準抗告事件

——押し入り強盗的捜索押収を弾劾する——

葉山 岳夫

(84)

「被告人は全学連中核派グループとの

接触交流をしてはならない」

岡 邦俊

(88)

——裁判官の論理——

断絶と継承

経験の継承がどのようにして行なわれるかということが、つきつめられなくてはならない。

未来を領導することにむかって、現代の状況にたちむかおうとするものが、そのことのために、歴史を追体験することに真剣たらざるをえないのである。

歴史的な経験は、それを継承するにふさわしいものによって、正統に、活かさるべきである。

しかし、それまでの伝統を絶ち切って、腐臭を振り払うことなしでは、新生できないこともある。

山川均の解党主義を克服して、この国に前衛党がつくられたときには、その党は、すでにスターリン主義の組織原理によって、色濃く構成されていた。

それ以来、前衛党は、ただ一つでなくてはならない、という命題が、一〇年ほど前まで、すべての人をとらえていた。分裂と乖離とは、いつ、いかなる場合にも、糾弾さるべき利敵行為であり、統一と団結とが、金科の護符であった。体制を変革しようとするものが、この呪文に紐縛された運動総体を根底から否定的に超克することがどうしても必要とされた。そして、それをなしとげたとき、それまで人間をゆがめ、くらくしていたものにとらわれることなく、正しい視座をえて、あの昂然たる六〇年安保闘争を導くことができたのであった。

それからの一〇年の苦闘は、本誌の読者の一人一人につらなっている。

そして、もはや、新生の左翼は、既成の体制にすむあらゆるところから、弾圧や排除によって叩き潰そうとするか、育成強化の名のもとに隷属同化せしめようとするか、いずれにしても、これらのものが、体制の足もとから、本気で死をかけて挑戦してくる勢力として、脅威の実感をもって、体制にいどまれている。

たしかに、試みに、どこでもよい。未来への期待をつなぐ胎動の結集をどこに見出すことができるかをみれば、勇敢で、気鋭の行動力をもって献身するものは、まぎれもなく反戦派である。われわれは、この事実を誇りをもって確認しよう。

けれども、新生の運動は、旧来の悪弊と絶縁したことによって、とらわれることなく躍動しえたとともに、新進のものに免れない未熟さのために、みずから切り拓いた状況をみすみす横領されるということをやめるしている。

しかも、それらの手合のたてこもる老舗は、ただ連綿といれかわり続いたことのゆえをもって、先人の犠牲のうえにどっかりとあぐらをかいて、かつは、新生の運動の未熟につけこみ、党勢を拡張しようというのである。

もとより、われわれは、彼等にいかなる意味でもいささかの羨望をも感ずるものではないが、われわれこそが、彼らが不当にも専断している革命のために捧げられたかけがえのない生命によって、みずから鍛え、現代に活かさなくてはならない。

十年の苦闘を経て、いよいよ本格的な展開が始まろうとする今、一〇年前に断絶しなくてはならなかったことから杜絶している歴史に架橋して正しく連続させることが、さしせまった必要であらう。

焦点

根柢的対決による体制の亀裂の深化を

— 破防法弾劾・沖縄闘争弁護団報告 —

葉山 岳夫

(弁護士)

一、四・二八沖縄奪還闘争は、戦後二四年にわたる沖縄の米軍支配、および永久核基地化を許してきた日本帝国主義国家権力に対する画期的な一大抗議行動であった。

日本帝国主義国家権力は、一九五二年四月二十八日、サンフランシスコ条約、日米安保条約を締結することによって、沖縄を米軍の軍事占領下にゆだねることなどを代償として、独立を手に入れた。

沖縄奪還の闘いは、日米安保条約を粉碎し、日本帝国主義の存立を許さない闘争と結合して、四月二十八日に、国家権力を脅やかす抗議行動として爆発したものである。

四・二八沖縄奪還闘争に対して、国家権力が治安立法の頂点に位する破防法を適用して、闘争の圧殺を企てるにいたっ

夜に本多延嘉革共同書記長、四・二八の当日の朝、藤原慶久東京地区反戦世話人をそれぞれ、予防検束的に逮捕し、さらには七月にいたり、さらぎ徳二共産同議長、久保井拓三全学連副委員長をそれぞれ逮捕するにいたった。

四・二八闘争関係で起訴された青年は、約二三〇名であり、このうち約半数の一三三名が統一公判を強く要求している。われわれ弁護団は、統一公判を要求し、分割裁判を糾弾する被告人とされた青年諸君と連帯して、弁護人として裁判闘争を闘い抜かんとするものである。

二、東京地検は、四・二八関係の被告人を、それぞれ一人づつの起訴状をもって起訴し、各被告人を一人づつ分断して、裁判所各部に係属せしめるという分裂策動を行なった。

そこで弁護団は、右分裂策動に対抗し、裁判所に対して、非妥協的に統一公判要求を強く提起するために、六月十七日、新関東京地裁所長、横川東京地裁刑事部所長代行らと会見すべく面会を求めた。

ところが、書記官を通じて新関所長は、本件は、横川代行にまかせてあるとの理由で面会を拒否し、横川代行は、東大闘争弁護団が、同氏の罷免の訴追請求を裁判官弾劾委員会に行なっているので、破防法弾劾・沖縄闘争弁護団とも面会することはできない、というまったく筋違いの理由で面会を拒絶した。

たことは、日本における反体制運動と国家権力との関係が新たな段階にさしかかったことを意味するものに他ならない。戦後体制を支える戦後民主主義は、曲り角に立ったのである。今や階級関係は、その突出部における赤裸々な革命対反革命として激突している。

四・二八闘争デーの当日、沖縄奪還の思想を担ってデモ行動に参加した青年諸君は、首都の中心部を数時間にわたり、制圧するにいたったが、これに対して機動隊は、圧倒的な武装力をもって襲いかかり、一〇〇〇名近い青年諸君を逮捕し、裁判所は、その内、約八四%にあたる八二二名を勾留するにいたったのである。

一方、治安当局は、破防法違反として、四・二八闘争の前

そこで、弁護団は、六月一九日付意見書をもって、統一公判は、裁判の本質にかかわる要求であり、分割裁判によって、何事も解明され得ぬことを次のように強調した。

「『被告人』諸君の行為は、各自が分離され、かつ、身体的行為のみを対象として裁判されることによっては、何ら解明され得ない性質のものである。何故なら、『被告人』の行為は、沖縄奪還の思想の表現であるからである。すなわち『被告人』の行為は、沖縄奪還の思想にすべてがかかっている。沖縄を切り離し、『被告人』の行為を、外形の身体の行為、すなわち、凶器準備集合、威力業務妨害、公務執行妨害として認識することは、『被告人』の行為の根を切り取り、あたかも、『被告人』を夢遊病者として扱うかの如き無意味に陥いる。『被告人』の行為の把握には、沖縄奪還の思想を把握せずしては、不可能であり、さらに、『被告人』の行為の把握は、『被告人』全体の行為の把握を不可欠とする。『被告人』の行為は、沖縄奪還の思想の表現であり、この表現は、個々の『被告人』の行為の結合した全体的状況のもとでのみ初めて把握し得るからである。そして、『被告人』の行為の全体的把握を可能とするのは、『被告人』諸君を統一して、一個の裁判の場において審理することを置いて他にない。」(以下略)

三、右沖縄奪還闘争に対する裁判における統一公判要求の論理は、事件の内容に由来する差異を捨象するならば、東大闘争弁護団による、本年三月六日付意見書と軌を一にするものである。

右意見書は、次のように力説する。

「東大闘争に参加し、被告人とされた日本の青年達は、何故そのような行動を選択しなければならなかったのか。ここにこそ事件裁判において究明されなければならない真実が存する。その青年達の行動の意味は、起訴状に記載してあるような青年達個々人の身体的動作に解体された行為の断片のなかには存在せず、青年達の行動を全体として認識し、その行動の全体的状況を把握して、はじめて、明らかにすることが出来るものである。このことをぬきにして、国家がその構成員であり、またその未来を担う個々の青年達の責任を問うことはできないはずである。しばしば裁判における事実認定にあつては、主として構成要件の事実が立証されれば足りるとする傾向が窺えるが、このような安易な態度こそ裁判が真実発見の場でなくなっていることを示すものといわねばならない。本件は、わが国裁判史上前例のない大量起訴であり、社会的にも重要な問題を提起した事件であつた。このような場合において、各裁判所ごとに個々の行為、例えば、投石の有無のみを認定しても、それに対する正しい意味づけ、評価づけが全く不可能であることは明らかである。それには、青年達の行動の全体に視点を置くことが絶対の要請であり、そのためには一個の裁判の場において、この青年達の行動を全体として把握することが必要なのである。」

右のように、「一月一八日、一九日の両日にわたり東京大学構内で逮捕され、建造物侵入等の罪名のもとに起訴された青年諸君の弁護人として」統一公判でなければならぬ理由をとして、はじめて、政治勢力と一般世論から独立に、法の厳正な適用を行なうことができる。

そのときに本質問題をぬきにして、ただ制裁法を形式的に適用するというのは、判断機関ではなく、鎮圧機関にほかならない。

ひとたび、鎮圧機関として自己規定するならば、その「役割」への傾斜は急である。ひとたまりもなく、時勢に押し流されてしまふであらう。」(小長井良浩「公安事件弁護の意義と問題」ジュリスト四二四号五八頁)。

本弁護団による意見書を東京地裁に提出した前後を通じて、烈しく闘われた東大事件分割公判粉砕、統一公判貫徹の闘いは、統一公判要求を尖鋭に突き出す過程において、東京地裁裁判官の機動隊の暴力にのみすがりつく司法官僚としての醜態を白日の下に暴露した。

本質問題の探求を回避し、被告人の所為を外形的行為に解体した上で、制裁法を適用し、つとめて上で破れないような判決文を起草する官僚裁判官の退廃が鋭く弾劾されているのである。

東大事件に関与する裁判官にして、突き出されている根本的問題に無自覚な裁判官の、時勢を迎え入れられんとする態度は、まことに目をおおわんばかりである。

その一例を、東京地裁熊谷弘裁判長に見ることが出来る。本年八月一五日付読売新聞朝刊によれば、エンタープライズ博多駅事件において警察の過剰警備を理由に、福田被告に

明確にしているのである。

これに対して、横川所長代行は、「東大関係事件の取扱いに関する基本方針」と題する四月三日付書面において、次のように答えている。

「おそらく東大事件でも、ある程度被告人らの行為の歴史的、社会的背景を探求しなくては、被告人らの行為の罪責の存否に關する正当な判断、評価は困難であらう。」

「つまりここでは、被告人らの刑事法上の罪責の有無、程度が審判の直接の対象とされるのであつて、背景、事実は被告人らの行為の意味を明らかにし、その違法性ないし責任の有無、程度を判断するための資料として考慮されることになるのである。したがつて、政治体制や大学制度のあり方などが直接裁かれるわけではなく、被告人らの言論や思想までが裁判の対象とされるわけではない。」

しかしながら、右見解は、次のような根柢的批判によって粉砕されている。

「横川説は、公安事件における根源的な本質問題を回避して、制裁法を形式的に適用しようというのであるから、制裁法の適用に対する根柢的な批判を免れしめることによって、権力の支配に加担する、すぐれて政治的「役割」を果すことにならう。

問題は、あくまで、国家権力の暴力と反体制運動の暴力との衝突について、いずれが正当であるかとして与えられている。

判断が求められているのは、そのことである。その視座が確固公務執行妨害につき無罪判決を言渡した真庭春夫裁判長の、いわゆる、真庭裁判に対して、熊谷弘裁判長は、警察関係の専門誌である「警察学論集」一〇月号の中で、「この判決は、職務執行の違法性を指摘したいとの気持ちに先に立っているように見受けられる。暴行の事実が証拠上疑わしければ、それだけで無罪になるのだから、職務執行の適法性(過剰警備かどうか)まで立ち入る必要はなかった」などと真向うから批判していると同新聞は報じている。

右報道が誤報ででもなければ、熊谷裁判長の右見解は、まさしく、本質問題を意識的に回避せしめようとするものであり、国家権力の暴力に対する判断を停止せしめて、自らを機動隊の広報担当官の役割に置くものである。

自らを機動隊の保護の下におかんとする者は、いつの日か機動隊もろともに粉砕されるであらう。

四、東大事件における欠席分離裁判の強行によって、自己崩壊の道をひた走る東京地裁は、本弁護団の横川所長代行に対する、六月二一日の再度の会見申入れも拒絶して、審理方式に関する意見を何ら聞くことなしに、七月二一日付にて、分割案を郵送してきた。

右分割案は、破防法違反については、すでに起訴された本多、藤原両氏を一グループとし、(さらに、久保井両氏については、当時、まだ起訴されていなかった)ので分割案には記

載されていない)、他の四・二八闘争の被告諸君については、五人乃至一三人からなる一四グループに分断したものである。しかも、右分割案の中には、明白な分離公判希望者を相当数含むとともに、明白な統一公判要求者数名の記載を落している杜撰な代物である。

八月一日に東京地裁裁定合議委員(横川代行、清水、小松、石丸、門馬各裁判官)との会見の際、地裁側は、右「グループ別併合案」は、弁護人の意見を聞いたうえ、作成したものであるというウソを、当の弁護人の面前で述べたててまで、右分割案の作成手続を正当化せざるを得ない有様であった。

われわれ弁護団は、八月一日再度統一弁護団意見書を提

出、分割案の撤回、および、大量かつ長期の勾留者(八月二五日現在六九名)の全員即時釈放を要求した。

現在、裁判所に対して、全員即時釈放の行動を展開している状況である。

われわれは、今や、破防法によって武装された、国家権力と対決している。言論、思想そのものが弾圧されている事態の中にある。革命と反革命、体制そのものの問題が、真正面からとり上げられねばならない。

統一公判は、まさに、絶対的に要請されているのである。われわれ弁護団は、被告団、救済、闘う労働者、学生諸君との連帯の下に、非妥協に根柢の問題を突き出して行く決意である。

治安裁判としての東大闘争裁判

渡 辺 裕

(東大闘争統一救済事務局長)

裁判所は二〇日間の身勝手な夏期休暇を終え、治安裁判以外の何ものでもない分離公判の強行を再開した。法廷内外、裁判所内外では傍聴人、被告、弁護士等闘う部分全てが、その闘いを機動隊員の分厚い靴の下に圧殺される状況が連日現出している。強権的訴訟指揮はその度を強め、裁判所の決意の程を示しているかの如く見える。前例のない裁判、裁判闘争が展開されているが、この混乱、すなわち裁判所と国家権力との裁判面における非和解的対決の結果現象を、明確に捉え返し、東大闘争裁判の位置、本質を明らかにしていく必要がある。

一、治安体制の強化

日韓植民地条約の締結から日本の帝国主義者の海外侵略、とりわけ、東南アジア諸地域への経済侵略はその歩を急速に伸ばし、東南アジアの植民地争奪戦は激烈な様相を呈してい

る。日米安保条約は「アジア、太平洋地域」における帝国主義同盟、軍事同盟として、アジア諸地域の軍事条約の柱としての色相をますます強めている。愛知、ニクソン会談における「日米共同責任時代」は、南ベトナム革命の圧殺に失敗した米帝が、「アジア問題はアジア人の手で」との標語の下に、国民総生産世界第二位の日本を、文字通り反共アジアの盟主として、アジア反革命の基地としての地位に就かせようとするものであるし、また日帝も新「大東亜共栄圏」の建設に向けて、自己の帝国主義体制、軍事体制を確立せんとするものである。この帝国主義確立局面における国内体制は、帝国主義体制のより強固な基盤の構築に向けて、帝国主義的再編強化の進行を急いでいる。経済独占体制の進行、中小企業の整理、下請系列化による経済構造の再編を始めとして、教育、医療、地方自治体等の再編が進行し、この体制を国家権力が直接保障するものとして、治安体制の強化が進行する。

治安体制の強化は、国内革命勢力に対する弾圧強化と併行

し、相互連関しつつ進行する。

戦後最大の民主主義防衛闘争、六〇年安保闘争の敗北と、その後の停滞局面を転換し、新たな階級闘争の局面を切り拓いた、六七年羽田闘争以降の階級弾圧が、治安体制の強化を如実に物語っている。それは第一に、弾圧内容の拡大、すなわち、戦前の治安維持法下の様相に近接しつつある大量弾圧路線の確立であり、第二に公安調査庁、公安警備警察、検察庁、裁判所等各機関の体制の強化、治安機関化であり、第三にこれら治安機関の相互連繋の強化、一体化、すなわち、治安機構の体系化、一本化である。第四に、これらの国家権力機関全体による、自己の支配秩序、すなわち、ブルジョア法秩序の右側からの再編、戦後民主主義支配秩序の空洞化、形骸化の推進と、それに伴う反動的支配秩序の建設である。裁判、裁判所が、支配の形式を最終的に貫徹するものとして、必然的に内的再編を遂げていく。

第一の点について詳述すると、羽田闘争の切り拓いた実力闘争の地平は、階級闘争の飛躍的昂揚をもたらし、それが故に支配者階級の恐怖、驚愕を生み出した。国家権力の暴力装置の先兵としての機動隊は、この階級闘争の昂揚と戦闘部隊の物理的暴力的圧殺に狂奔し始めた。六八年一月の飯田橋における、予防検束の大量逮捕はその後の逮捕政策となり、微細な口実の下に大量逮捕が行われ、一〇・二一新宿闘争を機に勾留率、起訴率は飛躍的な上昇を始め、一月東大決戦にお

次の大量起訴の裁判を行い易くするという目的をもつ。従って、この分離公判方式は近代合理主義に基く、最も合理的な裁判形態にみえる。すなわち、事務処理を最も合理的、機能的に行なうことが、またそのようなものとして分離公判方式を確立することが、合理主義的治安裁判という目的を達成するものであるからである。近代合理主義の仮面をかぶって出てくる治安裁判の本性を、われわれは明確に把握していかなければならない。近代合理主義の徹底化、それは形式民主主義の徹底化に連なり、後に生み出されるものが結局は反人民的内容、支配—被支配関係の強化、徹底化であるということであり、裁判においては治安裁判に連なる。丁度、近代合理主義を徹底した大学改革が、結局は文部省、大学当局の支配強化にしかならなかったように。

第二点については、機動隊二大隊増設、物理力強化—封鎖解除・バリケード撤去の工兵器の充実が膨大な警備予算の下に行なわれており、警視庁公安部員が七〇〇余に増員され、七人の公安指導官の統轄下に置かれ、「機動力」の強化が装備、人員、制度の面から図られている。また、アスパック闘争前には機動隊が自衛隊北富士演習場で訓練を行ない、最近では同所で自衛隊の治安訓練が行なわれ、さらに自衛隊警備課員（憲兵）が街頭闘争時には出動、大衆の中にまぎれ込み、大衆工作訓練を行っている。警備公安警察の強化と軍隊の治安出動訓練、そして両者の癒着として進行するものが現

いては、八〇〇名の逮捕者中五五〇名の起訴が行なわれるに至り、起訴後の長期勾留を加え、弾圧路線は大量逮捕—大量起訴—長期勾留と発展した。「闘争に参加する、闘争組織に参加する」こと自体が弾圧対象、実質的な逮捕理由となり、それは起訴、長期勾留を通じて、闘争組織の物理力の減退と、起訴者個人の闘争意欲の低下を図るという、治安維持法下の弾圧がそのまま実現してきた。大量逮捕—大量起訴—長期勾留と結びつき、弾圧は裁判所の弾圧、分離公判と結びつき、弾圧路線を完成する。大量逮捕—大量起訴—長期勾留—分離公判という形式が完成する。大量逮捕—大量起訴の狙い（政治的弾圧・闘争圧殺）と、法的根拠の不在（ブルジョア法さえもが要請する、個人当りの厳格な証拠の不在）とを明らかにするためのブルジョア法内でも許される統一公判要求に對して、物的施設不在および法廷混乱の可能性という現象の回避を理由とする分離公判の対置は、裁判所の政治的意図の存在を明確にする。理由として機能しえぬ理由は、単なる形式的理由、政治的意図の隠蔽という目的以外の何ものでもない。何故に裁判所は分離公判に固執するのか。大量弾圧路線の確立を認識した裁判所は、大量起訴の常態化を予想し、この「事務処理」対策として分離公判を生み出した。長期勾留という事実上の実刑を賦課し、弾圧の目的を達成しているが故に、裁判形態を最も円滑な、事務処理を容易にする形態として追求する。そして、この方式を確立することによって、

在の治安体制の強化の内容であり、十一月佐藤訪米阻止闘争を一大突破口とする七〇年、七〇年代階級闘争、革命闘争に對する反革命体制の強化の現実である。

さらに、第三点に関しては、裁判所と検察庁の癒着が、横川、門馬両裁判官訴追申立の中に見事に実証されている。現行ブルジョア刑法に規定されている起訴状一本主義の大原則に予断排除の大原則を無視して、裁判開始前に検察庁と情報交換し、各個人の取調べを、検察庁提供資料にもとづいて行ない、その上で分離審理案を作成している（詳細は、拙稿『学生たちはなぜ出廷しないか』朝日ジャーナル、七月十三日号参照）。裁判所、検察庁の癒着、一体化は今後さらに進行するであろうし、これは公安警察、自衛隊をも加えての一体化が遠い将来ではないことを物語るものである。

国内治安体制強化は、その裁判面の現象としては、大量逮捕—大量起訴—長期勾留—分離公判の確立として現れ、この過程で国家の治安諸機関は、その結合、一体化を推し進めている。治安裁判の現実化である。

二、治安裁判としての東大闘争裁判

国内治安体制強化に規定された裁判の治安化の現実が、分離公判として現われている一方で、分離公判方針は長期勾留に伴い、戦線分断策動を伴い、裁判闘争の破壊を目論み、他

方で、分離公判を強行する過程に於いて、ブルジョア裁判原則、ブルジョア法規を形骸化、空洞化し、その最後の時点でブルジョア裁判の形式をさえも放棄し、「裁判ではない裁判」、支配者階級の支配の意図を丸出しにした裁判「治安裁判を具体化し、裁判所も戦後民主主義下の「権利擁護の府」から「治安維持の府」へとその姿を変え、反人民的本性を暴露し、人民と裁判所との敵対関係を強めている。

裁判所は、この裁判闘争の過程で、八百人の逮捕者に対する、鉛と鞭との戦列分離策動をもって、その攻撃を開始した。一月決戦以降の支配者階級の暴力学生キャンペーン、ブルジョアイデオロギー鼓吹を背景に、「荒廃した学園」の印象を人民大衆に刻印する中で、二三日間の逮捕取調べ期間中に、自供と不起訴釈放とを交換条件に自供を強制し、検事指示の下に、家族の説得活動を行わせる中で、自供を強制し、自供→反省→思想転向を図り、他方この自供を証拠に、闘争を貫徹せんとする学友を起訴へと追いやった。この自供と暴力学生キャンペーンを背景に、五五〇人の大量起訴を行い、そのまま放置し長期勾留を続行し、三月末の四百余人の勾留理由開示公判においても、勾留の具体的根拠を挙げる事ができぬまま、勾留を取り消すこともなく、そのまま放置した。他方で家族の説得活動を奨励し(家族との面会に便宜を計り、「反省」を促す)、時間の経過と共に増加する「反省分離組」工作を行なった。反省分離公判は、検事側証拠を全面

的に認容し(通常ならば犯罪の成立を認容するのであるから刑は重くなるはずである)、反省の情を示す(思想転向強制以外の何ものでもない)ことにより、その恩恵として執行猶予判決し釈放を行っていった。加えて、「反省」するに価する「暴力」として東大闘争を印象づけることによって、人民偽瞞宣伝に使用した。この思想転向強制にもかかわらず、現在、四百余の学友が統一公判要求を貫徹し、自己の思想を以前にもまして強化している。

他方、「反省分離組」工作に失敗した裁判所は、次の攻撃として分離公判強行を、五月二七日開始した。四月三日裁判所が分離公判方式を提示してから、二ヶ月を経過した後である。その間、被告、弁護人からの統一公判の強固な要求に何ら答えることなく、一方的に、しかも、ハト派と称される浦辺裁判長担当のグループから開始した。被告の主張を全く無視した分離公判、その強行という攻撃には、在監被告は、これを当然に認められぬ攻撃として一斉に出廷を拒否し、看守の暴力的連行をものはね返した。在監者の強固な出廷拒否の戦線に直面した裁判所は、自己の分離公判方針の強権的貫徹のために戦術を拡大し、メーデー事件裁判闘争後の欠席公判立法(刑訴法二八六条の二)を適用し、裁判史上初の欠席裁判を強行した。分離公判という治安裁判は、裁判所の裸の力の行使、暗黒裁判の実現として現象しており、当事者主義というブルジョア法の大原則が分離公判強行によって破壊され、裁

判官・検察官という、同じ穴のムジナの自己満足的裁判、有罪を宣告する手続きを形式的に行なう裁判し形式裁判を行なっているに過ぎないのである。法廷と裁判秩序は機動隊と処分監置、拘束、退廷によって守られるという、大学闘争と同じ状況が現出している。青医連公認要求が処分・機動隊導入により、一月国家権力との全面対決へと闘争を押し上げた如く、統一公判要求は、処分・機動隊に守られた欠席裁判の過程を経て、国家権力との対決を、より一層推し進めている。裁判所は、自己の方針し分離公判を強行するための戦術を拡大する過程で、既存の法秩序を破壊せざるをえず、ブルジョア裁判、法秩序の偽瞞性を、自らの手によってさらけ出し、裁判の反人民性を、人民との敵対関係を一層推し進めている。

裁判の亀裂を、裁判の土台の侵蝕を、裁判所の戦術、力の拡大の過程で一層深く推し進め、大衆的分離公判粉砕闘争、治安裁判粉砕闘争をもって裁判支配秩序の崩壊を推し進めていかなければならない。裁判所の分離公判方針が、単なる個別東大闘争の方針としてではなく、大量起訴に対する基本方針であることは前述したが、この方針が裁判に普遍的に貫徹する過程で、大衆の力を結集しての統一公判闘争し分離公判粉砕闘争が強固に建設されればされる程、分離公判強行は必然的に力の拡大、反人民的戦術の使用につらなり、裁判の治安裁判化が一層進行するであろうが、われわれは、さらに強固な大衆的裁判闘争の構築の過程で、この裁判と人民大衆との乖

離を進行させ、裁判支配秩序の無効化し破壊を追求していかねばならない。裁判の破壊的戦術と大衆闘争とが裁判所秩序の破壊につらなる。治安裁判と化した東大闘争裁判は、ここに、現段階に於ける階級闘争の一環としての自己の位置を設定し、国内治安体制強化に対する反撃の闘いの主要な位置を占める。単なる裁判闘争に止まらず、大量逮捕し大量起訴し長期勾留し分離公判という弾圧基本方針を粉砕する闘いとして、右からの体制再編に対して左からの支配秩序解体の闘いとして、自らの位置を設定していくものである。

三、東大闘争裁判闘争と破防法紛争

一に述べた如く、治安体制強化は、その法的側面への現われとして、既成法秩序の目的意識的形骸化と、それに代る反動的な法秩序、法原理の構築を伴う。市民法上の刑法規定が政治的弾圧の武器として行使され、東大闘争のみならず、全ゆる闘争に対して不退去罪、凶器準備集合罪が、最たるものとして放火罪、殺人罪が適用されてきている。東大、日大、中大、広大、然りである。他方、支配者が懐に温存していた弾圧のための伝家の宝刀が、市民刑法規定で尽せぬ闘いに、抜かれる。これが一〇・二一新宿闘争における、騒乱罪適用であり、さらには、四、二八沖繩闘争に於ける治安特別立法、破防法適用である。

破防法が言論自体を弾圧し、組織の解散規定をふくむことは周知の通りであるが、そしてこの破防法の狙いが、治安維持法下の状況の現実化にあることは、破防法反対闘争の過程で明らかになってはいるが、主要点は、立法後の大闘争に対する初適用であり、この適用は現時点に於いては個人適用であるが、今後の適用の常態化の地ならしとしての機能を持つものであり、来る十一月闘争、七〇年安保沖繩闘争の事前弾圧と、組織非合法化の狙いを明確に示したという点である。治安体制の法的確立として破防法適用がある。一方に於ける大量弾圧方針と、他方に於ける組織弾圧方針は破防法適用があり、この両者併せたものが現在の階級弾圧の基本方針である。東大一月決戦での激烈なる闘いは、闘争の全国的発展と、労働運動の中に新たな闘いの内容を持ち込み、国家権力の前代未聞の熾烈な弾圧にもかかわらず、大衆闘争の量的質的發展をもたらし、これが現実には、四・二八闘争の昂揚を創り出した。大量弾圧方針のみでは闘争圧殺を計れぬ事実を前に、国家権力は次の新たな攻撃として組織破壊を目指し、破防法全面適用への第一歩を踏み出した。

東大闘争裁判の闘いの方向は、統一公判の実現の困難性の中で、分離公判粉砕、分離公判という治安裁判秩序の過程を通じて、裁判所の分離公判方針を粉砕することである。それは当然に、大量弾圧方針の粉砕につらなるものである。破防法粉砕闘争の方向は、破防法を適用できない大衆闘争を、その中で、裁判闘争に対する考え方の深化が要請されている。東大闘争裁判が大衆化していく過程で、裁判に対する認識が、従来の単なる事後処理から深化し、弾圧に対する認識もまた均質化されてきている。東大裁判闘争はこのような大衆的次元に於ける裁判闘争の意義の把え返しがある点と、裁判闘争が治安体制、裁判支配秩序粉砕の闘いとして、攻撃的に構築しようとする点とにおいて、裁判闘争の新たな地平を切り拓いた。大量起訴―分離公判に対して統一公判獲得・分離公判粉砕が現段階の一般的闘争方針としての欠席判決、裁判所の欠席判決強行に対しても、それを粉砕する方向性の下に闘争を推し進めている。また、裁判所の分離公判の実質化を意図する保釈に対して、この分離公判実質化という攻撃に反撃する闘いとして保釈拒否を闘いの方針としている。裁判所の「中立性」の幻想破壊、ブルジョアの權威の粉砕、裁判秩序の破壊を目的意識的に追求するものとして、戦術のさらなる具体化、深化と欠席判決攻撃の粉砕の闘いを準備していくつもりである。最後に、重罪適用、少数起訴の裁判闘争の展開が具体的に考察されなければならないであろう。東大闘争裁判の固定的適用には慎重でなければならぬことを附記する。

して破防法適用によっても、事実上何等の打撃を受けない闘争体制、組織体制の構築、非合法下の革命闘争、革命組織の構築の中で破防法適用自体を無効化し、それによって組織破壊攻撃、破防法を粉砕していくものであろう。また、言論の自由というブルジョア法の大原則を徹底的に駆使・利用し、破防法と人民との間の亀裂をより推進する闘いを組むことである。東大闘争統一公判獲得闘争も、破防法粉砕闘争も、闘いの方向は、現在の治安体制を、そして、その強化を徹底的に粉砕するという一点に集約できるであろうし、またこの共通の大きな方向性の下に各々の闘争の発展を計るべきものである。治安体制強化に対しては、個々の強化の内容を大衆的に暴露し、国家権力との亀裂を促進し、他方、治安・弾圧の闘いを打破する闘争、組織を建設し、そのことによって治安体制、暴力的支配秩序を破壊していくものでなければならぬ。東大闘争裁判の闘いと破防法粉砕闘争は、弾圧の頂点にあるものとして、階級闘争全体に於ける、共通の位置を確認すると同時に、共通の闘いの方向性を確認しようものである。

四、裁判闘争の今後

一方に於ける大量起訴と、他方に於ける、従来例をみない重罪、放火罪・殺人罪・騒乱罪・破防法等々の適用という状

全国の七〇年安保闘争を闘い抜く青年労働者、学友諸君！
安保闘争を日帝打倒、世界革命戦争へと永続的展望をもって闘う活動家諸君！ 『破防法研究』誌上を借りて連帯の挨拶をおくる！

革共同とわが共産同の指導部に対し、四・二八闘争を教唆煽動したとして、革命の予防を直接目標とする破防法を適用してきたことは、国家権力の世界革命への恐怖と、革共同と共産同の革命的戦闘力、領導力への戦慄以外の何ものでもない。

日本帝国主義の独占ブルジョアジーと国家権力は、その対外戦略を明確にアジア侵略反革命にしほり、その戦略の遂行を安保反革命同盟強化↓沖繩のアジア侵略反革命前線基地化↓ASPAの経済政治支配から軍事支配への転換においている。

したがってアジアにおける日帝独自利害の貫徹を日米反革命同盟のヘゲモニー争奪を通して追求する日帝国家権力とプロ

ルジョアジーは、沖繩基地をわが手に振りかざし、北米市場と並ぶ二大生命線IIアジア後進国市場をアジア軍部反革命政権への政治軍事支配を通してASPAに集約し、対中国核反革命軍事体制を確立する要石とせんとしている。ここに沖繩闘争が、国家権力と革命党とプロレタリア階級にとって七〇年安保闘争の中心環となり、ブルジョアジーの安保・沖繩・ASPA戦略に佐藤帝国主義政府実力打倒闘争を貫く革共同と共産同に対し国家権力が襲いかかってくる基本的性格がある。

また、日帝ブルジョアジーには、アジア反革命同盟の盟友米帝との間に、北米市場および東南アジアの両市場をめぐる分割戦を激化せざるをえないため、経済的対立抗争の国家総力戦に規定された帝国主義再編攻撃をも強化せざるをえない。プロレタリアートとその先頭に立つわが革命的左翼と反戦青年委員会に対する攻撃と、これに結合するイデオロギー再生産点II大学の帝国主義的再編が、安保―沖繩―ASPA

Cの基本攻撃性格にそって重層化されてきているのである。

六八年を転換点として迫り来る帝国主義の統一市場の危機と、そこから突出する後進国武装革命闘争に対応してゆくために、国際帝国主義諸列強権力は、権力性格の転換を迫られ、ニクソン、キーンガン、ポンピドー、佐藤政府は、軌を一にして代議制に依拠する合法政府形態を残しつつも、国内プロレタリアートと革命勢力を庄殺するファシズムへと自己をなし崩し的に転換しはじめた。

佐藤帝国主義政府の破防法攻撃を頂点とする日本プロレタリアートと革共同、共産同に対する先行的な組織攻撃、国際的な世界革命に対決する攻撃の先行的性格にはかならない。

だが、日帝にとっては、基本戦略を貫徹するためには、国家イデオロギーを確立し、国民を侵略反革命に統合することが不可避でありながら、はなはだ、困難な条件におかれており、強引に行政執行権力、国家暴力機動隊による治安弾圧を先行せざるをえないところに追い込まれているのである。

日帝ブルジョアジーは、イタリアなみにGNP対比三〇％(仏は四〇％・西独は五〇％)へと防衛予算を拡大(三次防は〇・八四％)し、自衛隊の帝国主義軍隊化による沖繩のアジア侵略前線基地を一九七二年に完成するスケジュールを持って遂行してきた。だが、ポンド切下げに続くフラン切り下げは、再度、ポンドとドルに強圧を加え、国際通貨体制の雪崩れ現象を惹起せんとしており、この危機を西独へのマルク切

り上げによって脱出せんとしている。だが、西独では社民がむしる国際帝国主義の協調IIマルクの切り上げ政策を提起しているのに対して、農業破壊と危大なベルリン維持費を叫びマルク切り上げ反対を叫ぶネオナチ党のナシヨナリズムの突き上げに、キーンガンは切り上げ反対政策を提起して大連合分解の兆をみせている。

かかる危機の進展は、日本ブルジョアジーの七二年以降を射程におさめたファシズム政権への転換に拍車をかけ、急速な国内強圧を要求している。

佐藤帝国主義政府のファシズムへの先行的攻撃の性格は、こうしてわれわれに狂気じみた弾圧をかけつつ、敗政危機に見まわれ、伝統的な農村集約政策II食糧・二重米価の切り棄てさえ決意しはじめた。農村分解↓都市流動と食糧制廃止と農協停滞は農村に反自民党政治傾向を惹起し、自民党得票はすでに過半数を割ってしまった。

大学法国会の強行採決は、決して単なる議会制民主主義の危機ではなく、日帝ブルジョアジーの政治代表部II自民党の代議制独裁の行き詰りと破綻以外の何ものでもないのである。

日帝ブルジョアジーと国家権力の、安保―沖繩―ASPA Cへの対外戦略と、この戦略に規定された国内帝国主義再編攻撃を遂行すればするほど、彼等は孤立せざるをえず、われわれが強固な突進力をもって佐藤帝国主義政府の密集した反

革命暴力を粉碎し、彼等を安保闘争で政治危機の中に叩き込むならば、われわれは、七〇年安保闘争から、世界革命戦争、就中、アジアの武装革命闘争との結合を牽引する革命戦争の開始を日本で切り開くことが出来るし、ぜひなしとげなければならぬであらう。

四・二八闘争中央権力闘争は、その序章であったし、十一月佐藤訪米阻止中央権力闘争こそは、日本階級闘争が未だ到達しなかつた未踏の激烈な闘いとして闘われなければならないし、世界革命戦争への結合をアジアで牽引する出発点としなければならないだろう。

この革命戦争への火蓄を切り、革命と巨大なプロレタリアートの武装闘争をもって、プロ独への道へと全人民を結集し、内乱への第一歩をうち固めることこそ、国家権力の破防法攻撃の高らかな誇りをもった返答となるだろう！
闘おう！

一九六九年八月二十六日

警察病院にて

破防法事件事実経過

四月一日

共産同政治集会

共産主義者同盟

四・二八沖繩安保闘争へ向けたさらぎ議長らの、闘う全学生、労働者に対する強固な意志一致を図る。

四月二七日、革共同本多書記長、四月二八日早朝、藤原反戦世

警視庁、鎮圧部隊に総動員

——十一月に向けて臨戦体制——

丁度、校正が終った日の九月四日の『東京新聞』に、「警視庁、学生暴力に『臨戦体制』」「緊急時に鎮圧部隊」という見出しで、十一月決戦から七〇年にいたる警視庁の「警備方針」が、トップ記事で掲載された。

それによれば、警視庁は、九月三日、十一月決戦にむけて、警視庁警察官三万六千人の約七〇%にあたる二万五千人を「緊急時」にはいつでも、デモ鎮圧、弾圧部隊として編成して動員する「総動員令」を決定した、ということである。

この「総動員令」は、「すでに、これ（十・八羽田以来の闘い）は、学生運動の域を越え、学生の身分を利用した政治運動であり、法と秩序に対する挑戦。大学が武装暴力の拠点となり、何度打ちのめされても、すぐ再編されるという悪循環を完全に断ち切れない限り、なくなならない。佐藤訪米は頂点となり、ますます暴力が激しくなることは明確である」として設置された「臨時警察運営調整委員会」の決定によるものであり、期限は十月一日から一ケ年とされている。

警視庁始まって以来の全く異例の総動員令の具体的内容は、

(1) 集団的な暴力に対し鎮圧、検挙に必要な陣容を備える

話人を破防法四〇条容疑で逮捕、他数名に対し同容疑で逮捕状を準備
4・28中央権力闘争が「政府中枢震盪占拠」として展開されることに恐怖した官憲は、これまでにない徹底した事前弾圧を全階級戦線に配置する。

明大学館乱入へ、中大学館ロックアウト、早大法大等部内数大学に対する強制捜査、ロックアウト、及び、荒社学同委員長らの逮捕等、幹部の令状逮捕

四月二八日、全学連、反戦の部隊、御茶の水、新橋を中心に都内各所で武装闘争を展開、
九六五名逮捕される。

五月二三日、「サンケイ新聞」朝刊は、共産同に破防法を適用し「幹部を一斉逮捕する方針を打ち出し、二〇日までに議長右田昌人、政治局員高橋義彦ら共産同幹部六名に対し同法四〇条三号違反の容疑で逮捕状をとった。」と報じた。

七月二日、

久保井拓三全学連副委員長令状逮捕される

七月六日、

共産同議長さらぎ徳二逮捕される。なお、東大闘争での容疑で逮捕された久保井副委員長も、さらぎ議長が逮捕されることにより、破防法容疑に切りかえられ、他数名の同志に対する官憲の追求も一層強化される。

ため、三万六千人の全警官の七割に当たる二万五千人（四五才以下の警官すべて）が、いつでも部隊編成できるように体制をとる。

(2) 公安、警備部だけがこの種の事件捜査に当るだけでなく、刑事、防犯部にも公安部的な要素を持たせ、交通、警ららの捜査経験者もそれに加える。

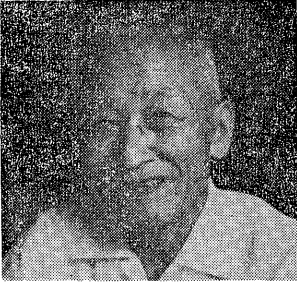
(3) 署長の権限を大幅に広げ、事務処理など書類活動を削減して、署員を現場活動に当たらせる
などであり、更に、秦野警視総監は、

(4) 破防法も積極的に適用する方針であることを宣言している。

詳しいことについては、次号にまわすほかないが、この総動員令は第一に、十・八以来の闘いが、いかに狂暴な弾圧を受けてもひるまず、より強力なより鋭い闘いとして爆発し、継続され、しかも拡大していることへの帝国主義国家権力の恐怖を背景として、十一月決戦への権力の反動的体制固めである。第二に、総動員令は、交通課にも治安的要素をもたせるごとく、警視庁総体の治安警察化、すなわち、警察国家化への質的転換を実現するものであり、第三に、日常的な治安活動を警察の全機構をあげて強化し、破防法攻撃の地ならしを行い、第四に、日本帝国主義の攻撃に断固として実力闘争をもって闘うものへの破防法の全面的適用の宣戦布告である、といえよう。

証言への歴史・特集

対談



大内兵衛



小長井良浩

治安維持法の体験

大内兵衛氏 一八八八年（明治二十一年）、兵庫県淡路島に生れ、五高を経て東京法科大学経済学科を卒業、直ちに大蔵省に任官。一九一九年（大正八年）、東大に経済学部が新設されるにあたり招かれて助教授となり、財政学講座を担当。一九四五年（昭和二十四年）停年退官。この間、一九二〇年（大正九年）森戸事件に連座して、懲役一ヶ月（但し三年間執行猶予）に処せられ失官退職、後に復職し、再び、一九三八年（昭和十三年）人民戦線事件の教授グループの主宰者として検挙され、同年治安維持法違反で起訴され、同時に大学は休職となる。翌一九三九年七月、保釈となり、公判では無罪となったが、復学できなかった。一九四五年（昭和二十年）、敗戦により東京大学教授に再び迎えられ、自由主義教授復学の先例となる。戦時中から、日本銀行調査局特別調査室を主宰し、東京大学退官後、法政大学総長を歴任する。東大名誉教授。

主要著書は、『財政学大綱』『経済学』『アダムスミス国富論』『ベッティー政治算術』『経済学五十年』ほか。

もくじ

森戸事件の発生と連座／大正デモクラシーの時代／ロシア革命とボルシェヴィズムの台頭／時代の激動と転換／大陸への侵略／治安維持法の時代／人民戦線事件の前夜／教授グループの検挙／長期拘束の実情／刑事司法のなかでの論争／暗い谷間で受難／戦後をいかに迎えたか／歴史の転換点

森戸事件の発生と連座

大内 私は、二度思想問題でひっかかったわけですが。初めは、いわゆる森戸事件です。起訴されたのが大正九年の一月ですね。文部大臣もやり、現在、中央教育審議会委員長の森戸辰男君が『経済学研究』という東大経済学部の学術機関雑誌の第一号に書いた「クロボトキンの社会思想の研究」が、朝憲系乱罪（出版法二六条）に問われたのです。平凡社百科事典に書いてあることによると、森戸事件というのは、「一九二〇年森戸辰男らに対して行なわれた思想弾圧事件。この年一月東京帝国大学経済学部機関雑誌『経済学研究』の創刊号に、当時同学部助教授だった森戸辰男の論文『クロボトキンの社会思想の研究』が掲載された。この論文は学内右翼団体の興國同志会や上杉慎吉一派から危険思想の宣伝であると摘発され、森戸助教授は朝憲系乱罪で起訴され、一月十三日、同誌署名人大内兵衛とともに休職を命ぜられた。公判の結果、森戸は社会の安寧秩序を乱す者として禁固三ヶ月、大内は禁固一ヶ月に処せられた。この事件は、学界、評論界に反響を巻き起し、文化団体や著作組合は、言論の自由を期し、文相、大学総長、経済学部助教授会の責任を問うとの決議を行い、また、黎明会の機関誌は『研究および発表の自由』という特集号を出し、言論の自由、学問の自由の擁護のための運動が巻き起こされた。」

これは、実に大事件だったですね。日本の言論界は総立ちになったですね。有力な自由主義の弁護士は全部森戸君の弁護士人になった。みずから出てきて無料で弁護に立って、それから学界からもず

いぶん人が出ましたね。

それで、ここに「文化団体、著作組合」と書いてありますけれども、そういうのが特集号を出して、例えば、黎明会というのもありましたね。そういうのが争ってこの事件の特集号を出した。そのことを話すとき長いですけどもね。

日本で初めて経済学が法学部から独立して、経済学の国家学（シュターツ・ヴィッセンシャフト）からの独立といえますか、あるいは、経済学の法律学からの独立といってもいいですけども、それを記念するために雑誌が出たわけです。それが長い間の運動と歴史的な努力、世界の大勢がドイツでもどの国でも経済学というのはシュターツ・ヴィッセンシャフトであったんですが、それがひとつの独立の学問になってきたんです。日本では一九一九年（大正八年）に経済学部というのができたわけです。京都が最初になり、一ツ橋も独立の大学になるし、だんだんそういうふうになって、経済学が初めて日本で独立したんですね。そのこと自体が文部省とか一般に官僚的な国家主義的な学界の考えにとっては少し急進的のうつつて不服だったわけですね。そういう思想の中で第一次大戦後における日本の思想的デモクラチック化の中で、学問の体系の中にそれが現われた。それに対する反動ですね。そういう空気がずっとあったわけです。そういう進み方は、日本のためによくないという意識があったわけですね。具体的にそれが現われたのは東大の内部のひとつの争いとして出てきたわけですね。

東大内部の争いというのは話をすれば長いんですけども、法学部の中で経済学を独立させなければいけないという経済学を中心の人と、経済学中心の人と仲のいい法学者とが一方にあって、他方に

は頑固な法学者があったわけです。それを大別すれば憲法論でいえば美濃部達吉と穂積八束の両思想の系統ですね。

穂積八束というのは今の参議院、当時の貴族院のたいへんなボスです。穂積兄弟というのは貴族院の大ボスであったけれども、兄貴の陳重のほうは、イギリス流のリベラルのほうで、弟のほうの八束は、ドイツ流で、ご承知でしょうが民法論争というのがあったでしょう、あの時分における保守派の民法を固守したほうの大將だったです。「民法改正の法案は貴族院の門に入るべからず」という有名な演説ですね。いろんなことがありますが、そういう考えですね。その穂積八束が病気になるって、その後を上杉慎吉という、若い、当時ひじょうに若かった、三十五くらいでドイツから帰ってきて、伝統ある穂積憲法をついで憲法の講義を始めた。

小長井 美濃部先生と競争講座のようになったのですか。

大内 そうですね。競争講座になりかけのころです。それで美濃部先生はほんとうは憲法の先生じゃないんで、比較国法学という行政法の先生だったんです。穂積八束が死んだためにちやうど空席ができて、上杉が外国から帰らなかつたりしたので、美濃部先生がそれをやっただけですよ。そこへ上杉が帰ってきて憲法の講義を始めて、憲法の講義がリベラルになったときに、上杉がこんどは反動憲法をやりに出した、そういう形勢であったわけですね。

それでもうひとつ元に戻ると、法学部の中に経済学からの独立を支持する派と、それを好まない派とがあったわけですね。支持する派というのは、法学部では小野塚喜平次、山田三良、これがリベラルであったわけですね。主としては法学部の最有力なる教授、高野岩三郎、あとで大原社研の所長になりましたね。ぼくらの系統の先生で

そうして、そのあくる日ですか、おかしいなと思っていたら、山川総長が森戸君にちよっとこいというので、森戸君が総長のところへ行ったら、「文部大臣から話があって、お前の書いた論文は国体を変革するという内容のものだ、どうするか。どうするかというのはお前はあれが間違っていたと、ああいうふうに書いたけれどもあれは筆の誤りだ、ああいう思想ではないけれども間違ったとお前言わないか。」と総長はそう言うんです。「そう言えば、おれはお前を文部省がどんなに圧迫しても擁護してやる、そう言わぬ限りはこの事件はだめなんだ。」こう言うんです。そうしたら森戸君は、「いやしくも学者が信念をもって書いたものを、言えませぬ。」そういう返事をしたんです。もっともそういう返事をする迄に一日待って下さいということを書いてほくらに相談したんですが、いろいろ議論はあったんですけども、結局森戸君は、そういうふうに言ったんです。そうしたら総長は、「それじゃ困る。おれは経済学部に同情しているし、なるべく事は起さないようにしたいけれども、いままとなつては、それじゃだめだ。すぐ教授会を開け。」ということを学部長に言ったわけですね。そうしてすぐ聞いたわけですね。そのころは今と違って教授でなければ教授会へ入れなかつたんだ。ぼくらにはシャットアウトされたです。山川総長が教授会へ来て、今言ったとおりのことを言っていて、どうするかということになった。そうしたら経済学部の教授会は、それは残念だけれども森戸君にやめてもらうしか仕方がないということになったんです。それがわかっていたら、それはたいへんな学内の学生の反抗の問題になったわけですね。そして経済学部の学生大会が突然開かれて、法学部の学生大会がすぐそれにつづいて行なわれたわけですね。

すが、高野岩三郎が独立の主演者であったわけですね。しかし、山川健次郎という総長が独立派を支持して、これはひじょうにおかしいんだけれども、これは最も反動の國憲主義者で会津の白虎隊の生き残りですから、そういう派の人ですけれど、そういう人というのは妙なもので、正義派で、それにひじょうに熱心で、つまり経済学部は独立したんですね。そういういろいろるなけんかをして、文部省と大学との争いであつたけれども、文部省も山川さんに負けて経済学部が独立した。

それを祝賀する意味でこの雑誌ができた。

その雑誌ができて、ぼくはただ雑誌の名義人であつて、雑誌ができればいいという意味でやっていたんですが、森戸君は一生懸命論文を書いていた。雑誌が出るたびに、新聞社から電話で、「えらいことが起った。」というんですよ。どういふことが起ったのかと言うと、「あなた方は検挙される。」というんですよ。「なんで検挙されるんだ、おれたちは何も悪いことなんかしてない。」「いやそうじゃない。国体を変革する」という法律に森戸君の論文が触れるだろうということになっている。「検事局でまわっている。」というんです。これはおかしいなと言っていたら、そうしたら経済学部の金井、山崎という長老の先生たちが、ほんとうによぼよぼの、元老があわててやってきて、大へんなことが起る、同じことを聞いたとみえてどうしようかというので、相談したんです。発行所は有斐閣なんです。それで有斐閣に命じて本屋に出ているやつを全部さし押えて、長老の各先生達がうるさく命じて回収したんです。われわれは下っぱですから反対でもしようがないので、その人たちが回収したんです。

経済学部の話をすると長くなるから、法学部の話をすると、法学部で活躍したのは鈴木義男、代議士があつたでしょう。

小長井 ええ、社会党内閣の法務総裁でしたか。

大内 他に蠟山政道、あの連中が弁論部でした。それで法学部も経済学部の学生を支持して、学校当局および文部当局に反対である、まして思想弾圧として検事のほうの弾圧に反抗しようということになったわけですね。それでたいへんな問題となりましたね。学内も沸騰し、学界、新聞も応援し、ただちに大問題になったですよ。一日か二日になったですね。そのときには、だれが始めたかというのはわからなかつたですね。検事局が活躍したんですが、検事局の中心は後に首相にまでなった平沼騏一郎

小長井 当時からそういう動きしておつたんですね。

大内 平沼系がその中心であることはわかつたんですが、そのじぶんに上杉慎吉に近い学生が七生社というのがあつて、これが学内の右翼団体だった。その最も有力なメンバーが岸信介。その当時法学部の学生大会で岸かだれか演説をしたですね。それがさっぱりだめで鈴木義男とか蠟山政道、新明正道とかあんな連中もそうじゃなかつたかと思えますが、いわゆるあとの新人会というやつです。そこで新人会が発足するわけですね。

それでこれはもつとずつと後年のことですが、上杉がベルリンでのもつとわれわれの経済学部系統の連中といっしょに酒を飲んで遊んだことがある。そのとき、彼は、自分で言っているんですね。あの事件を起したのはおれだということをです。だから間違いない。雑誌が出ると、早速、平沼のところへ事件をもつていったのは。これが出て二日か三日もたたない内に起つたんですから、こん

なもの読むはずないんだ。

小長井 検事局なんていうのは、経済学と迂遠なところにすんでいるわけですからね。

大内 われわれは、平沼ということは見当がついていたけれども、そこへの連絡はだれであるかということにはわからなかった。やはり東大内部にあったわけですよ。それでそんなに迅速になったわけです。

小長井 平沼駿一郎は、活躍期間に思想弾圧の悪行を重ねたわけですから。かなり長かったですね。

大内 それは長い。それより前から始まっている、というのはそれには因縁があるわけです。なんでクロポトキンの問題を平沼が追及したかという、幸徳事件のいろんな問題があるのです。幸徳の書いたものの中でいちばん彼らが悪い思想としたものは、クロポトキンの『パンの略取』なんです。それが平沼の頭にあるわけです。クロポトキンの『パンの略取』というやつはアナキスト、アナキストというのは幸徳で、森戸はそれを著述しておいた。その間にマルクス主義とか左翼思想というものがどういふものであるかとか、アナキズムとはどういふものであるか、そういう理解は全然ないんです。だから、とにかく無政府主義ということばがいけないんですよ。名前が。ことに幸徳が著述したクロポトキンというのがいかん。そういうのを日本の学界で、いやしくも著述するというのはけしからぬ。ただそれだけの論理なんです。クロポトキンがどういふのであるかというところはぜんぜん問題にならぬ。それで森戸君の論文は、つまり、逆ですけども、クロポトキンは無政府主義といわれるけれども、そんな暴力主義じゃないということを、暴力主義とは全然

反対のもので、道徳的な、つまり、権力で国民を治めるのは悪いと

いうそういう思想だということを書いて、そういう思想であるのを日本では幸徳なんかをやったために平沼なんかがそういうふうな解釈したために、間違えて解釈している。それを救ってやるうというのがこれの趣旨なんです。ところが、森戸君、若いし、たいへんな雄弁家ですから、あんまり調子がよすぎる、調子のいい文章で書いてある。それでそれからそれを読むと現代における社会の罪悪というものを非常に悪く書いてある。その点が読む人のあれではそうだったわけですね。全体の趣旨はそういうふうなことで、ちっともそんなことはないんですよ。暴力で政府を直接にくつがえすのいいということを書いてない。それでなくて政府なるものは悪いことをするもんだということがよけい出てくる。(笑い)それが事の起りと事の性質ですが。

小長井 先生はどうして森戸事件に連座なさったんですか。
大内 それは別に出版法というものがあって、出版法というのはどんなものであっても署名者が責任者となるわけですよ。
小長井 「編集兼発行人大内兵衛」というふうになっておりますね。
大内 ええ。その論文を知ってても知らないでもそれは形式犯で、国体の変革の論文を載せたやつは刑に処せられる。だからぼくはあまり責められなかったですよ。ただ形式犯として執行猶予になったんです。

小長井 東京地方裁判所検事局のほうに呼び出しがあったんですか。
大内 それはありました。ひどいもんじゃなかった。お前はこれ書

東京帝國大學經濟學部
經濟學研究會

編輯者 大内兵衛
印刷所 東京帝國大學印刷部
發行所 東京帝國大學印刷部
訂切所 東京帝國大學印刷部
印刷人 東京帝國大學印刷部

第一卷 第一號

クロポトキンの社会思想の研究

著者 小長井辰男

東京地方裁判所検事局のほうに呼び出しがあったんですか。
大内 それはありました。ひどいもんじゃなかった。お前はこれ書

→
東大経済学部の独立を
記念して出版され、森
戸事件の発端となった
機関雑誌『経済学研
究』創刊号

編輯者 大内兵衛
印刷所 東京帝國大學印刷部
發行所 東京帝國大學印刷部
訂切所 東京帝國大學印刷部
印刷人 東京帝國大學印刷部

第一卷 第一號

注意
本誌は東京帝國大學印刷部で印刷され、東京帝國大學印刷部で発行される。本誌の発行は、東京帝國大學印刷部の責任である。本誌の発行は、東京帝國大學印刷部の責任である。本誌の発行は、東京帝國大學印刷部の責任である。

↑
出版法に問われた発行
人としての署名

→
事件の発端となった森
戸辰男の「クロポトキ
ンの社会思想の研究」

いた署名人だろるか、というようなことだけでしたよ。

小長井 裁判長はどなたでしたか。

大内 裁判長はあとで満州国のいちばん偉い裁判官になった人です。その当時東大の刑事訴訟法の講師だった人ですがひじょうに立派な人でよかったですね。一審はひじょうに軽かったです。

小長井 弁護人はだれがなつたんですか。

大内 偉い思想家というのが特別弁護人として登場したんですね。三宅雄次郎、阿部磯雄、京都の佐々木惣一、東大の吉野作造、そのほか海野吉吉さんもおられました。ぼくらの友人では真野毅(元最高裁判事、弁護士) ああいうのが当時、みんな小僧みたいな手伝いをしているわけです。鈴木義男もそうです。とくに活躍したのが星島二郎、この人が裁判の組織者だったね。日本における思想問題関係の最大の事件でしたね。

大正デモクラシーの時代

その前の年、大正七年に、米騒動があつて、シベリア出兵があつり、朝日新聞が米騒動を煽動したというので寺内内閣から弾圧された。そうして社長の村山竜平というのが和歌山県の松原のきれいなところに自分の家があつて、朝日新聞社から帰る途中に右翼につかまつて松の木にふんじばられた。そうして叩かれた。お前は米騒動を煽動し、シベリア出兵に反対したというので朝日新聞をやめろと、つぶせというので叩かれた。しかし村山さんは約束しなかつた。それと同じことが今度は検事局から来たですね。朝日新聞をすぐ発行停止にしなければ、自分で朝日新聞をつぶさなければ政府のほうか

らつぶすという通達がきたですね。それで今度は朝日の中が大騒動

になつて十五、六人の最も有力な記者が全部やめた。やためというのはつまり、その人たちの書き方が悪かつたから、社長に迷惑をかけたというので社長は新聞をつぶしちゃいかんというので、おれたちがやめるからと言つてやめたんです。それも大事件でしたね。その大事件のためにやめた連中が別の新聞をおこしたんです。「大正日」というんですが、朝日新聞に対抗してやるうとしたけれどもこれはだめだったんです。やめた連中の一部の人たちが『我等』という雑誌を出した。その『我等』という雑誌が十五、六年続いたですね。それで森戸事件を擁護しているんです。長谷川如是閑、大山都夫というのが『我等』の主筆なんです。そのほかに権田民蔵というのが友人で、ひとつのグループで森戸事件を擁護したわけです。

そういう時代であつたらよけい、ほんとうのデモクラシーとほんとうの官僚主義、日本の穂積イズムですか、われわれは天降りの憲法と言つていましたけれども、それとの争ひでしたね。その政治的な大正七年のシンボルというのは寺内大将で、その政治的行動というのはシベリア出兵です。それで米騒動ですね。それでちょうど連の一九一七年の革命の影響に対する反抗、そういう時代だったわけです。それは実に大きな事件でした。

小長井 まったく学問の自由、それ自体に対して強制があつたわけですね。

大内 そうですね。それで日本の学界が二つに別れまして、いわゆる進歩派というのはそのとき初めて団結したわけですね。吉野作造先生がその団結の中心になつて、黎明会となつてそこにリベラルな学者が何十人か集まつて、『黎明会雑誌』というのが数年続いで出

たのです。その事件が学生に生み出したものが新人会ですな。

新人会の機関誌が、『社会思想』で、それと『我等』という長谷川如是閑、大山都夫の雑誌とが合併して、『批判』という雑誌になつた。これが三・一五事件、四・一六事件頃まで、日本の思想界を牛耳つたわけです。その頃、二つに分かれて、共産党系の雑誌と、全然そうでない雑誌。大多数はつぶれて、『我等』も『批判』もつぶれちゃつた。

つまり、その頃、はじめてボルシェヴィズムの影響の下にあるものと、日本に本来あつた山川均を中心とする労働派に分かれた。

『マルクス主義』『大衆』等、政党雑誌ができた。政治雑誌でない『我等』はつぶれた。私は、講壇マルクス主義としての生き方をしたのであります。

小長井 先生の事件の係属期間はどのくらいだったんですか。

大内 一審は、三月か四月で、第三審までいった。第一審の裁判長が、井野さんで、だいたいみんなの与論におされて、法学部の空気がいろいろとあるいは無罪になるんじゃないかなという評判でしたが、いちばん軽いところとして、僕が無罪で森戸君が一月か二か月か執行猶予がつくところだったんです。それからすぐむこうが上訴して二審は重かつた。大審院は同じでした。

小長井 当時の裁判というものは、まだそれほど厳しいというのか、そういうことはなかつたでしょうか。

大内 法廷はひじょうにほがらかなもので、学生も傍聴にいくし、天下の大先生が雄弁をふるつたですから、みんな面白がつてたいへんでしたよ。(笑い)

小長井 後の人民戦線事件とは空気が違う。

大内 ええ、全然違いましたね。

小長井 当時、先生は、休職には、やはり、なつたのですか。

大内 有罪判決があるまではならないと思うね。

小長井 執行猶予期間が経過するまで休職ということですか……

大内 ぼくは免職にならなかつた……いや、やはり免職になつたですね。私は復職した。で森戸君は復職にならなかつた。大正九年の初めに裁判に立つて、大正十年に留学して、そのじぶんにはもう役人じゃなかつたです。東大を免職になつて、留学中に、東大は、私を復職させたです。

小長井 留学はドイツ……

大内 ええドイツです。

どんなに裁判が人気があつたかというのと、それより前には全然われわれと知らなかつた当時の売り出しの文士、有島武郎、ぼくらより四つか五つ上なんです。事件が起つたらすぐ来てくれというので行つたら、ごちそうしてくれました。クロボトキンをよく研究して知つてると言うんです。文章としても立派だし、書いてあるものもいいから、政府が弾圧するなんてけしからんというので、大いに奮発しろということがありました。

またひとつのことを言うなら、石橋湛山君も『東洋経済』の編集をやつていて『東洋経済』の名前で同じようなことでごちそうしてくれました。それくらい人気があつたわけです。実にみんなが森戸君を擁護したわけです。

小長井 当時は、大正デモクラシーという……

大内 大正デモクラシーの一つのクライマックスですね。ですからそれに対する弾圧というのがあつたわけですね。

いろいろな思想の事件があるときで起ってもその波が必ず東大に寄せてくる、今回（東大斗争をさす）でも同じですけれどね。その解決というのが、東大がどう解決するか、それに対する問題というのはやはりひじょうに重要ですね。この事件では、そのときに、形式的にはわれわれは負けたわけです。しかし、日本の思想界全体に対するデモクラシーのうえからいけば、やはりひじょうな勝利だったですね。

小長井 裁判というのはそういうものですね。判決がどうであるかというよりも、事件自体が全体の歴史の中にどれだけ重みを落すかということが、後になってみると、大きな歴史の意味をもつということがあるわけでしょうね。

大内 弁護士も、日本でいちばん信用のあった刑事では花井卓蔵、今村力三郎、民事では岩田宙造さんに原嘉道さん、みんな出て来てです。それはほんとうに盛大な大裁判でしたね。

小長井 大正期を象徴しておりますですね。

大内 吉野作造、佐々木惣一先生とか。すべてを通じて森戸君の参謀であったのは高野先生です。この事件はこういふふうによれというところで、あの人は表面に出ない人でしたが、裁判官のところへでも、誰のところへでも、自分が行って頼んでくるという動員力を持っていました。それはなかなか大事件でした。

ロシア革命とボルシェヴィズムの台頭

小長井 そうしてみますと三・一五、四・一六という事件を経ていくうちに、この時代が暗いほうにかけ落ちていくということになっ

ペリア出兵の失敗ですね。尼港事件がその失敗の起源ですけれども、尼港事件の結末が日本に不利益だった。

思想界では初めてレーニン主義というのが紹介されて、日本で最初にレーニン全集というものが出たのが多分、大正十五年か昭和二、三年でしょうかね。そのくらいですから、それがひとつの現れでしょうかね、とにかくそのころ、学問的には粗雑ですけれども一応マルクス・レーニン主義というものの主なものが日本に紹介されて、それが日本において学問として土着した。河上肇先生の『社会問題研究』という雑誌が出ましたのが大正八年じゃないかと思えます。第一号がどのくらい売れたかということによって、日本におけるマルクス主義というものが、どういふふう流行したということのバロメーターになると思います。それは毎号々々、その数がふえていきますよ。三十銭だったでしょう、一冊。ページはせいぜい五十ページでした。誰でも買えるわけですね。ひじょうに平易な文章でマルクス主義の解説をやったんです。それがはじめはまったくマルクス主義になっていないです。ブルジョワ経済学とマルクス主義とのあいごみたいなもので、ひじょうに間違いもあるんですが、先生自身もマルクス主義というものを自分の信条とするようになっていないですね。それが七、八年の間に、先生も確然たるマルクス主義者になり、書くことも、ドグマチックになっている。断言的にマルクス主義になってますね。それはひじょうに面白い点です。

森戸事件が東大におけるひとつのクライマックスであって、河上さんのマルキストとしての本体、マルキストといっても、ジャーナリストティック・アカデミッシュン、民間の才能と違った特別な才能が京都大学に現われた。京都大学がマルクス主義のメッカである

たわけですか。

大内 そうです。それは共産党運動と直接関係がありますね。

小長井 治安維持法が制定されて、京都学連事件というのが起って、

大内 森戸事件は、直接共産主義というカテゴリで考えるのは間違いですね。純粹のデモクラシー運動のひとつの波が頂点に達したということと両方からそれを争ったということですね。それから、政府のほうに負けたですね。

小長井 負けという実感だったわけですね。

大内 ええ、まあわれわれはそうですね。形式的にはむこうは勝ってる、私もやめたんですからね。私はやめて東大へ戻りましたけれども、これは東大が寛大で骨を折って、あれは学校のために署名人になって、そのために形式犯罪としてやられたのだから学校のほうで戻す義務があるというので、ぜひ戻れということですね。ドイツへ私費留学をするときは、必ず帰すから勉強してこいというふうなことだった。まあやはり、言論界のほうの勝利だったでしょうね。デモクラシーの勝利。

ところがそれと関係のあったかなかったか、やはりあったと言ったほうがいいでしょうがそのうちに、共産主義というものが、やはり出したですね。やはり出した形態はいろいろありますけれども、高島素之の『資本論』の翻訳が出たのが大正九年でしょうか。大正十年から十一年、十二年くらいには日本に主なマルクスの著作が翻訳されるようになった。同時にやっぱりロシア革命の実態の紹介というものが地盤を得たですね。ロシア革命自体が片山潜以前と切って、事実上日本をいろんな方法によって煽動したですね。つまりシ

というふうには、政府からは思われるようになった。正直に言って、河上さんより偉いマルキストは、その当時、学者にもあるし、実際のマルキストもたくさんあったわけですね。しかしジャーナリズムというものが大切なので、河上先生の『社会問題研究』というのが売れて、わかりやすく学生界を風靡したということがこの問題の重大なことになって、それで京都大学の学生事件というのが起ったわけですね。

小長井 なるほど、そういう経緯があったのか、ということも思いました。それで、京都大学の方が治安維持法の第一号事件になるわけですね。

大内 治安維持法を改正する、今の学生問題と同じですけれども、ちょっと、学生の目標は違いますけれどもね。それがまた実に純真な学生の……。

小長井 労働者啓蒙というふうな思想で……。

大内 そういうことは全然ないですね。純粹の科学的な学問ですよ。ことばのうえでは、労働者団結せよと言っているわけですがね。学生の中に労働運動との連帯というほどのことは無いです。そうでなくて人道のために世界を改革するというふうな思想があったわけですね。

京都大学学生事件というのはいつでしたかね。

小長井 大正十五年一月十五日が最初の検挙ですね。

大内 そのときに大勢の人が検挙されて……。

小長井 野呂栄太郎、鈴木安蔵、淡徳三郎、後藤寿夫（林房雄）、大内、ずいぶん大勢おりました。三八人くらいじゃなかったか……いろいろな影響がありましたけれども、直接東京の学生がやられたの

はないです。主に京都でしたね。

それで河上さんの出処進退というのがむずかしくなりました。河上先生というのは善良そのものの先生で、ある意味で馬鹿正直というか、政治的行動のできない人ですよ。こうやってこう行きますから、すぐ捕っちゃうんです。実に良心的な人ですから、学生に対する自分の責任、そういうようなこと、運動に対する自分の責任ということを非常に重く感ずる人で、結局京都大学をやめなければならぬようになった。なったというよりは、やはり政府とジャーナリストとにさせられたといったほうがいいですね。自分で意識していたわけでもなく、なってもいいという覚悟でやっていたわけでもない。時の勢いですね。

ひとが知らないことでぼくが印象を申し上げますと、京都の学生事件がありました。その頃どういうわけかわからんが警視庁が、東大の比較的有力な先生に京都大学の学生事件の説明をしたいという申し込みがあったですよ。それはつまり東京の学生もこういうふうになっちゃいけないから注意するようにということだったんでしょ。うな。それである日その一員に加わって学士会館に行きました。そうしたら、額須弥三(昭和三〇年二月)四一年二月自民党代議士が、捕まえるやつで、課長にもなっていないかたんだらうと思いましたが、それが来て説明したですよ。言ったことの中心は、捕まった学生は実に頭がいい。学問もよくできるし、人間も立派だということだ。こういうのがこの運動の中心になっていたことは、日本にとってははひじょうに恐るべきことだということを口をきわめて言いました。それはむろん、向うからいえば東大の先生はよく注意しろということになりますかね。

エヴィズムで極端になったわけですよ。つまり、その時代に、レーニンとカウツキーの対立ができたわけですね。それが、今日から考えても、ひじょうに重大なできごとだったわけですね。それが、理論的にもそうならざるを得ない、そうなるのが歴史の当り前であるというのがレーニンの理論ですね。つまり世界は一つである。社会主義にとっても資本主義にとってもそれぞれの国の資本主義、それぞれの国の社会主義ではあるが、しかし、それは一面であって、他面は世界の社会主義、世界の資本主義というのはひとつである。そこでつまり共産主義というのが、具体的には二つになってなぜ別れるかといえ、レーニンの理論によれば、世界の資本主義というのはひとつの輪をなして、その輪が幾つも続いていくんです。国によって。輪全体がひとつだから、革命というのはいちばん強いところ、資本主義が一番発達したところから起るといのがカウツキーの理論で、それがマルクス主義の正統の理論とされているけれども、それは間違っている。いちばん弱いところから起る。資本主義のいちばん弱いところの社会的諸条件によって、ことにそれをつづすほうの組織力によって、そういう理論ですね。カウツキーの理論だと資本主義が発達すれば世界共同のひとつの社会ができて、そこではかならずしも革命を必要としないという理論ですね。それはけっしてそんなことをいうのは、空に言っているんじゃないんです。カウツキーもレーニンも自分のところの運動の実際をつきつめて言っているわけですよ。それでなければあれだけの学説にもならないわけ、それだけの勢力にもならないわけですね。

一九一〇年のときには、国によって党派によって、いろんな流れがあったわけですよ。ドイツにもフランスにも第一次大戦が起る前は

小長井 当時は、三・一五事件にしても、四・一六事件にしても、ずいぶん逮捕者を出しておりますが、広範な影響力を持っておったわけですか。

大内 ええ、もっていたですね。それはもってあったというのはちよつと言いきませんが、勢いとしてばあっと起きつつあるなという感じはもってましたね。

小長井 軍事教練の反対運動が、大正十四年十月、小樽高商から起って、そういう共産党の学生運動がずいぶん治安維持法で数多く検挙されているのを見ますと、今も世の中が賑やかですけれども、時代がそういうひとつの曲り角を感じさせるんですが、どうですか。

大内 それはかならずそうです。西洋の歴史からいっても、第一次大戦前の一九一〇年から十四年まで、これが思想的にも社会主義を中心としての、ある意味における混乱の時代ですね。それから社会全体で激動の時代だった。それでその時代に、つまりそれより前はマルクス主義というのはドイツが中心でカウツキーが一番偉かった。ぼくらはその時代に社会主義というのを習った。ぼくらの読んだのが「ノイエ・ツァイト」という雑誌でカウツキーが書いて、カウツキーというものを日本に紹介したのは堺利彦、山川均ですな。

日本ではひじょうに影響薄いですけれども、ドイツでは日本の社会党くらいで議会の三分の一の議会勢力であったですからね。その時代が、つまり問題であったわけですね。その時代に、レーニンによれば世界が初めて帝国主義になった。その時代に、ロシアに、ボルシエヴィキという党が初めてできて、その党がドイツの社会民主党と比べて、ドイツのほうが改良主義になって、ロシアのほうがボルシ

たいへんな喧嘩があったわけですよ。社会党の中に。

それと同じことが今起っているわけですよ。世界中。それがもっと大スケールに。

時代の激動と転換

小長井 二つの転換点を实地にご体験になって生きぬかれてきた実感から今が激動への曲り角というか、時期というお感じは持っていますか。

大内 それは持っています。

もっと具体的に言いますと、日本でいえば満州事変の入口ですね。二・二六事件とかあの辺の、昭和三、四年から六、七年までというものがそういう感じですね。

私としては三度目ですな。人生としては、感じ方としては、治安問題に対するブルジョワの対策、そしてプロレタリアのそれに対する争いは三度目です。

小長井 最初は、第一次大戦の前。二番目は、満州事変の前、日本の帝国主義戦争が始められたという……

大内 共産党が初めて弾圧されたですね。世界的にそうですよ。その次に、一九六八年頃から、六九、七〇、七一年というのはクライマックスじゃないかと思えますね。何かが起るんじゃないかと思えますね。実感として。

小長井 それは私も理論的に考えてどうしても研究しなければならぬと思っているんですが。

大内 だいたい傾向はレーニンの学説でもありますけれども、ア

ナキズムの傾向、日和見主義の傾向、それから正しい革命的マルクス主義の傾向、そういう時代には三つ並んで出てくる。その闘争の中に発展がかならず現れるというのが、レーニンの理論ですね。レーニンのまた経験ですよ。ロシアの経験でレーニンはおれはボルシエヴィズムである。おれは革命主義である。おれはプロレタリア独裁ですね。第一次大戦のときのレーニンのやり方であり、ある意味で実現した。第二次大戦のときはどういう形で実現したか、どういうことになっているかというのは、今の歴史の読み方ですね。今の歴史の読み方でフランスはどうかイギリスはどうか、日本はどうか、各国の共産党はどうか、社会主義はどうか、か、各国のブルジョアの勢力はどうか、そういう問題になるんですね。そういう問題はぼくらの科学者としての知りたいところですね。科学者といってもわれわれはいちばんわかるのは、手近に公式的に、経済の事実の分析というふうにやっているわけです。そういう実感と私自身の今の生活はそういうふうに結びついているわけです。

小長井 そうですか。そうしますと、満州事変から翌々年は、例の京大で滝川事件が起きる時代が、戦争態勢、軍国主義というふうになびいていったわけです。大正デモクラシーから、国内の澎湃とした反体制の動きも、一挙に風靡していったように、歴史が読めるんですね。

そういう中で、先生方もひじょうにご苦労を。

大内 そんな簡単なものじゃない。それは実に……ことにその中における一人々々の言論とか考え方とか、実に複雑で分類してしまうのはむずかしいですね。

それだけもっていったんですからね。すごい歴史のうねりですね。

しかも共産主義の根は二つあるんですよ。おれのほうが本家だと争っているんですから、大問題ですよ。しかししづれにしてもそうならざるを得ない歴史の必然があるんですね。だれがどうというわけじゃない。アメリカとソ連との全体の関係がそうなっているんですね。

小長井 ヘーゲルではないけれども、存在するものには合理性がある、というので、そういう何らかのレゾン・デートル(存在理由)があってああいうふうになっているんですね。

大内 アメリカのほうからいえば、二つになっているからおれのほうが強いという、ニクソンを代表とするアメリカニズムのあれですね。ソ連のほうからいえば、おれのほうがオースドックスで、毛沢東のほうからいえばほんとうの革命主義者はおれたちだという。

これがどういう形で合同するか、どういう形で分離するか、ちょっとなかなかわからんですよ。

小長井 第二次大戦によって成立した戦後体制というものが全体として大きく動揺して、ここに問題があるんじゃないかな。

大内 そうです。そうです。これは単一なるシステムにならなかつた。資本主義にもならないし、社会主義にもならなかつた。それが今までずっとこうやって……

小長井 ヤルタ体制全体がとわれてきているということですね。

大内 だんだんよけい問われてきているわけだけれども、しかし、やはりやっているほうからいうと、たとえば、佐藤、ニクソンなんかが言う、それはおれのほうが強くなっていると思っっている。それでなければやっていけないから。

小長井 ひとりひとりの生活史の中に刻まれているわけでしょうね。各人が屈折した形で、全体としての国というのがそっちの方向に向いていったということですね。

大内 歴史の力というのはえらいもので、その中に生きていますから世の中というのはそう簡単に結論が生まれませんね。

体制は社会の機構が同じ資本主義であれば同じように動くですし、今日の相違点は、第一次大戦のときはもちろん、第二次大戦と比べましても、最も違うのは、この間ありましたね、共産主義の大会が。

小長井 世界共産党会議ですね。

大内 いろいろあそこ集まっているプロレタリアの世界的な力の大きさというものは重要ですね。その大きさというのは第二次大戦の前の大きさと比べると比較にならない。

もうひとつ違う点は逆に言いますと、アメリカとか日本の生産力の大きさの違いですね。これはまたあのときと比べると、生産力とは美しいことばで言うだけで、相対的には人間を殺す力ですよ、破壊力ですよ。その大きさというのは実際のことはとても知らないけれども、一九三〇年代に比べて五倍や十倍じゃない。とにかく月に達するんだからたいへんな違いです。そのバランスがどうなるかですね。

もうひとつ違うのは、中国ですよ。これはまたたいへんな違いです。第一次大戦後の一九二一年の五月ですが、中国共産党ができたのは、ぼくが森戸事件にやられてヨーロッパへ行く途中ですよ。そのとき中国共産党は五六人かですよ。そこに集まっているのは。それが今はどうですか。十分な団結力じゃないけれども、とにかくあ

大陸への侵略

小長井 現在では、日本がアジア支配をするなどといっても簡単に信用しませんね。歴史上最強といわれるアメリカ帝国主義ですら、ベトナム一つ支配することができないのですから。

大東亜共栄圏という思想は、それだけの迫力もっていたんですか。

大内 そうですね。それはもう大東亜共栄圏というのが簡単に述べられて、みんながそれをほんとうかと思って、日本人全体が思っています。それはうそに違いない、うそでもそう思えるほどいえたわけですよ。今はそんなことをいったら(笑い)ほんとうとも何とも思わないですよ。いかに軍部を連れてきて。だからあの当時のイデオロギーの軍部の偉そうなことをいった奴を、東条がいちばん阿呆でしょうけれども、その他何ほでもおりますが、ああいうのを今連れてきて、大衆の前で演説させても、誰も(笑い)ほんとうにしないですよ。それを東条が……。あなたどのくらいでしたか?

小長井 私は、ちょうど皇紀紀元二千六百年の奉祝(昭和十五年)がすんだときに、国民学校にはいり、初等科一年の昭和十六年十二月八日、大東亜戦争が始まりました。

大内 うちの力(大内力東大教授をさす)が、昭和十七年に大学を出たかな。

小長井 うかがいました。

大内 ぼくの家内が、とにかく卒業したんで、喜んで東大の卒業式に行ったんです。ぼくはあんなところへ行くなんて思ったんですけれ

ども、行ったら東条が軍服を着てやってきました。そうして、東条の洋服がひじょうにきれいだったんですね。敬礼をしたら手袋がひじょうにきれいだったんですね(笑い)。家内が帰ってきておこっていましたよ。われわれが飯が食べないのに、きれいな洋服を着てやってきました。まあ、そんな時代だったですね。

小長井 しかし、大東亜共栄圏の思想というのはいつころから出てきたんでしょうか。満州事変とともに……

大内 まあ、ちゃんと組織されたのはそのころですね。しかしそれより古いですよ。征韓論もあるし、いろいろありますけれども、中国の混乱と前後しているわけですね。中国の混乱の歴史というのは、つまり中国の辛亥革命(一九一一年)、あれがぼくらが大学生のときで、もうそのころから中国は混乱していて、日本も世界も中国に軍隊を送っていったということがあって、そのうちのひとつで、日本の形態が大東亜共栄圏ですな。

小長井 二・二六事件で処刑された北一輝なんかも中国革命を研究していますね。

大内 そうでしょう。

小長井 やはり日本の歴史をみていくと、ずっと中国へ、中国へという大陸政策ですね。

大内 そうです。というのは、ぼくは法学部ですけれども、ぼくらの先生で、寺尾というのが国際公法の先生だったです。その人が講義半ばにして中国へ行っただすよ。中国へ革命を助けるために右翼の頭目の頭山満なんか相棒でね、頭山満と寺尾亭と。それでぼくは国際法を少しならって(笑い)そのあとならわなかったですよ。それで試験は、誰かかわりにして、みんな似たような答えで、そんな

小長井 かなり青春の激情を象徴していたんですね。

大内 それはもうね、大杉が外に出るとみんながついて歩いたですね。

小長井 しかしそういう時代がまた満州事変からずっところがっていくということですね。

やはり満州事変を起して中国に出ていかなければ、日本の資本主義がどうにもならないという、そういう閉塞感というのはあったわけですね。

大内 それはやっぱり日本の資本主義の発達というのは、ひじょうに早かったです。西洋にくらべて。いろいろな条件があって、明治二十年くらいからちょっと資本主義的になってきたんですね。それ以前は封建的なもので、百姓ばかりで、はじめて工業とか紡績、生糸でも、機械でやるようになった。明治二十年ころでしよう。織物でも機械を使うようになったのは。それがもう日露戦争が終った明治四十年ころになると、たった二十年ですからね。

それから第一次大戦がすすんで、たった三十年です。それまでちょっとこの資本主義的な工場形態ができたわけですね。

そんな早い国は世界にないですよ。それが今度は第一次大戦が終わって大正九年に、つまり森戸事件がおこったときに、はじめて恐慌がきたわけですね。

小長井 やはり思想的事件というのは経済界の大きな事象の流れと一致するわけですね。

大内 大正七年に米騒動があって、大正九年にはじめての恐慌があった。

小長井 第一次大戦後にきたんですね……

なような時代があったわけですね。

小長井 それから第一次、第二次、第三次の山東出兵、そして、満州事変につながっていくわけですね。

大内 山東事件というのは、第一次大戦の最中における日本の活動ですな。ドロボーですよ(笑い)。あれがつまり対支二十一カ条の要求(一九一五年)になって、それからだんだん露骨な侵略になってくるわけですね。だからやっぱり中国をドロボーするというのは古い思想ですね、形はいろいろ変わっているけれども。

小長井 やはり満州事変というのはひじょうに大きな画期だったわけですね。

大内 それはもう画期です。画期というのはいろいろなドロボーを生んだ実戦として、日本が日露戦争に勝利を得て朝鮮をとってその時代に、幸徳事件が起っております。そのあと華やかだったのが、大杉栄ですね。

小長井 そうですか。幸徳秋水以来の思想家といいますが、実践家といえますか、やはり大杉栄ですか。

大内 それはそうだけれども、ぼくらは全然尊敬しなかったけれども、あばれ者でしたね。ひじょうなあばれものでしたよ、思想界でも実践的にもね。それで学生とかそういうものに人気があった。思想がどうというよりは、権力に反対するというのがおもしろかったんだな。今のゲバと似ているよ(笑い)。

小長井 ひじょうにスカツとしている。かなりフアナティックだったんですね。

大内 そうです。神近市子さんと刃傷事件を起してね。ああいうのは、すべて当時の人にとっては、夢見たような英雄だったよな。

大内 そして今まで新人会だの何だのといって学生がいはばっていたのに、大正十年から十一年ころになると今度は就職難になる。大正の末期は就職難です。昭和二、三年になると、またひどい就職難でいわゆる農村問題というか、日本の農村がひじょうに疲弊する。だからどうしても外にいこうということになったわけですね。

小長井 満州事変がおきたときは、これはもう大変な事件だということとは直感なさいましたか。

大内 いや、それは、満州事変というのは、われわれには全然わからないわけですよ。あれがわかってきたのは相当時間がたってからで、ほんとうに知っていたのは西園寺さんくらいでしょう。ほとんどぶつうの人は何にも知らないですよ。ああいうことは。何かおこっているのは西園寺さんの動きとか、政界上層の動きはあったけれども、日本が満州をとろうとして、そういう計画で進んでいるんだということとは、そんなことがわかるのはひじょうにおそいですよ。

小長井 リットン卿調査団(一九三二年)がくるというようになってからようやくわかってくること。

大内 そうそう、それはそうですね。それはひじょうに秘密にやっていたから。

治安維持法の時代

小長井 思想界では統制的な一元化というものが進んでくるようなことを感じましたか。

大内 それはもちろんですね。おかしいなという感じですね。

小長井 共産党の運動はどんどん地下にはいって行って、特高警察

の治安弾圧も大いに猛威をふるいだして、戦争体制と調和しないようなものがどんどん統制され一元化されてくるという動きが顕著になってきたというのはいつごろからですか。

大内 やっぱり治安維持法の制定ということがありますね。

小長井 大正十四年。

大内 あれがほくらにはこれは大変なことと思っただけ。しかし、あのときは、適用はそんなにしないというような、帝国議会で、言明でしたね。それでほんとうかなと思っただけ。幾分かはだまされていくということもありましたね。国民としては、われわれは、だまされてはいかんぞくらいは思っていました。

小長井 実際には、京都学連事件から三・一五、四・一六さらにずっと、そういうコミンテルンとのつながりを追求していく。

大内 だんだん猛烈に、大きくなりましたね。具体的には救済会までやられたというのがありますね。やっぱり相当大きかったです。

小長井 救済会事件ですね。そこまでいくと、今度は野放図になりますからね。

大内 われわれの友人とか何とかで救済会の事件でやられた人たちはひじょうに多かったね。東大の山田盛太郎君とか、平野義太郎君、ああいうのはみんな救済会事件じゃないかな。山田君なんか五円とか十円の金を出しただけじゃないかな。救済カンパで。それだけじゃないかな。この間その話を山田君に聞いたんだけど、正確には忘れたけれども、印象はそうだな。これはひどかったんだなと思っただけ。

小長井 国体変革の目的遂行行為だというわけですね。治安維持法というのは拡張されてくるわけですね。

鈴木喜三郎、平沼騏一郎とか、まあ、あれなんかひどかったね。いやなやつだったな。それから、刑法の先生で本を書いていた山岡万次郎、ぼくらは実にくんでいたな(笑い)。ああいうのが検事の主流で、それから塩野季彦、あれは少し年が若いでしょう。あの系統の奴がいばりちらして。小原直、にくらしいと思っただけ。こわい奴だと思っただけ(笑い)。もっとも、実際は知らないんですよ、くわしいことは。

小長井 ということは、やはり相当各界に対してにらみをきかしていたということでしょうね。

大内 それはそうですね。

小長井 今の検察庁というふうなものでは全然ない。

大内 そんなものじゃないですよ。大体、あなた方研究して知っていられるでしょうけれども、幸徳秋水事件なんというのはどういうような、どのくらい法律根拠が法律解釈としてあったのかね。いろいろ問題ですね。

小長井 そうですね。手続的にもどれだけの証拠があつて適法に処罰されたのか。

大内 和歌山県の新宮の牧師で、あとで小説家になった有名な人がおられますが、その人の小説の中に登場してくる人物の話がたくさんありますよ。それがほくらには、吉野先生が大正九年か十年に東大の非公開のわれわれの会議に出て、その牧師を呼んできて、当時の真相を聞くじゃないか、吉野先生と高野先生が主催で、ぼくら小僧で、助教授か助手で、牧野先生もそれに参加して、その話を聞いたですよ。実におもしろかったな。それで大体うそっているんだなデッチあげなんだなということをそのとき確信したな。

大内 山田君と平野君ともう一人、神田の専修大学の小林君、もう六十七、八ですね。その三人ですよ。三人に聞いてもらいなさい。ほんとうに、ばからしいですよ。誰かに金を出したんですよ。その出した金というのが九円ですよ。九円でしかもうまいことだまされて、そんな大したことじゃないと思っただけですな。それで三人ともやられたですよ。

小長井 東大の教職を奪われたんですか。

大内 奪われた。もっとも平野君は同じケースだけどもちょっと違う。平野君ははじめそういうことであつて、小野塚先生が平野君を呼んで、おまえあぶないということ、これから活動してはいけませんが、今度だけは許してやろうということになって、それはいつでしたかね、向坂君なんかやめられた事件のときですよ。そういうことになって、平野君は許してもらったんですよ。大学は、それは小野塚先生の司法省に対する約束といますか、努力というか、そういうことで許してもらった。そうしたら平野君はドイツに留学して、帰ってきてからドイツでか、何円か救済、それでやられた。それで小野塚さんおこつて、約束が違うと。

小長井 なるほど。当時の司法省というのはそういうような権力をもっていたんですね。

大内 もつていたんでしょうね。

小長井 今は検事志望者はひじょうに少ないんですが、昔は検事はひじょうに優秀な人がなつたといえますね。

大内 それはあの系統でなければ早くは出世しないし。それから政治家になれなかつたですね。今の司法大臣などになれなかつた。判事から司法大臣になる人はなかつたな。検事出身の人が、たとえば

小長井 それにしても幸徳事件というのは日本の刑事司法の中で、まず最初の大汚点ですね。

大内 そうです。そのときの速記があつたんですが、第二次大戦のときに焼けたんですよ。

小長井 幸徳事件が日本の思想の一つの大きな体質を決めておりますし、それからやはり何とんでも治安維持法というものの運用を通じて、司法の取締権能というものが強調されております。

大内 それはもうね。治安維持法でまた上手になつたですね。

小長井 刑事司法の力というものはばかにならないですね。

大内 いや、それはばかにならないね。

人民戦線事件の前夜

小長井 ところで先生方の人民戦線事件の端緒はどういうところからおこつたんですか。

大内 あれはほくらが脇村とか有沢とか、美濃部が、(助手、もしくは助教授ですが)大学では教授にはさせないというのが大体きまつたんです。きまつたというのは、やはり学内の争いですけれども、それは長い間の争いですけれども、端緒はマルクス主義の勉強をする、マルクスのものを読んでいるという、ただそれだけです(笑い)。

それで脇村君は十三年かな、有沢君は九年か十年です。それから山田君も九年か十年かな、当時大森義太郎君、これは非常に秀才でした。これも八年か九年でした。そういう連中が経済学を勉強せずマルクスばかり勉強するというんですよ。マルクス経済学は経済

学じゃないと思ってるんだよ(笑い)。

それをリードするのは大内だというんですよ。それを大学からジャットアウトしなければ、日本は危いと、こういうことです。大体それが端緒ですな。

小長井 そういう考えの主唱者は？

大内 それはやはり上のほうの老人たちですけれども、それを実際に、われわれに対して実行するのは河合榮治郎と土方成美ですし、そういうのがするから、それじゃ実際はほかの勉強もしているんですけれども、ちょっとでも資本論を読んだりすることがみつかる、そういうふうにきめてしまわうわけです。

小長井 そういうことは囲りからじわじわと。

大内 それは、京都大学事件とか、ほかの事件がおこるから、そうするとそれが雰囲気きめてしまつて、東京大学も大変なことになるぞというわけだ。

それでしようがないからみんなで一緒に勉強しようということになって、一九二九年のアメリカ恐慌からはじまるわけです。アメリカ恐慌の研究を共同にはじめたわけです。そして、ぼくの家へきたり、美濃部のうちに行ったり、かわりばんこに勉強した。それでね、勉強したけれども、私宅ではなにかと具合が悪いというので、神田に医師会館というのがあって、その中に部屋を借りて、それと一緒に勉強するようになった。そのころは、一緒に、中央公論だの改造に世界経済の解剖の論文を書くんですよ。そうすると収入がひょうに多いんですよ。多くて、本が何ほでも買える。それでみんな、それは家に持っていかに、本を買って、資料をいっぱいおいてあった。学校の帰りにはその部屋へ行って勉強した。編集会議を

はファッシュョだから、おれは一緒にやれないと、だから河合君はそういう意味においてリベラリストとしてやられた。だから実際の毒ですよ。

小長井 そういう荒い波がおしよせてくるというふうな予感といいますか、予知というものは感じられましたか？

大内 それはしょっちゅう感じられた、それはひじょうにたくさんパンフレットだとか右翼の新聞がだんだん出てきた。

小長井 帝大は赤だ。

大内 帝大は赤で、誰と誰がどういうことをやっていて、と、うそばかり書いてる。誰の説はこうだ、田中耕太郎(商法)なんかずいぶんやられたよ。気の毒だったよ。

小長井 いい気持ちではないでしょうね。

大内 ああ、しないよ、田中なんか逆なのに(笑い)末弘殿太郎もずいぶんやられたな。

小長井 やっぱり世の中が全体としてそういうふうな空気になってくると、ばかばかしいと思つても、やられるといふ気持ちはないでしょうね。

大内 それはしないですよ。もう、実にしないね。田中なんか毎日おこっていたよ。それで、田中くんは、あれはもう、実際、大学のそういう事件のときに、よく政府と争つたですね。

小長井 段々、息詰るような雰囲気になるわけですね。

大内 まあ、そういうこともあったけれどもね。それよりは、おれは悪いことを別にしていないんだからということのほうがあったですね。欠点のないようにしておけば何もいじやないかということが。それくらい自由は大学にあっていいという、そういうことが

やるときはそういうところでやったりした。

それがつかまつたんだよ。それがつまり、阿部事務所。阿部君、今どっかの教授しているが、その名前で借りていたので、阿部事務所というんですよ。ほんとうは借りてそれを彼に紹介したのが美濃部君の親父さん(笑い)。

それでね、それでつかまつたんですけれどもね。つかまるようにしたのは、やっぱり東大の内部ですね。つまり、土方、河合、ことに、土方の一派でしょうね。それが内務省警保局の図書発禁をやる検閲係と一緒にしたわけです。それと一緒に、われわれをやる。いつごろ計画ができたのかね。それで、その排斥計画の中に、矢内原もやる。

それからだんだん日支事変が大きくなってきて日支事変に変わるときですよ。つまり、満州事変を日支事変に変えるために、大学を改革しようというのが内部から出たわけです。今までは助教授から教授にしないというのであったが、今度はそういう人間を全部首切ろうという、計画的に首切ろうということになった。それなら事件にしてしまえという、こういうことになった。

その第一着手が、矢内原から、第二の犠牲者が、ぼく、ぼくについて、有沢、脇村という連中がみんなつかまつた。第三段が、河合、こういうふうになったわけです。はじめからずっと計画されていったんです。

小長井 河合先生は、自分もやられてしまうことになったんですか。

大内 そのころは河合と土方がだんだん仲が悪くなって、河合はそんなことをしてはいかんというよりは、そういうファッシュョはいかんという一つの考え方をもっていたわけですね。おまえらのやるの

あったですね。

ところが、ぼくらが考えていたより、そういう反動派というのは文科にもあったし、法科にもあったし、経済にもあった。ただ、法科のほうは、あつてもそれが教授会内で組織されなかつたですね。

経済学部は、組織された主力になったですよ。それをだんだん事件として政府に売り込むということで、政府は喜んでそれを迎えて入れるということになってきた(笑い)。

小長井 思想弾圧事件というのは、一つのイデアール・タイプス(理念型)みたいなものがあるみたいですね。

大内 あるでしょう。

小長井 そういふ理念型があつて、それにあてはまつて弾圧が入り込むみたい。

大内 それは世界的、つまり国際傾向でも同じですがね。

小長井 やはり権力とトータルな大学という形で対決した場合に、そこまでこれないんですね。それはやはり大学の中にそれを呼び込むようなときに、自然にはいつてくるということでしょうね。

人民戦線の事件のころというのは、大学はかなり思想的に荒廃してきておつたというか、浸潤されてきておるといふ感じでしたか。

大内 それはもう相当のもんでしたね。そういう先生は勉強しないんだよ(笑い)。勉強せんで、そんなことばかりやっているんだよ。

教授グループの検挙

小長井 昭和十三年の二月一日に先生方のごとくに検挙ということになったわけですね。



アサヒグラフ・昭和13年2月23日号(1938年)「青島の忠魂碑に参拝するわが陸戦隊」
との写真説明がある。人民戦線事件(第二次検挙)当時の雰囲気かしのばれる。

小長井 警察はどこがきたんですか。

大内 ほくのころへは淀橋。

小長井 脇村先生とか有沢先生とか、美濃部先生も。

大内 それぞれの所轄の警察です。

一週間くらい前からくるんじゃないかという、いろんな情報があるって、双方でその情報をもちよって、いやこないね、どうかねと、毎日やってたよ(笑い)。飯を一緒に食うと、これはもうお別れだなというような話もあったな。つかまったときに、そのときの話がむこうにわかってたな、やっぱり女中かなんかにスパイがはいっていたんだな。

大内 巡査のほうもそれをちゃんとわかっていた証拠には、あんた方はこういうことをいっていたでしょうと(笑い)。ほくがつかまりにくると、あなた方予想していたでしょうと(笑い)。そんなことこっちはのんきで全然警戒していなかった。

小長井 なるほど、日本の秘密警察力というのは相当の水準をいきましたからね。

大内 そうそう。

小長井 うっかりものもいえないというのは、そういうところになるわけですね。

大内 そうですね。

小長井 取調べは警視庁の特高警察ですね。

大内 私は、淀橋署にあずけられたときに、これはあなた方の参考になるかわからないけれども、ひじょうに抵抗したです。それで巡査が朝五時ころか、六時ころ五、六人やってきたですよ。そうして私のうちの玄関をトントンとたたいた。私はそのとき、きたなと思

いましたよ。そのとき、私は、二階にいました。大きなセパードがベッドの下に一緒に寝ていた。きたなと思って、起きて段々を降りて、そうして玄関の戸を開けたんですよ。そうしたらぱっとはいつてきたですね。そうしたら上から犬がパツと飛びおりてきたんですよ(笑い)。大きな犬ですからね、十三貫めもある犬ですから、パツときて、実に彼らはびっくりして、にげたですよ。私は一生のうちでこれがいちばん愉快だった(笑い)。

小長井 犬がとびついたのでね。

大内 とびついたような格好になった。にげたです。

それからまあ、まあおはいりくださいといって、はいって。

小長井 警察も、どぎもをぬかれたでしょうね。

大内 私は、すぐに脇村君のところに電話をかけたです。うちにこいういうやつがきたと。そうしたら、その電話のところへきて、ひっぱったですよ、電話をかけるのを。私がおこって、「何だ。これはおれの電話だ」。これには向うがひるんだね。私のおこり方がひどかったから。これもおもしろかった(笑い)。それから脇村君のところへ電話をかけたら、「いや先生、私のところへもきていますよ」と(笑い)。それからね、それじゃまあすわりなさいというので、応接間にすわって。

小長井 何人くらいきましたか？

大内 四、五人くらいきたでしょう。それで「ちょっと淀橋警察署にきてください、私は淀橋警察署の者です」というので「何しに行くんだ」といったら「ちょっと伺いたいことがある」「伺いたいことがあればここで聞けばいいじゃないか、おれは何も秘密のことはないので、何でもいうからいいじゃないか」といったら、「いや、どう

しても警察でなければ困る」というので、いろいろ談判してもどうしてもきてくれと。「おれはきょうは学校へ行つて講義しなければならぬから、正式の仕事だからいかない。」といったら、「どうしてもきてくれ。」「どうしてもおれはいかない。しかし、もしきみたちがおれは勅任官だから、検事局の令状をもってれば、それはいくと。」といったら、持っているくないんですよ。一時間か二時間くらいそれをやっていました。

その前にぼくの友人の奥山八郎という、去年死んだ弁護士がいるね、それが高等学校時代の友人で、奥山にたのんでおったですよ。おれがつかまるかもしれないから、そのときはきみ、世話してくれといったら、よろしくというので、奥山のところへ電話をかけたらやってきたですよ。そうして、ぼくは、奥山に、「ぼくはこの人たちに令状をもってきたらいくけども、それをもってこなければ行かないといったんだ、それでいいか。」といったら、「それはあたりまえだ。」というんで、「それはもう正当のことだ。」と、「きみはいよいよ、おれが談判してやる。」と、奥山がまた繰り返すんですよ。「だめだ、それは法律に反している。」そうしたら一時間か一時間半くらい連中と奥山とやっていたですよ。奥山も一悶着おこしたから、その連中、参つてしまつて帰つたですよ。そして、また警視庁で相談して、今度はトラックに多勢人をのせて（笑い）。十人くらいのをうちの玄関にはいらんくらいやってきた。

小長井 奥さんはご在宅で？

大内 もちろんそうです。その間に奥山は、おれは帰つて飯を食つてくるといつて帰つたので、今度きたときは、奥山はいなかったですよ。それで同じことを繰り返したんですよ。私はね。そうしたら

小長井 そうですか。
大内 あんな寒いことはなかったな。それでまあぼくはもうひじょうにひどいめにあったです。それでにくまれて、絶対に差し入れなんからうちから許されないで、くさいところへ入れられてよわつたよ。

長期拘束の実情

小長井 淀橋警察に留置されてからは、取調べはすぐはじまつたんですか。

大内 いやいや、名前を聞いただけです。それで胸のところへ名前をばつて、写真を撮つた、それだけでただ入れているだけ。

小長井 まつたく人身の拘束をして、こらしめているだけという。

大内 次に、移管された早稲田署でもそのとおりでしたよ。早稲田署に年末までいた。二月十日から、十二月二十七日に起訴されるまでいた。それから、東京拘留所です。

小長井 ずいぶんご苦労なさいましたね。くる日もくる日も警察の留置場生活。

大内 そうです。でもね、留置場生活といつても、巡査といつても悪い人はいないですから、みんな仲よくなつて（笑い）。うちから弁当入れてもらつたり、たまには熱い鍋も釜もおいておいて、お金を出して巡査と一緒に食うんですよ。毎日毎日そうやっていた。巡査は、なんにも知らないですよ。何でぼくがここへつかまつているのかも知らない。ただあずけられているんですからね。からだを。

小長井 ながしちやいけないうわけですね。

大内 そうです。巡査と仲よく、今でもその交際している巡査もい

署長が、「これをもし、あなたが行ってくれなかったら私の首に關するるので、どうかいつてくれ。」とたのむんですよ（笑い）。「おまえの首なんか関係ない」（笑い）。それで結局行かんということにしたら、ひじょうに困つて、「それじゃ仕方ないから、実力であなたを警察に連れていくんだ。」という。「それじゃ連れていけ、ぼくは実力じゃ警察にはかなわないから。しかし形式は整える必要があるから、ぼくはここにおるからきみたちが綱でこれをこういふうにやれ。」と。結局そうやってですよ。

小長井 そこで捕縛して引っぱつて。

大内 いや簡単ですけれども、別にしばつたりしないですけれども、それじゃおれはいこうということになって、そこで妥協して、しかしおれは着物きかえなければならぬ。着物きかえて行つたですけれども、そのときに、一枚着物きるとそれでいいというんです。それでたくさんだと。「ばかなことをいいなさんな、おれが風邪をひいては困る。」というので、たくさん着ていっただですよ（笑い）。

小長井 大内力先生もまだ学生でご在宅だったんですか。

大内 ええ、いたでしようね。まだ子どもで。

小長井 大変なご経験なさいましたね。

大内 それは寒い日だった。たくさん着物きていっただのに、淀橋署で、全部脱がされて、細い帯で着物一枚にされて、寒かつたよ。あんな寒い思いをしたことはなかったね。

それで向こうみたら、荒畑寒村さんがつかまつているんだよ。きみもきたのかつて（笑い）。

小長井 やっぱり同時代に。

大内 いやいや、もうすではいっておつた。

ます（笑い）。

小長井 本部のあずかりボシと俗にいつているあれですね。

大内 そうです。やっぱりぼくらインテリだと思つているから、なぐつたり、そんなことはしなかった。

小長井 そうすると際限もない、いつ終わるともない、ただ拘束されている状態が続いたわけですか。

大内 それがいちばんつらいですね。一回も調べにこないし、いつまでたつても調べにこないし、何のためにつかまつているのかわからないですよ。

小長井 検事局もこないですか。

大内 こないです。名前だけは聞きにくるんですよ。

小長井 今ですと、憲法にも人身の自由がやかましく規定されて、先生方のご経験のようなことがないよう、憲法でもそういう規定をとくにもうけて、起訴前の勾留というのは、十日と十日というふう

に制限されておりますけれども。
大内 昔はそんなことは全然。警察に帳面があるんです。留置簿とか何とかいふ、名前は正式には知らないけれども、それにどこでも町を彷徨していた奴は、警察はつかまえていいんですね。ただ二十四時間以内

に釈放せよと書いてある。
毎日、名前をずっとかいて日誌が書いてあって、そこにハンコを押して、この男をひつかまえた、この男をひつかまえた、毎日書いているんですよ。それが何日も書いていくんです。帳面みると……。

小長井 行政執行法で検束しているんですね。

大内 そう。

小長井 そうすると、昭和十三年のうちはただ留置場に拘束されているだけという。

大内 秋ごろになって巡査がきて、一度調べたね。

小長井 治安維持法違反ですか。

大内 そうですね。

小長井 労農派というのが問題にされて、国体変革の結社かどうかということですか。

大内 そうです。それは向坂君など、大森君など、阿部事務所にかけておいた連中が先にかまってる、その連中が労農派という運動をやっていた。鈴木茂三郎とか、その連中ですね。ぼくらはそれと関係ないんですよ。実際には、思想的には関係するけれども、何にも運動上の関係はないんです。向こうはつかまえたけれども、しょうがないですよ。金も出してないし、集会にも行っていません。向坂、大森さんというのは、学生時代から一緒にやって、僕はべつに運動としては関係ないですからね。

小長井 じゃ、取調べといってもほとんど調べることがないくらいですね。

大内 中央公論にかいてある論文とか、そういうのをどういう材料で、どういう考えで書いたかと、そんなことを聞いても、あいつらはわかりやしないのね。テリかくしみたいなものだろ。

それで何べんも喧嘩したけれども、「おまえたちはそんなことを聞いたってわかりやしない」、「何で先生は私をばかにします。」とか(笑い)。

小長井 その思想を発表するときには、もちろん問題になるというふうな考えて発表したわけではなくても、後に時世が変わってくる

と、対象になってくるということになるわけですね。

大内 そういうことだね。

刑事司法のなかでの論争

小長井 検事は、誰だったですか。

大内 現在、検事総長の井本台吉なんかそうですね。ああいう連中で、当時有名な人たちはぼっかりだった。思想検事でいちばん辣腕の誉高い人がいて、僕らの事件というのは、攻守両方とも事件の裁判としては相当なものでしょう。美濃部先生なんて、実に力を入れていたから、これは絶対にむこうが悪いと(笑い)。

小長井 宇野弘蔵先生も、大体同じころですね。

大内 そうそう、あれはまったく一緒なのです。ほんとうに気の毒でした。あれはわれわれのように多勢じゃない、ひとり仙台、だから。

小長井 結局、結論的には、無罪ということになったですね。

大内 われわれは、にぎやかなんですよ、負けないで、あっちのほうの間違っているんだと(笑い)。実際、いくら考えてみても、直接法律に触れるようなことはない。ただ思想がまわってきたら、こういうことになる。これはいくらでも拡大する。

小長井 思想を処罰してやることのコワさはそこですね。

検事局の取調べの段階で、そのへんの理論的な問題というのは、かなり取調べ検事と先生方の間で論争にはなっただんでしょうね。

大内 検事局は、二、三べんおこらせましたね。「そんなことをなぜ聞くのですか」とか、「そんなことはあるはずはないじゃないで

すか」と、こういうでしょう。そうするとむこうはおこるんですよ

「私が学問がないかと思ってそういうことをいうのか」と(笑い)。学問があるかないかではなくて、これは事実かどうかですというも、向こうは侮辱されたと思っておこるんですよ。

小長井 当時は、思想検事はかなり羽振りがあった。肩で風を切っていたころでしょう。

大内 そうですね。そりゃマルクスの理論なんですよ。それはぼくのほう知っているわね。ここそこは関係があると(笑い)。

そんなことはないですよという、それなら僕がごまかしたということですね。

小長井 予審判事の調べは、大体もう、警察、検察庁の取調べのおさらいですか。

大内 そうですね。

小長井 宇野先生のお話では、検事のほうから「おまえたちは卑怯だ」といわれて(笑い)。ある意味では前提的なものはあるけれども、決定的なものはないというところで卑怯だとさんさんやられたということですね。

大内 ぼくもそうですね。そういう政治的な変革というのが、出てこないじゃないかというのが、われわれの理論で、それはプロレタリアが圧迫されたというのは、それは事実じゃないかと、圧迫されていたらどうして革命になるか。仮りに革命に彼らがなるとしても、そういったからといってどうしてぼくらが主張していることになるのかというとおこるんだよ(笑い)。

小長井 まさに理論と実践の関係についているわけですね。

大内 そんなことを何べんもやりました。

小長井 彼らは全体的にみれば結びついているとみるわけですね。

大内 大きな歴史の中からいえばそうですが、自分がそれをプレイしているわけではないですよ。歴史の中で多勢の人がやっていることで、だからほんとうはわかりませんね。

小長井 先生方の事件は、無罪になりましたね。

大内 われわれは、昭和十四年七月、保釈で出てきてからも、事件について、実に一生懸命勉強したのです。もう、あのくらい誠実な研究をして、誠実に事件に答えたのではないでしょうね。

それは、警察につかまっているときは、みんなそれぞれしゃべって、危いところをはぶくけれども、それを法律的に組織するのは、実に強固に組織したですね。だから、とにかくうまかったですね。事件としては向こうは完全に負けたですね。

小長井 公判にはいってからは、かなり法廷では論争は激しくなってきたんですね。

大内 弁護士はほとんど何もすることはないんだ。ぼくらがこういうふうになるとか、弁護士に書いて渡してやるんですよ。弁護士はちゃんとそれをもってやわけですね。

小長井 裁判長はどなたでしたか。

大内 ことに中島という裁判長がよかったですね。ぼくらを無罪にしたから、終戦後首切られなかったですね。それでひじょうに喜んでいたのでですよ。ぼくはその人と直接会合してそういう話をしたわけではないけれども、耳にはいるような話で、中島というのがおまえたちを無罪にしたから(笑い)。免がれたという話が伝わってきたよ。それからもう一つのグループの裁判官は、これも無罪にしたんですね。これはいろんな理由があって、中島というのはあんな

まり理由も何もいわないで、もう一人のほうははっきりと証拠が十分でないということで、その人もひじょうに喜んで、何年かたつて、二、三年たつて、そのときの何人かの裁判官からそういう話があつて、ぼくも五、六人でその人を招待したですよ(笑い)。

暗い谷間での受難

小長井 しかし、最初の森戸事件と、後の人民戦線事件とは、隔世の感があるという状況だったですか。

大内 それはもう、ぼくらの教授グループ事件というのは、新聞とかというのでは、内心は同情していたかもしれないけれども、公然と同情して弁護してくれる記事なんか、一つもなかった。

森戸事件なんか新聞は全部あげてというほど、とりあげて私どもを支持しました。

小長井 大学人は、どういう態度でしたか。

大内 大学の中の人にはね、経済学部はぼくらを擁護した人はだれもいないですよ。反対の派が経済学部の天下をとっていましたからね。それから、まあ経済学の関係では、先輩のぼくらの先生は、大原社研の所長の高野先生があらゆる意味において、ぼくらを擁護してくれましたね。

それから法学部では、矢内原君と、ぼくとをほんとうに全力をあげて擁護したのは南原繁君じゃないかな。

それから法律的な意味において、やっぱり大内なんかのほうがいんじゃないかという意味で、田中耕太郎ですね。南原君は実はその事件に対して、政府のやり方、大学のやり方に対して、いかりを

もっていたな。ぼくらや矢内原のほうに絶対に正しいという、そういう人間的に親身になって、大学のみんなをそうするようにした。あの人は、しかし、そういう点では慎重な人ですから、あんまり表面には立たない。

そのほか、やはり検事局は悪いというのは、宮沢俊義とか我妻栄とか。やはりリベラルもいたですね。

具体的には、ぼくらが検挙されたから、休職にするか免職にするかということ。起訴されても休職にするのがあたりまえで、免職にする理由はないというのが田中の理論でした。それを田中が通したですね。

小長井 なかなかそういうことを通すことはむずかしい時代だったでしょう。

大内 それははむずかしい。それは大変なむずかしさだった。

小長井 そのことを表わすだけでも、白い目でみられるという。

大内 それで、経済学部は、免職説ですね。ところが、舞出長五郎と上野道輔というのがぼくらの派で、これは派としてぼくらを擁護していた。休職説で、免職説に反対でした。

小長井 そういふときには、人の動きというのは、ひじょうによくわかるわけですね。どの人がどういう人か、手にとるようにおわかりになるわけですね。

大内 それは実によくわかります。

小長井 そういう受難の時代におかれて、警察に長い間拘留されておられた間にどういふことを考えておられたでしょう。

大内 それは、まず裁判に負けてはいかん、勝てるかどうかかわからないけれども、勝てるものなら勝ったほうがいいというのがみんな

共通の行動原理でした。その当時はみんな裁判に参るんですよ。ほとんど全部やられた奴は参ったでしょう。思想的に。それに対してぼくらは東大の先輩として、実際年寄りとして、それから実際いろいろな論文を書いている人間として、戦わなければいけないと、それはそう思っていましたよ。そうして戦ったですね。それで、それを貫いたわれわれのグループが、今日、仲がいいわけです(笑い)。

小長井 東大は、先生方の事件が無罪になってから、どう対処しましたか。

大内 内田祥三が総長だったでしょう。われわれ無罪になって帰ってきたら、内田さんが、おまえは帰っちゃいかんというんです。われわれどもが無罪になったんだから帰っていいじゃないかと、理論で内田さんに対した。そうしたら、おまえたちは帰ってきてはいかん。なぜだと聞いたら、経済学部の教授会が帰さないといっているというのが一つ、それからもう一つは、やっぱり大学のためになんというですよ。そういう理由なんです。なんで大学のためになんのですかといったら、それはいろいろなことだから、あなたと議論はいたしませんと。むこうはこういうんだよね。それでぼくは、それじゃぼくら帰る権利があると思うし、帰ったほうが東大のためにもなると思う。ここまで戦ってきたことだし。しかし、あなたがそういうなら仕方がりません。それが東大との終りでしたけれど

も。

小長井 もう戦争たけなわだった。

大内 たけなわじゃなくて、自力がないんです。

小長井 そのころはもう日本が負けるとはつきりわかっていた。

大内 それは、もうわかっていましたね。

小長井 私などは、銃後の少国民として、一億一心というわけで、竹槍や木刀をもって本土に上陸してくる米兵とたたかうつもりでいました。

思想の統制というものが国民をまったく違う考え方に触れないようにしてしまいますから、ひじょうにこわいわけですね。

大内 内田さんは、建築の大家ですけども、もっとも思想なんてわかっていないんですよ。ただ大学としての、世の中の評判とか、そういうことだけで、ことに大学自治という、学部自治という理論で、学部の部長に聞いて、帰さんほうがいいでしょう。これも何ら理論があるわけじゃない。ただ政治的な行動だけですな。

小長井 まあ、一種の大きい意味の保身ですね。時局に迎合して、いかに自らを存立せしめるかという。

大内 ええ、そういうことですね。もうひどいもんですよ。東大の経済学部の全部を支配していた。

小長井 大きい時代の流れですね。

大内 やっぱり東大というのは大きな流れの中に、それに、はまる人とはまらん人と、人によってちがうけれども、学生だってそれについて流れる人、それに反抗する人、無関心な人と、数からいうと無関心がいちばん多いでしょうがね。

小長井 先生方の無罪が確定して、支障のない状態になっても、全体の体制は、先生方をもどすということにはなっていないかかったわけですね。

大内 それはほんとうに、全然、そういう力はどこにもないですね。ぼくらは無罪になっていたときに、すぐ東大に行ってたずねたのは南原ですけども、南原は「よかった」と。それでね、田中に

いったら田中も「よかった、それは絶対帰らなければいけない」と。ぼくは友人として意見をききにいったんですよ。ぼくは理論として正しいと思ってるけれども(笑い)。しかし勝ったんだから裁判に、それで二人にどう思うかときいたら、二人とももう絶対はいいんだというわけですよ。それからその次に末弘のところへいったら、それはやったほうがいいといったですな。ぼくは反対いかと思っただけでもやれと、三人しか意見がなかったけれどもね。

小長井 もう多くの人の時局観というのは、戦争一色になってしまっただけで、世界の大勢がわからなくなっただけで済まされたか。

大内 それはもう全然問題にならないかったですよ。内田さんなんか、あいつがきたらこういってやろうとそなえていたと思っただけでも、大体そういう感じだったね。

小長井 そのあとは、時のいたるのを待つという心境になられたわけですか。すでに戦争体制がカタスロフを迎えて、新しい時代が開幕すると。

大内 それはもうそうなるだろうと思っただけ。

敗戦をいかに迎えたか

小長井 現実には日本の敗戦と、それに伴うひじょうに大きな破壊、混乱、転換、そういう中に直面されて、先生の身辺、あるいは内外の動きというのはいかがでしたか。

大内 それはひじょうに複雑でした。いろんなことが日本の敗色が濃かった頃、おこりましたよ。日本銀行の渋沢総裁が私のところに使いをよこして、銀行にきて手伝ってくれないかという話なん

です。それで、渋沢君は、向坂君や、土屋君と同級生で仲よかったです。そういう意味でぼくの最初の学生ですが、やっぱり大内は飯を食うに困っているだろうという配慮があったんじゃないかな。それでいったら、そのときわれわれの月給はせいぜい三百円くらいでした。渋沢君、千円くれたよ(笑い)。それでね、これから日本は大変になるから、戦後日本はどういう金融政策をとったらいいか聞かしてくれ。

小長井 それはいつの時点ですか。

大内 十九年の秋ですね。

それでぼくは日本銀行に通っていたですよ。そのとき、うちが焼けて、着物が何もありませんよ。日本銀行から麻の着物をもらったよ(笑い)。

小長井 日本銀行の中で、来るべき敗戦後のプログラムについて、考えていたわけですか。

大内 そうです。日銀調査部です。それでぼくにひじょうに優秀な行員を五人くらいつけてくれて、「これをそのまま自由に使って調査しろ」というので、それで戦後はどういうインフレがおこるかということをぼくは考えて、それにはどういふふうにしたらいいかと、それをぼくが調査した。

それで、敗戦後、ぼくが昭和二〇年の十月十七日の晩、「渋沢蔵相に与う」というラジオの放送をやったです。これは天下を衝動したですね。十五分、それが日本の戦後のラジオ放送における、もっとも世の中を驚かしたものです。

小長井 そうでしょうね。一億玉碎とか、本土決戦というときに、敗戦後の構想をおもちだったわけですからね。

大内 それは渋沢さんは考えていましたよ。これはもうとても負けるから、負けたらどうするかということをおまえ考えろと(笑い)。負けるからともいわなかったけれども、その当時はこういういい方ですね。日本の戦争資力が弱っているから、この弱った資力でどのくらいもちこたえられるか、そのときに、その後はどうなるという表現ですね。

小長井 第一次大戦後のドイツのインフレという経験もございましたね。

大内 そういう報告をぼくはしておりました。

小長井 現実には敗戦に直面されたあと、いよいよこれから日本というのはどういふふうにつくっていかなければならぬかという思いでしたか。

大内 それは実にいろいろのことがありました。いろいろのことをやりましたけれども、つまりぼくの思うようなことは、実行の範囲においては、ほとんど実行にはならなかった。それはもちろんならないような考えで、イギリスの労働党などの内閣だったら相当のことではできたでしょうけれども。日本じゃだめですね。

歴史の転換点

小長井 戦後史の問題については、また機会をあらためて、ぜひうかがわせていただきたいと思います。思うんですが、本日、いろいろうかがいました日本の権力というものが、戦争にむかって一元的な統制を發揮していったというような過程の中で、ついに、最終的な破局までいったわけなんですけれども、そういう大きな時代の激動と流動の

最先端で生きぬいてこられた先生が、今、日本の現況の中で非常に国論が分れているというか、あるいは内部的な対立といえますか、尖鋭になってきておる状況、これは一つの大きな歴史の曲がり角かと思えますが、日本社会の未来にむかって、とくに若い諸君に対して、先生が日ごろおもちになっている考えをおきかせただければ幸いです。

大内 あなたが法律家だから、憲法の問題についていえば、あの憲法ではじめて世界的な水準のデモクラシー、民主主義の憲法ができた。そのことは、やっぱり、だれがあれをつくったかというところ、戦争に負けたということ、勝ったんであればあれはできない。それで負けたというのをだれが支配したかというところ、半分は国民で、半分はアメリカですよ。そういう意味においては、世界の水準のデモクラティックなブルジョア憲法としては、まあまあ及第点をつける、憲法自身としてはね。ただ、日本国民がそれをたたい取ったんでなく、半分はもらった(笑い)。その解釈が、大体において弱いと思うな。つまり憲法は何によって、権力は何によってできたかということですね。

そのことはどうなったか。それから二十何年たって、国民がほんとうに作った憲法でないということが、あれだけの憲法をつくる実力が社会的になかったということが、今日はわかってきている。議会内の言論の自由、それから、多数決原理における少数の尊重、そういうものが少しも行なわれていない。

それから今度は、平和憲法というものは、全部実質的にはうそですね。なぜかというところ、今、軍事力をあれだけでもって、あれだけの軍事力を持つことは根柢ないですよ。そういうところが、実際におい

て行なわれた。理想的でない憲法であると、われわれが一旦受取ったものが、どのくらいであったかということの中に、われわれが自分を批判し、自分の住んでいる社会を批判し、われわれの住んでいる社会の勢力を批判しなければならぬ。

それを今度は、もう一度いかにして改めさせるかという課題が、今度はアメリカによって解決することができないんです。それをアメリカによってしたら、よけいあやまりをおかす。その当時のアメリカと、今日のアメリカとくらべると、今日のほうが非常に人類にとって悪くなっている。日本人が、自分で対処しなくてはならぬ。そういうスイテュエイションにおいて、ぼくはみている。

それからいろいろんなことが、結局法律家諸君に対して、不満なのは、憲法をあれだけ空洞化しているのに、何で空洞化と争わないのかということだな。空洞化してないと思っていれば、法律家としては、それはおかしいと思うな。判決がいろいろあるけれども、重要な憲法問題について、最高裁判所は、何も判決しないですよ。

だから日本の権力というものは民主主義に立っているというのほうですよ。ちっとも民主主義に立っていない。条文だけは第九條第二五條があるけれども、みんなうそですよ。

小長井 そのへんの戦後民主主義の内実をどのように形成していくかということが、今後の課題でしょうね。

しかもそれが、今や一体どういことになるのかということが、全体として、問われてきているという、そういう状態になったわけですね。一昨日(八月三日)参議院における自民党の大学立法の強行採決をみてみましても、その感を深くします。

大内 あれが代表的なものでしょうね。

小長井 あそこ、きわまりということでしょう。

大内 権力の行使の方法として、まさに末期的ですね。

小長井 決してあれは強さの表現ではない。

大内 強さではなく弱さですよ。

小長井 かといって、それに対抗するほうの力もまた、問題がある。

大内 それもつとまばかなのは、今まで、敗戦後二十何年間の歴史でやはり失敗のいちばん多いのは、社会党でしょうね。社会党がいちばん罪が深いですな。そして、深いのみならず、ぼくのみるところでは、なかなかそれを、みずからをただしてほんとうの社会党になるという、そういう力はあんまりないな。

小長井 そうしますと、新しい社会をつくっていくための起動力を、これからどうやってつくっていくかということが、課題ですね。大内 そうです。

(六九・八・五、文責編集部)

治安維持法と私

志賀義雄

一、治安維持法

破壊活動防止法はその戦後版

破防法が昨年来の学生運動に適用されだした。「暴力主義的破壊活動を行った団体に対する必要な規制措置」と、「暴力主義的破壊活動の刑罰規定」を組み合わせて「公共の安全の確保に寄与する」という、同法の第一条がもはや「伝家の宝刀」で、抜かずじまいだという政府の宣伝は破れた。

だが実は、これは戦前の治安維持法の戦後版である。学生への適用は序の口である。その全面的適用の口火である。治安維持法が廃止されてからも二十四年間、約四半世紀になるわけだ。その適用に苦しめられた人も、またその適用に熱中した警察官も検察官も裁判官も、もう五十歳以上である。今日の法学部の学生でさえ治安維持法という悪法があったことすら知らない者がある。

治安維持法は一九二五年(大正十四年)、三月七日衆議院

を、同十九日貴族院を通過、四月二二日法律第四六号として公布、同五月十二日から施行された。

それは国体を変革し、私有財産制度を否認する目的の結社を組織したり、加入したりした者を十年以下の懲役または、禁錮に処するといふものであった。だが、それは適用が進行するにつれて、ただ、現存の社会秩序上の治安を維持するといふだけでなく、第二次世界戦争を遂行するために、キリスト教、天理教、大本教などの反対者を除去し、さらに全人民を戦争に駆り立てる鉄の鞭となった。

破壊活動防止法もやがて、治安維持法と同じ目的のために作用する。破防法の国会論議では右翼にも適用するという政府答弁だったし、また、三無事件にも適用されたが、最近の学生運動への適用で、それが主としてどの方向へ進行するかがはっきりしてきたと言える。

治安維持法は、はじめから共産主義、無政府主義運動を目標としていた。しかもそれは悪法の最たるものとして、戦争

直後に廃止された。そこで破防法制定にあたっては、右翼でも暴力主義に基ずく破壊活動は一切これを取締まるのであって、けっして左翼だけを取締まりの対象にしたのではないといつて、悪名高い治安維持法の戦後版であることをかくしている。

二、治安維持法はなぜ成立したか

第一次世界戦争では、一九一七年三月に世界最大の君主制のツァーリズムが倒壊した。一九一八年十一月にはヨーロッパで最古のオーストリア、ハンガリアのハプスブルグ・カイゼル制が廃止され次いでドイツのホーヘンツォルレルン・カイゼル制が瓦解した。教皇的色彩ではロシアのロマノフ家よりはるかに中世紀的なトルコのモハメッド家が崩壊した。日本の天皇制の官僚が震憾したのも当然である。だから一九一八年（大正七年）八月には、米英仏と協力して、シベリアに転戦中のチェコスロバキア人の軍隊を救出する（戦争中の捕虜）という口実で共同出兵したが、約束の三倍もの大軍を日本は侵入させたのである。戦後、日米両帝国主義の対立が激化し、アメリカが撤兵したあと、日本軍はさらに極東の平和のための治安の維持という口実を設けて侵略をつづけた。これは帝国主義的拡張が第一の目的だが、直接の動機になったのは、共産党の指導する政権が狭い日本海を隔てて

出現すること、日本の植民地である朝鮮や中国東北や南サハリンに隣接することに極度の不安があったのである。

シベリア侵略が失敗した一九二二年（大正十一年）から、過激社会運動取締法案（その熱心な立案者が山岡万之助検事であった）が次第に具体化した。だが、これは貴族院を通過したが、衆議院で審議未了となった。一九二三年（大正十二年）九月の関東大震災では、朝鮮人や中国人や共産主義者や無政府主義者や戦闘的な労働運動活動家が憲兵や警察や在郷軍人団によって殺された。

在郷軍人団は参謀総長だったころから田中義一が熱心に首唱して組織したものだ。

その残虐さに反撥する抗議が、その後続発した。十二月には、難波大助が虎の門で摂政（現天皇）の馬車に向けて発砲し、山本権兵衛内閣は総辞職した。翌一九二四年（大正十三年）九月一日には無政府主義者和田久太郎が大震災当時の戒厳司令官福田雅太郎大将を狙撃したが、拳銃は実包ではなかった（翌二日、武蔵小山の野坂参三の家に集った共産党系の労働者たちが異口同音に「惜しかったなあ」と言いあっていたのが今でもはっきり眼に残っている）。朴烈怪写真事件（予審判事立松懐清が予審廷で朴烈とその妻金子文子を写したが、二・二六事件で死刑となった北一輝がさわぎを組織した）で、右翼と政友会が民政党政府攻撃に利用した朴烈事件も、朝鮮人虐殺が動機だった。

模様が写真入りでトップ記事となっている。その一部を抜萃しよう。

建国記念の佳節に悪法反対の大行列

有馬ヶ原に集った一万の労働者

けふの示威運動

……不穏の様子と見れば片っ端から検束し参加した都下思想団体が続々繰込むところは憲兵隊の姿まで馬に一鞭あてて、原の高台に馳せ参ずる騒ぎ……

……午前十時、主催者側の造機船工労組合の坂本忠兵衛君が中央の演壇に立って、「われらは堅き結束の威力を以て悪法案の徹底的撲滅を期す」と宣言を声張り上げてさげれば、帽子を打ち振る一万人の群衆は「そうだ——」と呼応し関東労政会の真柄君がつづいて決議文を読む……

また、治安維持法衆議院提出の二月十九日の『東京日日新聞』二面の見出しはこうだ。

四面楚歌の

治安維持法案

要は実行

思想は罰しない

司法当局繰々説明

こうした諸事件があいついだ上に、シベリア侵略に出兵した軍隊の内部には、一方では腐敗が広がるとともに、他方ではパルチザンの活動に悩まされ、最後には片山潜を先頭にした反軍国主義宣伝が兵士の間を浸透して、士気が低下した。日本帝国主義が国際的に孤立して、軍隊がサガレン北部から撤退を余議なくされたのも、治安維持法公布の直後であった。しかも明治以後の戦争の中で、この「シベリア戦争」といわれる社会主義国への侵略ほど日本軍の腐敗が続出し、かつ日本人民の反感を受けた戦争はなかった。大谷喜久蔵大将が東京を出発する時には、大衆は米騒動に決起していた。士気が退廃したのも当然で、それが軍国主義者を反共反ソにこりかたませた。治安維持法制定にはこの軍部のあとおしが強力にはたらいた。

三、各方面の反対論

当時二月十一日は紀元節であり、建国記念の行事を反動派が組織していた。それを逆用して（工場も休業なので）、治安維持法上程を前にして、有馬ヶ原で一万人の労働組合などの悪法反対の集会和示威運動がおこなわれた。悪法とは、治安維持法、争議調整法、労働法の三法のことである。

『東京日日新聞』大正十四年二月十二日夕刊一面に当日の

政友会有志代議会で
葬らんが為め
努力決議
代議士記者連合協議会

新聞記者は言論に重圧が加わることを知りぬいていたからである。当時の多くの記者は、反対の態度であった。学生連合会（一九二二年十一月七日、黒田寿男、高野実、志賀義雄らが中心になって組織）も、芝の協定会館（現中央労働委員会議ビル）で、治維法案反対の集会を開いた。講師は、安郎磯雄（早大教授）、那須浩（東大農学部教授）、三宅驥一（同理論学部教授）、星島二郎（衆議院、有馬頼寧（貴族院）などであるが、安部講師は「日本人の誰一人として皇室を廃止するなどと考えるものがあるまいか。そういうものがあるという独断を前提とする治安維持法をかえって危険です」といった論法で法案に反対するので、林房雄などが苦笑をかみ殺しながら気の抜けた声で「ヒヤヒヤ」といった。三月六日には総同盟、印刷工連合など三〇以上の労働組合が関東労働組合を結成して、失業防止、治維法案反対を決議した。

四、日ソ国交、普選との取引

インテリゲンチヤの活動は、日露両国の国交回復に伴ふ一大暗影にして、わが政府並びに民間有志の志が早くもその防止に腐心……

赤化宣伝の徹底的防止策は、何よりも先づ宣伝に都合よき如く上無産階級の生活の改善につとむることである。同時に思想の自由を許し、事実と思想とに対する国民の批判力を涵養しなくてはならぬ。国民思想の赤化は極力防止しなければならぬが、その方法として選ばれたものが、更に条約や法律だけでは、幾ばくの効能もあるまいと思はれる。

これが当時の俗物的日本人の一般的空気であって、衆議院の革新クラブでも、二月十二日治維法案反対を決議したが、現実には「政体」という用語を削除させただけの修正案で、衆参両院で可決されたのである。そして、四月十三日に、田中義一が政友会総裁となるとまもなくクラブは政友会へ身売りをした。要するに、日ソ国交、普選との取引であり、しかもこの両者への保守勢力のブレイキであった。

五、中国革命の前夜——日本共産党

日本帝国主義のソ連邦侵略失敗、日ソ国交回復とならぶ政治上の重大事件は中国が第一次革命の前夜にあり、日本の帝国主義者、とくに軍国主義者が中国侵略の準備に着手するの

十月革命以来ヨーロッパからトルコにかけて八つもの君主制が倒れたことが、日本の天皇制に、政治には弾圧だけでなく、懐柔も必要なことをさとらせた。それに（一九二五年）一月二十日には、北京で芳沢・カラハンの長い交渉で日ソ基本条約が調印された。それに国内では普通選挙法案を上程しなければならなかった。関東大震災で軍事力、経済力に重大な打撃を受けて、アメリカ帝国主義に対して不利な立場に追いこまれた日本政府（独占と地主の）は、ソ連邦と国交を結び、しかも国内では労働者と農民という足もとのゆれをなんとか防がなければならなくなった。日ソ国交樹立と普通選挙法実施とは、こうして実現されることになった。だがこの二つは、日本の保守陣営の上層部に、大きい不安をあたえた。さきにもべた軍部のほかに、枢密院がいろいろと政府に注文をつけた。それが治安維持法による歯どめなのである。だから、日ソ基本条約が二月二十五日に批准される六日前に、政府は、治維法案を衆議院へ提出しなければならなかった。

『東京日日新聞』二月十一日号の論説は、その間の事情にふれながら、次のように論じていた。

赤化宣伝防止根本源泉の策

日露国交の回復が、わが国の対外関係に、祝すべき転機を与ふるであろう可能性については、再三、われらの絮説したところであるが、ただ一つ現露国政府と一心同体の関係にある第三

と治安維持法の制定が同時だったことである。

すでに、二月九日には、上海の日本資本の経営する内外綿紗廠でストライキがはじまり、三月一日までつづき、それが二二工場四万人に拡大し、賃金引上げと労働組合承認を要求したが成功しなかった。『東京朝日新聞』の論説は治維法案に関連して、この中国労働者の方に注目すべきだと警告していた。四月八日には、福建軍閥が、アメリカの対華教育に反対する福州学生の請願を弾圧して、七人を虐殺した。四月十九日には、青島の日本紡績工場でストライキがはじまり、五月十日までつづいた。参加労働者は一万八千名だった。

五月一日には、上海で中華全国総工会が共産党の指導の下で結成されたが、五月十四日には、内外綿工場の労働者がストライキを再開したが、翌十五日には、労働者十数人が殺された。上海の日本資本の紡績労働者二万人以上が抗議ストライキをはじめた。五月二十五日には、青島の日本資本紡績工場で第二次ストライキがはじまり、二十八日には、日本側と奉天派軍閥が八人を虐殺した。こうして五月三十日には、上海共同租界で二千人をこえる学生が日本工場での労働者虐殺に抗議して、租界回復と打倒帝国主義をスローガンとした。イギリス警備官が発砲して、十一人が虐殺された。これが有名な五・三〇事件であり、中国第一次革命が一九二七年まさにこの中国第一次革命高揚の前夜に、日本では治安維

持法の強行が急がれたのである。そして五月八日には、治維法を日本植民地朝鮮、台湾、樺太に施行する件が公布された。これらの植民地では、朝鮮人も中国人も普通選挙権はおろか制限選挙権さえなかったのに、悪法だけは拡大適用された。この法律が、いかに帝国主義的民族圧迫法であったかがよくわかる。

このような情勢の中で、日本共産党の再建が進行した。党は一九二三年六月の第一次共産党事件で主要な幹部と活動家が逮捕され、関東大震災のテロルでさらに打撃を受け、一九二四年一月、黨員にはかることなく、党中央の会合で、解党が決議された。これに強硬に反対したのは、荒畑寒村、高瀬清であった。荒畑の妥協案で、国際連絡と将来の再建のためのビューローが残された。一九二五年一月から、次第に、上海で共産インテリナショナルとの連絡が回復された。三月以来、総同盟に分裂がおこり、五月には、労働組合評議会がつくられた。治安維持法で帝国主義者が攻撃してくる時、日本の労働組合が分裂し、党の再建がおくれた。それはその後の治安維持法の荒れ狂うのを見る時、いかに重大な立ちおくれと損害になったかが痛感される。(しかし、その年五月に、共産インテリナショナル代表と徳田球一らが協議して、党の再建が進められた。)

六、最初の治安維持法と最初の適用

一九二五年五月施行された治安維持法は、つぎの条文のものであった。

- 第一条 ① 国体ヲ変革シ又ハ私有財産制度ヲ否認スルコトヲ目的トシテ結社ヲ組織シ又ハ情ヲ知リテ之ニ加入シタル者ハ十年以下の懲役又ハ禁錮ニ処ス
- ② 前項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス
- 第二条 前条第一項ノ目的ヲ以テ其ノ目的タル事項ノ実行ニ関シ協議ヲ為シタル者ハ七年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス
- 第三条 第一条第一項ノ目的ヲ以テ其ノ目的タル事項ノ実行ヲ煽動シタル者ハ七年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス
- 第四条 第一条第一項ノ目的ヲ以テ騒擾、暴行其ノ他生命、身体又ハ財産ニ危害ヲ加ヘルベキ犯罪ヲ煽動シタル者ハ十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス
- 第五条 第一条第一項及前三条ノ罪ヲ犯サシムルコトヲ目的トシテ金品其ノ他ノ財産上ノ利益ヲ供与シ又ハ其ノ申込若ハ約束ヲ為シタル者ハ五年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス
- 情ヲ知りテ供与ヲ受ケ又ハ其ノ要求若ハ約束ヲ為シタル者亦同シ

第六条 前五条ノ罪ヲ犯シタル者自首シタルトキハ其ノ刑ヲ減輕又ハ免除ス

第七条 本法ハ何人ヲ問ハズ本法施行区域外ニ於テ罪ヲ犯シタ

ル者ニ亦之ヲ適用ス

付則

大正十二年勅令第四条三号(治安維持ノ為ニスル罰則)ハ之ヲ廢止ス

この法律が最初に適用されたのは、その年十二月一日の京都学生連合会事件であった。今日、学生に、破防法が適用されるのと同じだ。その年八月、京都帝国大学で学生社会科学連合会の全国大会が開かれた。当時筆者は、東大を卒業していたが、党再建にあたって、徳田と連絡して筆者が学生運動を指導していたので、筆者の下宿していた家(池袋大原)で、是技恭二のほかに、村尾薩男、後藤寿男(林房雄)、野呂栄太郎、秋笹政之輔らが集って、筆者と打ち合せた。この会合のことは、参集者の誰も検事局や予審廷でも口外しなかつた。大会方針の草案は是技恭二が執筆した。

今年死んだ多摩美術大学長石田英一郎は京大にいたが、かれの古い日記が押収され、皇室にふれた箇所(彼は男爵であった)が不敬罪に該当するというので、かれだけは併合罪とされた。かれは、一高時代から秀才のほまれが高かった。語学も格段に堪能だった。

この大会で採用された方針は学生らしく意気軒昂たるもので、その内容は活気にみちて今日の学生運動とよく似ていた。

予審が終結し、記事解禁になった翌年には、『大阪毎日新

聞』は特集記事を編集して、一人一人をほめていた。学生が治安維持法でやられたので、どんな国体の破壊でも企てたのかと世間をおどろかせたし、京都帝国大学では、警察が構内の捜査を強行したので、嚴重な抗議をしたが、これは実は共産党を弾圧するための予行演習といふべきものであった。

七、三・一五事件

一九二六年十二月三日、福島県五色温泉で、臨時大会が開かれた。佐野文夫、福本一夫、渡辺政之輔が指導者であった。佐野学、徳田球一、市川正一らは、まだ獄中にあった。両者が会同したとき、意見が相違したし、共産インテリナショナルは党の再建に祝電をよせたが、大会宣言については反対したので、佐野学と市川正一を除いて、佐野文夫、福本一夫、渡辺政之輔、徳田球一、中野勝男、河合悦三が共産インテリナショナルへおもむいた。そして協議の結果、作成されたのが一九二七年テーゼである。

渡辺政之輔らはその実行のために喜び勇んで日本へ帰った。そして、非合法機関紙『赤旗』を発行し、天皇制廃止を、その紙上やガリ版の報告などで強調しだした。一九二七年一月から二月はじめの最初の普通選挙法による総選挙がおこなわれた。党の候補者は、労働党の公認として活動したが、党は、はじめて、非合法だが公然と大衆に訴えた。天皇

制廃止のピラが日本ではじめて街頭にはられ、又大学内でくばられた。

総選挙が終った直後に、『東京日日新聞』がこのピラのことを報道した。党員は敵襲、しかも治安維持法による攻撃の次第に切迫しつつあることを感じた。

それが三月十五日の夜明前に全国いっせいの検挙となったのだが、少数の指導者を除いて、『赤旗』の発行所までがおそれ、折角拡大したばかりの党員の大多数が検挙された。労働党と労働組合評議会と無産学生同盟が内務大臣命令で解散させられた。田中義一大将が内閣総理大臣で、検事総長あがりの鈴木喜三郎が内相だった。

八、治安維持法の改悪

後に司法大臣となった松坂広政は、一九三八年十月、思想実務家会同での講演で、三・一五、四・一六事件を回想してのべている。

「……治安維持法は此の事件(三・一五)を調べた結果、党員ではないが、入会をしないが、色々命令されて活動して居る者がある。併し、そういうものを罰する方法がないのではしょうがないというので、其の結果、三・一五事件の検挙の結果、其の不備を補う為に昭和三年六月二十九日に至って、緊急勅令で以て治安維持法の改正が行なわれた。」(『現

代史資料」一六巻、社会主義運動(三)にも収録)

これによると、治安維持法改悪の直接の動機は、まだ入党していない人を処罰する規定がないことにあるようだが、これは網の目を細かくすることだ。これを機会に十年以下の懲役が最高刑だったのを、一挙に死刑や無期にして、共産党の活動を不可能にし、また重刑の威かくで、支持者を党から分離することが主目的であった。

治安維持法中左ノ通改正ス

- ①国体ヲ変革スルコトヲ目的トシテ結社ヲ組織シタル者又ハ結社ノ役員其ノ他指導者タル任務ニ従事シタル者ハ死刑又ハ無期若ハ五年以上ノ懲役若ハ禁錮ニ処シ情ヲ知リテ結社ニ加入シタル者又ハ結社ノ目的遂行ノ為ニスル行為ヲ為シタル者ハ二年以上ノ有期ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス
- ②私有財産制度ヲ否認スルコトヲ目的トシテ結社ヲ組織シタル者、結社ニ加入シタル者又ハ結社ノ目的遂行ノ為ニスル行為ヲ為シタル者ハ十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス
- ③前二項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第二条中「前条第一項」ヲ「前条第一項又ハ第二項」ニ改ム
(以下第三条、第四条、第五条モ同ジ)

松坂広政は、右の講演ですくつづけている。「此の時に初めて国体変革と私有財産制度を分けまして、国体変革の方は別にして、第一条第一項にもって行って現行法通り結社の組織者、結社の役員と結社の指導者を重くして、死刑又は無期或は五年以上、それから其の国体の加入者は是々と云ふやふ

に、斯う云ふ風に分けたのであります。是は緊急勅令で昭和三年六月二十九日改正したから、それから以前の三・一五事件の被害に当てる訳に行きませぬから、是はどうもやりやうがなかった。此の方は翌年の四・一六事件ではちゃんと法律が出来て居りますから、六月二十九日以後の再建運動に活動した奴は総てを罰するので、四・一六事件は非常にやりよくなった。」

まことにぬけぬけと検事局ならびに日本の天皇制官僚の意図を告白している。最初の治安維持法第一条を見て、われわれがこっけいに感じたのは、天皇の国体も土地や資本という私有財産と同じじゃないか、法律自身がそのべているということであった。だから改悪法では国体にもったいをつけたわけである。緊急勅令で死刑法をきめた乱暴さについての非難は大きく、世界中に宣伝された。そこで田中内閣はその秋予定された天皇の即位式を安全にすませるためには、この改正が必要だと強弁した。

こうして、悪法はそれ自身で暴走した。大森銀行ギャンブル事件のように、警視庁特高課がしくんで、治安維持法の維持と強化まではかるようになった。予算の増額と官僚機構の拡大が自己目的となった。それに、改悪前の治罪法では、最高刑が十年だ。未決が長かったものの、徳田、志賀の釈放が近づいていた。そこで、今度は、予防拘禁制と保護観察制を治安維持法にくっつけて、法をさらに改悪し、一九四一年(昭

和一六年)五月十五日から施行した。中国侵略戦争の見とおしがつかず、アメリカとの対立が次第に険悪になるとき、しかもヒットラーのモスクワ攻略がまんまと失敗して、一年たったころのことであった。

九、今日の学生と日共中央

侵略戦争を遂行するための悪法は、その戦争に帝国主義が敗北するとき、それ自身が敗北する。最後の治安維持法には次ぎの二行が書かれている。

施行 昭和一六・五・一五(昭和十六勅五五三)
廃止 昭和二〇・一〇・一五(昭和二〇勅五七五)

徳田球一や志賀義雄は、一九四五年(昭和二〇年)十月十日に予防拘禁所から出た。ところがそれから五日後に、法律は勅令で廃止されたというのだ。なんともあわれな形式主義だ。

右の講演をした松坂が司法大臣の時、予防拘禁所を視察に来た。当時、徳田と志賀は、二代目所長を告発して、はげしくたたかっていたときだ。一九四五年のはじめであった。そのときとびらののぞき穴から見た松坂の姿は、とても「奴」よばわりで講演したような元氣はなかった。敗戦の恐怖が、もう彼をもとらえていたのだ。

やがてわれわれが釈放されてからは、多年われわれがつな

がれた刑務所に、治安維持法で人民を戦争に駆り立てた連中がいかわりにはいつてきた。

今日、日本共産党は全共闘の学生の活動が過激だといって、これを極力排撃している。なぜ、どのような思考や行動の論理から、学生のなかに、そんなことをするものが出たのか。日共中央が答えていうことは、「それはかれらがトロツキストだからだ。トロツキストは政府や反動団体のボスから金をもらう反革命分子だからだ」、ただこれだけである。

それでは、日共中央が苦しめられた治安維持法の本質とその役割から、なにも学んでいないことになる。治安維持法はまず学生を襲い、つぎに共産党を襲った。

最近法廷で、背叛社のアナキスト和田が警察から十数万円もらって火えんびんをつくっていたことを自白した。警察は彼に共産党本部へびんを投げこむことをすすめた。大阪では、六年間も、スパイが党内にもぐりこんで党や党員の情報を売っていた。だが、日共中央は、かれらが警察に泳がせられて、運動を破滅にみちびくだけではない、かれらが共産党を破壊する警察の手先であることを忘れてはならない。ただ、かれらと大多数の学生はちがう。学生が、いまつぎつぎに破防法でやられているが、それはやがて共産党がやられる危険の前ぶれであることを日共中央は忘れてはいけない。現に筆者が、衆議員法務委員会で公安調査庁の不法な活動を暴露したとき、その上級責任者は、「共産党は破防法の対象団

建設するに必要な兵器製造能力はもう十分にある。

治安維持法が可決されたとき、一九二五年三月二十七日には、四個師団が廃止されたが、残りの師団は自動車と航空機と新火器で装備された。そして、四月十一日には、陸軍現役将校学校配属令が公布された。

船田、有田案と大学運営臨時措置法とのタイミングを考えると見よう。沖繩返還交渉での「核ぬき、本土なみ」や「北方領土返還論」のカムパニアがなげいまおこなわれるのか。日本に基地をもつアメリカもアメリカに次ぐ帝国主義大国になった日本も、ちゃんと計算しながら七〇年安保を準備しているのだ。七〇年安保は、明白に日米の帝国主義軍事同盟だ。それを推進するために、破防法を今後ますます運用するだろう。

筆者が本誌に寄稿するのは、全共闘の学生諸君の主張や行動に賛成するからではない。諸君とわれわれのちがいはどこにあるか。諸君は、学生が労働者階級にされることに抵抗している。われわれは、科学技術革命と結合した国家独占資本主義が学生も教員も労働者階級に転化しつつあることを正面から受けとめる。それを回避しない。賃金奴隷におとしめられた労働者階級こそが、資本主義を変革することが出来るのだ。教員も学生も一方では賃金奴隷にされつつあるが、それを拒否することによって、新しい社会と、新しい文化の創造者としての役割を受けもつのだという考え方は、プロレタ

体だからスパイを入れ、党員を買収することも当然だ。と居なりの強弁をした。警察も、今回の事件で同じ強弁をしている。日共中央は、警察がスパイに金をやった、挑発者に資金を供給したと非難するだけでなく、警察（または公安調査庁）が共産党破壊のために、そうしたスパイを使っていることをなぜ見ぬかないのか。

もちろん、戦前とは事情や条件がちがう。治安維持法は非合法状態におかれた共産党を攻撃したが、今日の共産党は合法的に活動している。今日の日本が、ソ連邦や中国に侵入するのは容易でない。朝鮮でもベトナムでも、世界最強のアメリカ帝国主義でさえ失敗した。破防法を戦争へ日本人民を駆りたてる鉄の鞭にすることは、非常に困難だ。だが、それだけに、日本の帝国主義者、とくにその特務機関は、共産党に対して新しい方法をとっている。

一〇、現代日本帝国主義と破防法

最近の船田案の百万人郷土防衛隊や有田防衛庁長官の予備自衛官案を見ればわかるように、ベルサイユ条約で軍備を制限されたドイツは、その軍隊を将校、下士官の養成機関とした。アメリカ軍は一八〇万、将校数は一一％二〇万、陸上自衛隊は一八万、二〇％が将校、下士官を入れれば五〇％をこえる。いざというとき、ヒットラーと同じく数百万の軍隊を

リアの階級的立場を無自覚なものとし、それに反対し、それから逃避する小ブルジョア的立場を高尙なものとする、小ブルジョアの革命家の立場だ。そのような革命家のなかからも、十九世紀には勇氣と自己犠牲と熱情の点で尊敬すべき人々が出た。われわれは、かれらの仕事からも学ぶが、マルクス・レーニン主義のプロレタリア的理論と実践が出現してから、小ブルジョアの革命家の立場は時代おくれた。

今日、科学技術革命と巨大な独占体の出現によって、教師や学生の中に、その新しい再生産が見られる。だから一面的な大学の否定や、大学に蓄積された科学と文化の否定も生まれたのだ。だが大学と科学文化—この人類の長い歴史の所産を継承し、発展させる任務は労働者階級であり、自分たちがその推進者であることを自覚した教師と学生が協力して、まだそこまで到達しない教師と学生と協力してこそ達成されるものである。

私は、半年や一年の獄中生活や法廷闘争でなく、十八年にわたっての経験から、これこそ破防法との有効なたたかひの道であることを学生と弁護士との諸君に告げたい。

闘いの論理と心理

井上正治

(九州大学法学部教授刑法学)

闘えない大学

本年の「反戦・反安保・沖繩闘争勝利 6・15統一集会」のために、日比谷公園の野外音楽堂に集まった数は、一万三千から一万五千といわれ、それも公園全体では「警視庁調べ」でさえ二万五千だったという。吉川勇一ベ平連事務局長は、デモに先き立ち、「このデモは五万に近づきつつある」と発表したというくらい盛会であった。これは数においても驚くべき現象だったが、たんに量的にばかりではなく、質的にも画期的なことであって、野外音楽堂の中に、市民団体と各大学のベ平連、その外に反戦青年委員会、全学連、関東二四大学全共闘という形で、場所は違え、多様な集会が同時にもたれことは特筆されてよい。あらゆる闘う部分をまぎ込んだ大きな波と渦とがここにでき上ったわけで、こんなことは昨年一昨年もなかった。

昨年は、ここで中核派と革マル派の内ゲバがあつて集会は流れている。その翌月には、中核全学連と反帝全学連とに分裂していきえた。一昨年は、ブント系学生約五百人がドシヤ降りの雨の中をデモし、その一部が都庁の表玄関に侵入したにとどまる。もう一年前の六六年ともなるともつとみじめであつて、デモらしいデモは全くなく、わずかに二、三十人のグループが樺美智子さんの遺影をかかげ花を手向けただけのことである。

六六年は、六〇年から七〇年へかけての谷間のような年だったから、こう下火になったこともやむを得なかったということになるかも知れない。たしかにそれもあつたであろう。ここで、その前年六五年の日韓条約強行採決の時のことを想起して見る必要がある。同年一月六日衆議院の日韓特別委員会では、法相に対する不信任案上程中のところを議題変更し、しかも委員長報告を省略して起立多数で可決し

た。参議院では、これまた一二月四日特別委員会で強行採決され、一日には自民党、民社党の議員だけにより本会議において可決されるという結果となつた。しかし、ここで重要なことは、この度重なる強行採決に対する世論の高まりには、それほどのみるべきものがなかったという事実である。それは六〇年の安保闘争にははるかに及ばなかつた。六〇年安保闘争のときには、安保国民会議は、七月二日に一〇万人の参加を得た、新安保不承認国民大会を開いたのであつたが、日韓条約の強行採決の際には、社会党の「日韓条約不承認宣言」や共産党議員団の採決無効宣言があつたが、一般的には、一九五人の学者文化人による「憂い」が両院議長にあつて発せられただけのことだつた。

この、それほど珍しいことでもない歴史的事実をいまここに想起して記してみたのは、ほかでもない。闘争には常に起伏があり、それは闘うということがいかに難しいことかを物語るものである点を指摘してみたのである。六〇年安保で果敢に戦つた人々のうち、現在果してどれほどの者が戦つていようか。逆にいえば、わずかにこの十年間だけをとつても、どれほど多くの人が運動から脱落し、そして消えていったことだろうか。それは、六〇年安保闘争における挫折感・敗北感にあつた。だが挫折がそれほど簡単に来るところに問題がある。

いまこそ七〇年安保を前にしてわれわれは「闘う」といふ

この意味をハッキリつきつめて認識しておかなければ、闘えなくなるのである。

同じことは、大学についてもいえる。大学法が施行される前日、八月一六日、天城文部次官は、「賛否の意見の内側には、実際にはプリズムのように屈折、曲折した複雑なアヤがあるはずで、その部分こそいま大学人もわれわれも大いに苦勞している焦点なのである。措置法はその苦勞を助けることを目的としているのであり、各学長もそのことを理解し、自主解決に努力し、がんばってほしい」と語っている。賛否にも複雑なアヤがあるはずだというのは、闘うものとしてまことに気になる発言だが、しかし反面よく大学の姿をみてとつたといわざるを得ない。大学法の施行を前にしての調査では、各大学長の回答をよせたものうち五四・九%がこれに反対し、とくに国公立大学の八割が依然根強く反対だといふのである。また他の新聞の調査では、六月初旬、二八八学長のうち五二%が立法に反対しているし、国公立大学長八四人のうち、「やむを得ない」一六人、賛成二人、「わからない」三人となつて、反対は六三人の多くを数え、ここでもやはり八割弱のものが反対だった。だが、文部次官の言にあるごとく、複雑に屈折・曲折するアヤこそが現実であり、またそれが「闘い」として重要である。

『大学立法粉砕』の叫び声が、四日午後から夜遅くまで、日比谷公園など東京の都心各地で繰返し響きわたつた。教職

員から反代々木系の学生まで……。大学措置法可決は「七〇年闘争」の火に思わぬ油をそそいだ形となり、抗議の輪は今後広がりをましていきそうだとして、八月五日には「燃える反対運動」(朝日新聞)が報じられ、また毎日新聞も、同じ日、「大学法の強行採決に抗議して四日午後から夜にかけて全国二十六都道府県七十一カ所で学生、労組員ら約二万五千人(警察庁調べ)が参加して集会やデモが行なわれた」とも報じていたのであった。何分にも国会は、三月二五日の衆議院運輸委における国鉄運賃値上げ法案の強行採決から、八月三日までの参議院本会議における大学法案の強行採決にいたるまで、四カ月の間に強行採決一八回、提案理由の説明や質疑打ち切りの強行までをふくめると、なんと二一回にも及び、平均一週間に一度以上も異常国会の態たらくであった。これに対する怒りが、大学法の強行成立を期に全国的に爆発したのも、また当然のことであった。だが、この爆発的なエネルギーがそう長続きするものともわたくしには信じられなかった。果せるかな、一週間もしないうちに、全国的にこのエネルギーは大分冷えてきたし、長くとも一月もたてば勝負がつくものと思われたが、それまた不幸にもその予感が適中しそうなところである。現に、文部省のいいなりにならぬが、大学法が法律として成立した以上、これをどこまで無視することができるか、それは難しい問題である、という声となり、それが客観情勢の変化の中でもう一步進めば、法治国

「死の学問」からの脱皮

国家独占資本主義の現時点において、すべては資本に従属して存在する。学問もこの現実をまず直視しなくてはならない。

かつて臨時軍事費特別会計なるものが現われたのは昭和二年だったが、いまやわが国においても防衛予算は再び聖域化されようとしている。昭和四三年度の予算をみてもこれは明らかである。いわゆる官沢構想は、財政の硬直化を打開しようとしたものであり、この線にのって、第一に間接税の増税により実質減税をゼロにおさえ、第二に公共事業費の伸び率は四・七%にとどまり過去十年間の最低におかれ、第三に生活保護者の扶助基準まで引上げが押えられるなどして、旧来の制度や慣行によってマンネリにふくれ上る自然増にメスが入れられた。しかし、その中において、防衛関係費だけは九・一%の増加となった。「防衛力の増強」が大いに優遇されたものである。昭和二八年の池田・ロバートソン会談におけるアメリカ側の強い要求を退けて、防衛問題を日本の経済の中に正しく位置づけて考えたのは、大蔵省であったが、いまだは、その大蔵省が防衛予算を聖域化することにむしる賛成の態度をさえとりつつある。こうさせた力は、防衛生産を狙う産業構造そのものにあった。五月二三日の経団連総会は、こ

である以上、成立した法律を無視することはできない、というところまで来るのである。大学の中にそういう声は意外と大きい。大学から粉飾のペールをはぎとってこれを直視するとき、大学は元来国家権力と対決して闘えないのである。大学の中には、政治的社会的現実に対し鋭く批判をあげせる者も多くあるが、しかし、闘いという観点からみると、この批判がハッキリと権力闘争に昇華されていないところに問題があり、その権力闘争が醜悪な権力に向けて憤りとなっていないという点において、「闘い」とはならないのである。憤りを爆発させた権力闘争ならば、かりにそれが明らかに反体制的なものとして組織されていなくとも、歴史的に闘いとして重要な意義をもち得る。いまはそれが必要である。新左翼の運動は、常規を逸してエスカレートする権力の醜悪性をわれわれの前に鮮明に暴露した。これは彼らのメリットである。アナキストが長い歴史の中でよくなし得なかったことを、新左翼の運動はみごとにやってのけた。国会における強行採決の事実、この醜悪な権力の当然の帰結でもあった。

いまこそすべての「闘い」は激しい「憤り」において、共通の「広場」がもたれるよう組み変えられなくてはならない。

これまでの政経分離の原則をはみ出し、「ベトナム戦後の極東の平和と安全とを保障するため、安保体制を堅持し、自主防衛力を強化すべきだ」という政治的な決議をした。国民総生産が世界第二位にのし上がった日本においては、防衛生産の拡充の要求は財界に強く、それが政府に対する突き上げとなつてあらわれる。もっともそれは何もいまにはじまったことではない。朝鮮戦争をきっかけに防衛生産委員会が経団連に設けられて以来、この突き上げは終始くり返えしおこなわれて来たものである。五三年二月に発表された「防衛力整備に関する一試案」の中には、その頃すでに防衛予算は年度四千八百億円にすべきであるという構想が打ち出されていた。

いまや防衛生産がこのように陽の目をみ、そのため防衛予算が聖域化されそうな段階にまで来たが、この現実の中で、現在兵器の生産に従事している企業は百二十数社の多きを数えるに至っている。三菱兵器廠を中心に、日本そのものがアジアの兵器廠になろうとまでしている現実である。

日本の大学は、このまぎれもない現実の中において、産学協同の問題をどの程度自覚して来ただろうか。ふくれ上った防衛生産が軸となつて、しかも加速度を加えつつすべてが回転する。政治がこれをコントロールするのではなく、現実が政治そのものまでこの回転に振り廻されているのである。ここに産軍複合体の恐るべき実態がある。「学問」は、このときこそ、この現実には歯止めを加え得なくてはならないはずだ

が、実はそうではなく、大学じたいが、この資本の法則にトータルに奉仕しむしる研究のためにそれを歓迎さえしている。それ故、先ずはこの実態にメスを加えることも闘いとしては重要なことであって、あるセクトのごとく、大学闘争がこの大学におけるブルジョア体制を敵とし、大学の産学協同路線に攻撃を加えることは、十分に意義のあることといわなくてはならない。

だが、大学における学問を資本の法則から解放することは困難だというだけではなく、不可能に近い。そして、大学をしてそこまで強靱に体制的ならしめるものは、大学人一人ひとりの主体性を欠く、無自覚な研究エゴイズムにほかならない。

大学人は、この研究者エゴを犠牲にするものには、すべてをかけてでも抵抗を示す。政府予算に対する彼らの従属性、これこそがいまの大学人の実態である。兵器工業が「死の商人」といわれるものなら、いまの学問は「死の学問」といわれても誇張ではないが、大学人が「死の学問」を学問(?)としていることを少しも恥じないことこそが恐ろしい。

日本がいまやアジアの兵器廠になるうとしているばかりでなく、日本の防衛体制そのものが、三次防までの路線から、一歩も二歩もハミ出ようとさえしている。いま本格的に検討されている四次防においては、「日本の直接防衛は自衛隊が当り、安保体制を補完的なものとする」というのであって、

三次防にまでみられたように、「日米安保体制を基調とし、在来兵器による高地戦以下の戦略に有効に対処する」という目標をまさに質的に変更しようとしてきている。四次防にあっては、安保体制を「補完」するものとして自衛隊がある。こういう大きな政治の流れの中で、学問は自らの意義なり役割を反省することができなくてはならない。

だが、いまの大学にそれを期待することは、よほど難しい。それ故に、ここでは、いつも大学が暴力を非難したお定りのように提唱する「知的対決」そのものが、実は不毛であり非生産的なものとなる。それでは、大学は粉碎の対象以外のものではない。

だが、大学そのものが粉碎の対象としてしかとらえられないとすると、大学紛争そのものは、歴史的にみて、運動としてどれほどの意義を有するだろうか。いいかえれば、大学紛争という闘いは、体制と闘う者にとって、どれだけの価値をとり得るだろうか。たしかに、大学闘争を文字どおり大学に向けるるとき、そこに大学の虚飾をバク露することはできる。だがそれが展望的に「闘い」の運動に何をもちたらずだろうか。わたくしにはそれがどうにも疑問である。

ノンセクト・ラディカルの運動

もっとも、大学の虚飾を剥ぎとる過程の中に、いわゆるところ、最近東大医学部において、その九割が講義に出席しはじめたという裏の事実は何を物語っているだろうか。ここでは、まだその責任問題、無給医や医局解体など少しも片づいてはいない。しかも東大医学部といえば、東大紛争の火源であったはずである。それが、一年半ぶりに教室に復帰したということになると、全共闘も突如として空中分解したのではないかとさえ思われる。こうした現象はなにも東大医学部に限ったことではない。わが九大においても同じような事態がおきかかっている。九大では、六月から七月にかけて、大学立法闘争に関連した、全学にわたり、ひろくバリスタが展開された。例の学長代理不発令問題に大学が敗れたことは大学立法の実質化であるということ、ここに闘いの拠点を求め、教授会そして評議会へと解体の闘いが迫っていった。この闘いは、時あたかも大学法案闘争のときであったから、みごとに効果的な戦術となった。だが大学法は強行可決された。その間、夏休みであったため、焦慮する闘いがつづいた。評議会は学外に逃亡して、スト実の前にはまったく姿をみせない。大衆団交をもつチャンスがなくて、問題はチットも前進していないばかりか、学内にはそれをいいことにむしろ開き直る空気さえみえて来た。そうした中で、講義を求め声がチラホラしはじめたものである。学部によっては、休暇を切り上げるとさえいっている。闘争の主体である人びと

「内なる大学の解体」というノンセクト・ラディカルの運動が作り出された。その意義は大きい。ノンセクト・ラディカルの運動がなかったら、本年の六・一五集会もおそらくあのような形での成功はもたらされなかっただろう。ノンセクト・ラディカルの運動は、一つには戦後「民主主義」のワクを打ち破り、そしてそれなくしては民主主義を民主主義たらしめ得ない「市民的抵抗」をハッキリとみせた。この「市民的抵抗」がまた、六・一五集会において市民運動との連帯のキズナとなったわけである。そしてそこに「闘い」が生れた。

現に、各大学における現在の闘争は、セクトが主役になっているというよりも、むしろノンセクト・ラディカルによるものが大きな役割を果たしているとみてよい。東大助手共闘がそのいい例である。ここでは、各人が各人の問題に対決して大学に対する闘争という一点において共闘が組まれているものである。そこには組織はない。ここでは、靴に足を合わせるのではなく、各人が各人のサイズの靴でもって力強くカッ歩しているものだった。それはすべてを個に還元しているのであって、組織への埋没を極端に嫌う。これに対して批判するものは、新左翼は革命的カラ文句は並べるが、その論理行動には政治がないという非難もある。警察庁もまた、六・一五の前までは、それ故、彼らは組織的な行動はとり得ないと甘くみていたものだった。だが、事実はそうではなかった。そこに、運動のエネルギーとしての意義の大切なものが

は、なぜ徹底的に闘わうとしないのだろうか。彼らは、学者のエゴを糾弾しつづけて来たが、彼らにも学生としてのエゴはなかっただろうか。たしかにそれがある。そうだとすれば、彼らの運動にみられる「市民的抵抗」も本当の「憤り」にまで止揚されることなく、それ故、そこに限界があったというほかない。その限界が脱落を生む。「憤り」の薄い抵抗は思想闘争に終始して、そこから出ることができない。

しかし、「闘い」には思想闘争をこえて何らかの行動がある。この行動のみが「憤り」を凝結させ、沈澱もさせる。

社学同や中核派は、武装蜂起による対決を宣言している。国家権力の機能中枢へ向けてのゲバルト闘争が打ち出され、帝国主義政府「実力」打倒が叫ばれている。これは徹底した軍事路線であり、それはまた、よく権力の醜悪性をバク露できる。しかし、ここにはやはり組織による統制がなくてはならないはずであり、だからこそ内ゲバもおきる。その限りでは、ノンセクト・ラディカルの運動とは違ふし、また市民運動の「広場」を拒絶する論理も生れてくるはずであって、賛成しかねる。

「憤り」による権力闘争

警察庁の発表によれば、警察機動隊の学内出動は、昨年中は三一回で、約一万人だったが、今年になると急激に増加

し、四月末までで八六回、約七万五千人となり、逮捕者も千七百八十七人に達している。のみならず、八月二〇日、防衛庁長官は、記者会見において、警察力だけで手におえなくなれば、自衛隊の出動もあり得ると発表し、現に、戦車やヘリコプターまで繰り出して、北九州市の一角で、暴徒鎮圧の立体訓練が八月七日になされたことが、RKB毎日放送によってスクープされた。体制の側は、七〇年安保に際し、力による対決をハッキリ打ち出して来たものとみてよい。

ところが、既成の革新政党の側では、七〇年決戦の声は消えていきつつあり、それに代って、「七〇年フシ論」「七〇年代闘争」が打ち出されて来た。これは、保守と革新との力関係や客観情勢の不利を理由に、「七〇年を突破口にして七〇年代で安保廃棄」という思想である。ここに七〇年決戦からの脱落がみられる。

他方、六・一五統一集会にみられるごとく、質量ともに、大衆運動の大きなエネルギーの高まりがあり、このエネルギーは、既成の革新政党の日和見的論理を鋭く批判している。

もちろん、そこに集ったものは、七〇年ゲバルト抵抗を叫ぶ反代々木系の学生たちだけではなかった。「ヘルメットからパンタロンまで」といわれるごとく、反戦青年委員会あり、「空洞化した新憲法の真の精神に立ち返ろう」と訴えるベ平連あり、暴力承認から否定まで、アナーキズムから、草の根民主主義、ヒッピー、フーテンから主婦まで、「流れに浮か

ぶアワのような会」「不服従者同盟」「グループNON」など、まことに多彩なものだった。彼らにそれでも共通なものはいくつか、いかにその行動に政治がないと批判されようが、彼らは彼らで闘えない既成政党を、逆に手痛く批判し、闘いにおいて連帯していることである。そしてまた、もっと重要なことは、彼らは共通にエスカレートする権力に「憤り」をもっているということである。この憤りが深ければ深いほど、闘いは真に闘いとなる。

権力をここまでエスカレートさせたことは、新左翼運動の大きなメリットだった。そして、このエスカレートした権力に対する「憤り」が、あるかないかが、六〇年安保と七〇年安保との質的な相違を作り出すものといつてよい。六〇年安保の闘いは、小市民的平和を戦争の危機から守ろうとしたまでのものだったが、いまは違ふ。「憤り」が媒介項となつて、「闘い」が闘いとして生まれようとしている。

現在の社会において交通、公害、住宅の各問題のもたらす窮乏は極めて深刻なものがあつて、生活闘争や権力闘争となつて、ひろく「闘い」が展開されている。しかし、この生活闘争や権力闘争を、権力闘争にまで止揚しなくてはならない。それは決して難しいことではない。生活闘争や権力闘争が、闘争としてもつところの矛盾や限界を、しっかりと見つめることによつて、当然にそれは権力闘争にまで容易に発展する。ノンセクト・ラディカルの運動は、この昇華のための有力な誘引となる。

いわゆる軍事路線闘争は、客観情勢をみると、いまのところ決してその機が熟しているものとは思われない。そうかといつて、大学紛争をたんに学園闘争として位置づける限り、運動として矮小化され、歴史的に極限化される危険がある。また大学におけるノンセクト・ラディカルの運動にしても、自分の問題を大学人として、たんに解決すればいいといふところにその役割があるものではない。主要なことは、彼らの運動が「憤り」に媒介され、それに基礎された権力闘争たるところに、歴史的な意義がある。

ノンセクト・ラディカルの運動にとつて、他にもう一つ重要な意義は、それが「憤り」に媒介された権力闘争であるが故に、ゲバルト闘争——それは少くとも異常なまでに武装された警察機動隊に対するものである限り——を頭から否定してしまうことはないということである。ノンセクト・ラディカルは、このようにして、パンタロンや家庭の主婦にいたるまでの市民運動を権力闘争に組み変えつつ、それにでき上つた市民の広場と、革命的運動との連帯を可能にする。六・一五統一集会にそれが現われたものだった。

闘争が「憤り」に媒介される限り、それは権力闘争にまで発展する。大学におけるノンセクト・ラディカル運動も、ハッキリと権力闘争として位置づけられ、また闘う部分はその明瞭に意識しておかなくてはならない。たんに「自己否定」とか「内なる大学の解体」とか、余りにも観念的に構成

された思想闘争に終始してはならない。思想闘争の域に止るならば、そこには憤りがみられず、それ故また、途中からの脱落も出て来ることとなる。いまのノンセクト・ラディカルの運動は、権力闘争であることを、どれほど心からの「憤り」に燃えて意識しているだろうか。感性をも含め人間トータルをもつて闘おうということは、まさにこの爆発する「憤り」を意味しているものと解すべきである。

好むと好まざるとにかかわらず、人間はエゴの所産である。一つの運動が、各人のこのエゴを切り捨てようとするならば、そこに上部機関による強力な組織綱領が必要となり、これに忠誠を誓わしめることによって可能となる。しかし、この他律性にはやはり限界がある。そこに、ムダな個人も価値ある個人の区別もなく、個をあくまで尊重し、その個がひろい市民運動としての広場を提供するゴチャゴチャな集団が求められて来た。このゴチャゴチャな広場は、ただ権力に対する「憤り」によってのみ、闘いの連帯が生れ、場所としての広場はまた、時間としての広場にまでなる。場所として、ただ偶然的な広場というだけでは「闘い」にとって十分ではなく、それをこえて、広場が時間的に歴史的な現実になる必要がある。それを可能にするものは、ただ権力の醜悪性に対する各個の「憤り」だけである。

もう一度くり返しておけば、まず第一に生活闘争にしる権利闘争にしる、それらすべては権力闘争に昇華されなくて

はならず、その昇華がごく自然におこなわれるためには、出発において、権力の醜悪性に対する「憤り」がつかみとられなくてはならない。この「憤り」は、ある意味では感性的なものであって、それ故、非論理的なものだが、しかし全体的には、この非論理性のなかに実は思想がある。

六〇年安保の闘いが真の意味で闘いとならず、脱落した部分が多かったということも、その闘いがトータルにおいて、さきに述べたごとく、平和な生活を守ろうとする「生活闘争」と五十歩百歩だったというところにあつたのではないか。

それ故、いま必要なことは、空間的にも時間的にも、権力闘争を組織するということであり、既成の政党がもしこの権力闘争という、革新政党に本来的なものを忘れるならば、市民運動にみられる爆発的エネルギーを吸い上げ、これを自己のものにするには不可能なこととなる。新左翼の既成の政党との間には、この一点において、しかも、もっとも決定的なこの一点において、ハッキリした断絶がみられる。

それとともに、新左翼のゲバルト抵抗も、もし、その抵抗の意味が失われながらも、たんにマンネリ化して、無反省にゲバルト抵抗が日常的なものとして繰り返されると、市民運動との間の断絶の危険がここにも生れる。内ゲバなどというごときものは、意味のない最たるものであり、市民運動の非論理といえども、ここではハッキリとそれを批判するだろうし、また批判すべきである。(一九六九・八・二五)

弾圧の完成形態としての長期拘禁との闘いの意義

松本健男

(弁護士)

一 階級闘争の新階段における弾圧形態

一昨年秋以来の階級的政治行動の激発に対して、国家権力は質的にも量的にも著しく強化された弾圧体制によって報復を図っている。戦後民主主義の相対的安定性がベトナム侵略戦争の経済的・軍事的・政治的敗北を主たる契機として、急速に崩壊しはじめる中で、ほかならぬもっとも高度に発達した資本主義国において、限界にまで達した資本主義的生産消費が生み出す基本的諸矛盾が鋭く露呈し、これを解消するためには単に資本主義機構の枠内での改良では足りず、大担にこの機構全体を破壊することによって始めねばならないという階級の意思がますます明確となり、大衆的な力となりつつある。現在の階級闘争はこれ故に、単に「平和と民主主義」あるいは「生活防衛と生活向上」というスローガンによって代替されるのではなく、もっと根源的な要求によって指向

されており、事実、現にある独占資本体制を温存させた上で社会的改良や平和政策を期待することがいかに無意味であるかが自覚されている。すなわち現在の階級闘争は、たとえそれが個別には学園改革闘争であったり、合理化反対闘争である場合においても、闘争の基礎を、社会体制の全面的、かつ根源的変革に置いており、当面七〇年安保体制の廃棄に向いている。

階級闘争の本質が右の場合に、闘争の形態は必然的に、その目的により特徴づけられる。そして、階級闘争に加えられる弾圧は、必然的に階級闘争の目的と形態、すなわち、階級闘争の質によって性格づけられる。

現在における弾圧の基本的形態は、大量無差別逮捕——大量起訴——長期拘禁という図式で示される。この図式は階級闘争の大衆的爆発あるいは闘争への大衆的参加の必然的結果である。階級闘争が個別的な労働争議や大衆的抗議行動とい

う形態でしか発現していなかった以前の段階においては、弾圧は主として、紛争現場での(逮捕を主眼としない)実力制圧と幹部や活動家の事後逮捕という方式をとった。そして、多くの場合、現場での実力闘争は警察力による実力制圧によって終り、事後逮捕はせいぜいのところ二三日間の勾留期間を限度として終了した。それは確かに弾圧ではあったが、まだ極めて穏やかな弾圧であり、丁度、階級闘争の発現形態に相応するものでしかなかった。しかし、このような弾圧の図式は階級闘争の激化による形態変化の中で直ちに变化する性質をもつ。その一例は、三池争議である。現在の弾圧のすべての形態が三池闘争に対する弾圧の中にみられる。工場構内は勿論、社宅地域を含む附近全体は機動隊の常駐地帯となり、検問所が設られ、所持品の点検、行き先の告知までが強要され、執行吏による仮処分執行が一万数千人の機動隊によって強行されようとした。一方、戦後労働運動史上はじめて労働者は武装することを学んだ。誰に指令された訳でもなく労働者は堅固な樫の木などで警棒に対抗しようる大きさの棒をつくり、その中心をくりぬき、ホッパーパイプと称して背中にくくりつけて行動した。

一〇・八羽田闘争は山崎君の悲劇的な死とともに、反体制運動が弾圧に対して武装するという決意をもって立上ったことを示したことによって、極めて象徴的な事件であった。そして、権力は、それ以後質的に高められた反体制の実力行動

シ共同シテ書ヲ加フル目的ヲ以テ集合シタル場合ニ於テ兇器ヲ準備シ又ハ其準備アルコトヲ知テ集合シタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ五百円以下ノ罰金ニ処ス
②前項ノ場合ニ於テ兇器ヲ準備シ又ハ其準備アルコトヲ知テ人ヲ集合セシメタル者ハ三年以下ノ懲役ニ処ス

大衆的政治行動弾圧のための凶器罪の登場は、第一に、凶器概念を著しく拡大することによって、第二に、具体的な実力行動を媒介することを不用とすることによって、事実上、犯罪に対して逮捕権が発動されるという法の立前——罪刑法定主義の原則を乱暴にふみにじる結果を招いた。使用方法によつては凶器となりうるものとしては、角材、石塊、鎌などは勿論、プラスチックや手拭の類まで含まれないという保障はない。これらをもつて二人以上が集合しているという外形さえあれば、他人に対する共同加害の意思、すなわち、具体的には警察官に対する攻撃意思が推測されるとすることは、権力にとつて容易な仕事である。凶器準備集合罪による逮捕であるのは右の理由による。(もっとも典型的な例として飯田橋事件——六八年一月一五日)

凶器罪の濫用とならんで看過できないのは、古くして新しい刑事法上の課題としての共謀性の認定である。共謀関係の立証にも厳格な証明を要するとする学説に反して、実際の実務においては、「共謀」は何一つ具体的な証拠にもとづかず、単にその附近にいたというような情況だけでもとづいて

に対し、大量逮捕——長期拘禁の図式による弾圧を強行しているのである。

大量無差別逮捕——長期拘禁という弾圧定型は、それ自身のうちに、近代ブルジョア法理念と法原則の否定という契機を荷っている。極めてながい間、公安条例は街頭での大衆的表現活動を一個の無害な枠組みの中に封じ込め、単に、その枠組からはみ出したというだけの理由で容赦のない制圧と逮捕を加える権限を権力に与えてきた。この公安条例のもつ、街頭表現活動に対する規制の無限定性は、すでに実力規制における警職法による制約の無視を日常化するともに、許可条件違反罪の適用によって罪刑法定主義の崩壊をもたらしつつあった。なぜなら許可条件違反罪の構成要件は、法律によって確定されることなく、公安委員会が付与する許可条件によって無限に包括的であることが可能だからだ。

新しい弾圧は、公安条例が内包しているのと全く同様の処罰における無限定性を階級的大衆行動の全分野に押し及ぼそうとする。

大衆的政治行動が、極めて初歩的にはあるが武装してあらわれたときに、権力は凶器準備集合・結集罪(以下凶器罪という)を全面的に適用してきた。凶器罪の構成要件は次のとおりである。

第二〇八条ノ二 ①二人以上ノ者他人ノ生命、身体又ハ財産ニ対

認定され、逮捕、拘留、起訴の理由とされる。共謀関係の恣意的認定による共謀罪の発動は刑事司法の基本原則とされたきた証拠裁判の原則を事実上否定するものに外ならない。

逮捕における罪刑法定主義の否定は、政策的配慮にもとづく無差別大量逮捕として現象し、必然的に政策的配慮にもとづく長期拘禁として継続する。大量逮捕——長期拘禁という図式は新しい弾圧の基本定式であり、大量逮捕が長期拘禁という次の弾圧方式に承継されることによって、弾圧としての有効性を完全に発揮することになるのである。

それ故にこそ、われわれは、とくに一〇・二一米タン輸送阻止闘争以来、東京地裁を中心として、全国的に長期拘禁という弾圧の論理が貫徹されている現実を見ない訳にはいかないのだ。

二 破防法体制としての長期拘禁

それでは、長期拘禁の本質は何か。刑事司法における政治的予防主義の貫徹である。

拘禁には勿論、実定法上の根拠が要求される。勾留は、①住居不定、②罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由、③逃亡し又は逃亡すると疑うに足りる相当な理由のいずれかの理由にもとづいてのみ許される。しかしながら、罪刑法定主義の崩壊は、刑事手続においても進行している。ここでは勾

留要件によってではなく、政治的予防という政策的配慮によって法律要件を無視して、拘禁が不当に長期にわたって継続される。刑事手続における罪刑法定主義は、法律により定められた、刑罰の執行としての拘禁のみが原則として許容されるとする原則である。現在の弾圧の定型としての長期拘禁は、刑事手続における近代民主主義原理としての罪刑法定主義を崩壊させるものである。

われわれは天皇制ファシズムの時代に、治安維持法の狂暴な適用により、罪刑法定主義が理念的にも否定されるに至ったことを知っている。滝川事件は、滝川教授が罪刑法定主義を刑事法の基本理念として主張し、ファシズム法体制の承認に傾いていた世潮に抗して、頑固に自説を貫徹しようとしたため文部大臣により学外に追放せられた事件であった。ファシズムはそれが一旦公認の活動舞台を与えられるや否や、必ず他の一切の反対物を喰いやぶり、全滅させずにはおかない。なぜなら、それはそれ自身の中に政治的予防主義の貫徹という原理を蔵しており、反体制の存在そのものの絶滅がその到達目標だからである。

われわれは、ただいたずらに過去を振り返る必要はないが、歴史的事実から現在の課題に向けられた、幾つかの教訓を引き出し、現在の闘争に、実践的経験による補強を試みることは依然として必要である。

そのような観点からわれわれは、現在、権力により加えら

れている弾圧、大量逮捕——長期拘禁という図式が、共産主義運動と同時に、民主主義運動全体を根絶させた戦前の治安立法による弾圧過程と著しい類似性のもとに進められていることに注目しない訳にはゆかない。

四・二八沖繩選挙闘争に対し権力は破防法の本格的適用の開始をもって応えた。革共同と共産同の役員に加えられたこの弾圧は、しかしながら破防法の全面的適用の突破口を切り開くという象徴的效果を意図して加えられたものであり、今秋に予想される佐藤訪米阻止闘争に対する破防法の全面的適用への布石という性格をもつものである。破防法の全面的適用とはいうまでもなく、破壊団体に対する団体規制、すなわち、団体の一部もしくは全部の活動の刑罰的禁止であり、団体の非合法化である。団体の非合法化は必然的に、上部構造全体の質的变化を惹き起す。戦後民主主義にほぼ確実なピリオドがうたれる。階級闘争のテンポは早くなり、激化は避けられない。今や体制権力と反体制運動とは生きるか死ぬかの闘いを運命づけられる。幾つかの決定的意味をもつ全体的激突の後、勝利が一方に、敗北が他方に、確実に訪れることだろう。われわれは現在の階級的決戦の結着が何年の間に、あるいは、何箇月の間に限定されるかを予見することはできない。

しかし、まさにそのような死活の時期が始まるうとしており、現実には部分的には開始されていることは疑う余地がな

い。レーニンは次のように言っている。

「蜂起が成功をおさめるためには、それは、陰謀や政党内に依拠するのではなくて、先進的階級に依拠しなければならぬ。これが第一である。蜂起は、人民の革命の高揚に依拠しなければならぬ。これが第二である。蜂起は、成長しつつある革命の歴史のうちで、人民の前衛の隊列の活動性をもっと大きくなり、敵の隊列と、弱く中途はんばで不決断な革命の味方の隊列のうちで、動揺がもっとも弱まるような転換点に依拠しなければならぬ。これが第三である。」

——(マルクス主義と蜂起)——

現在、蜂起の客観的条件は存在しない。また極めて近い将来に蜂起の客観的条件が成熟するということもありえない。社会的変革の条件が熟するためには、資本主義がわが国においても、世界的にも、もっと決定的な危機に陥らねばならない。にもかかわらず、階級的決戦は部分的にはすでに開始されており、急速に激化しようとしている。四・二八闘争に対する破防法適用は質的に強化された弾圧の開始である。

それでは、大量逮捕——長期拘禁という図式は、破防法体制の中でどのように位置づけられるであろうか。周知のとおり戦前の治安維持法は、太平洋戦争開始の直前、予防拘禁制度を取り入れ、治安維持法事件の刑期を終えた被告人を、さらに二年間宛の期間更新によって、無限に継続して拘禁することを可能にした。治安維持法が発動した政治的要請からすれば、国家的危険人物として逮捕したものを、非転向のまま

で釈放することは自己矛盾であり、弾圧論理を貫徹させるためには、非転向の共産主義者は無期限に拘禁しておく必要性があった。

破防法体制はこの治安維持法の論理を全面的に受継するものである。なぜなら、破防法が規定する暴力主義的破壊活動には、広汎な政治行動、ことに、言論活動が含まれているのだから、釈放した場合には再び同じ活動を開始するに違いないものを釈放することは、破防法自体に内在している弾圧の機能と矛盾することになるからだ。

ここに、現在の長期拘禁の本質、破防法体制の先取りとしてのその本質がある。従来の刑事訴訟法の解釈からは、全く理解することのできない長期拘禁の論理がこのように政治的なものであるとすれば、破防法の本格的発動により、現在の長期拘禁体制は、さらに破防法論理に追認されることによって、確立されたものとなり、公安事件の被逮捕者の釈放は、総じて現在よりもさらに困難なものとなるに違いない。

われわれは、極めて近い将来に、そのような事態が到来することを遺憾ながら予見しないわけにはいかない。

三 反弾圧闘争の基本的課題

破防法体制そのものとしての長期拘禁は、勿論、反体制運動の物理的圧殺を意図したものであり、しかも、着実にその

成果をあげていることを指摘せねばならない。反体制運動の選り抜きの戦闘的分子を、権力の手によって奪い去られることにより、運動が、現実には重大な損害を蒙りつつあることは当然である。しかも弾圧の最終的効果としての長期拘禁が、弾圧の諸局面において、権力側に極めて有利な状況をつくり出していることも看過することはできない。弾圧は、それが反体制運動の力量によって圧倒され、粉砕されないかぎり、やがて弾圧それ自身の相場を形成し、いわば、これを公認の基準として全面的な適用を図るからである。たとえば、今日東京で激発している事態は、明日は大阪に波及するであろうし、政治的権力の中心がある東京における長期拘禁という事態は、事実上、各地方に現に波及しつつあるだけでなく、法的基準として強制されてくる可能性がある。

これ故に長期拘禁に対する闘いは、弾圧反対闘争の一環というにとどまらず、より強い階級的意義を荷っていることが忘れられてはならない。

まず何よりも、われわれは、長期拘禁という弾圧を許していることは、われわれの側の弱さ以外の何ものでもないことを、率直に直視すべきだ。

われわれの運動は、たしかに、これまで体制左翼が荷ってきた運動の限界を大胆に打ち破り、反体制運動に、社会的改良ではなく、社会的変革という明確な目的性を与え、その目的

性によって規定される新しい質の運動形態（全共闘方式等）を生み出した。自覚した反体制運動は、中国革命における毛沢東の思想、キューバ革命におけるゲバラの思想を共有することを追求しており、反体制運動を圧倒的力にまで発展させるべく全力を傾注している。

にもかかわらず現実には、われわれの力量はまだ極めて弱く、国民の大多数は、依然として、物質的にも、理念的にも体制に組み込まれており、資本主義の高度成長が生み出した表面的繁栄の中で、社会的改良のイメージに捉えられたままである。反体制運動が依拠しているのは依然として学生と青年労働者の一部分にすぎない。

反体制運動が勝利するためには、最低限度、国民の過半数の支持を必要とする。勿論、その支持とは議会的多数という意味ではなく、国民の過半数が、反体制運動に積極的にか、消極的にか参加するという現実的可能性をいうのだが。

われわれは現在において、そのような支持をまちがえていない。階級的にはわれわれの側において闘うべき人々が、依然として中道政党や体制内左翼の偽瞞的イデオロギーにあまりにも多く支配されたままである。体制内の一部左翼は、現実の行動においては、国家権力と同次元に立って、死物狂いで反体制運動の孤立化と、権力による弾圧の貫徹を意図している。反体制運動は巨大で強力な国家権力と闘うだけでなく、国家権力に迎合し、時にはこれと一体化した偽瞞左翼の暴力

とイデオロギーに対しても闘わねばならない。

階級闘争の現実において、われわれはいかなる幻想をもつことを許されてはいない。階級的力関係の、厳密な客観的考察が常にわれわれの具体的実践の前提である。

長期拘禁という、もともと強力な弾圧が現実貫徹しているということは、反弾圧闘争における絶対的な力量の不足、あるいは、権力側の弾圧体制と比較しての、われわれの相対的な力量の不足を意味する。弾圧に対して有効に対処するについて欠かすことのできない弁護活動も、弁護人の絶対的不足（共産党弁護士の反革命的な任務放棄が重要な原因である）という致命的条件のため極めて不十分にしか行いえていない。

権力が、それがもつ圧倒的に巨大な力を動員して弾圧を加えてくるとき、反弾圧の組織と機能を可能なかぎり動員して、それに立向うということ以外の、特効薬的処方幻想することとは誤まっている。なぜなら、弾圧に対する特効薬はいかなる意味でも存在しないからだ。弾圧に対しては、たとえ、微力であろうとも反弾圧のエネルギーを投じて、弾圧の論理の貫徹を阻止してゆく以外の打開策はない。

われわれは、権力が裁判所をも含めて、弾圧の論理と実力で武装していることを知っている。権力といえども公正中立の仮面を自らはぎとるほど愚かではない、という考え方があ

ありうる。権力の弾圧の論理が、圧倒的な人民大衆を必然的に権力の敵に転化させてゆかざるをえないような条件、たとえば、革命前のツァーロシヤや国民党支配下の中国におけるような条件のもとでは、権力が加える弾圧は不可避的に、逆に権力自身に最後の正当性をも失わせる致命的打撃に転化せざるをえなかった。わが国の現実には、勿論、ツァーロシヤのそれとは異質である。権力の意図は、反体制運動が巨大な奔流となることを全力をあげて阻止することにあるのだが、そのためには、ブルジョア民主主義的公正の理念を、自ら否定することになるうとも、問題とするに足りないという、階級的決意を有しているのである。

権力に法のルールを無視して弾圧を強行させることが成功だという考え方は、権力をして、自ら法の無視を選ばせるまでに反体制運動が蓄積したことを評価する意味においては正しいが、弾圧の貫徹がもつ、反体制運動に対する破壊的効果を考慮の外にしているとすれば誤まりである。確かに弾圧は大衆的政治行動の不可避の運命であり、弾圧回避を至上目的とするような共産党的発想は、階級闘争に対する犯罪的裏切り以外の何ものでもない。しかし、弾圧が不可避であるという事実と、弾圧に対して最大限の防禦をつくす、あるいは、弾圧に対して武装する必要と義務があるということとは完全に両立することであり、両立させねばならないことである。弾圧に対して反弾圧闘争の歯止めがない状態で、反体制

運動の充分な展開を期待することは決してできない。

反弾圧闘争において、釈放闘争は常に第一義的、かつ独立した課題として追求されねばならない。釈放はつねに、われわれが、権力の手からわれわれの同志を奪還するという意味をもつべきであり、権力から与えられる性質のものであってはならない。われわれは、反弾圧闘争において、法律的技术を含む必要なすべての技術を駆使することに習熟しなければならぬ。われわれは、国家権力と比較して圧倒的に劣勢な物理的条件を、広汎な大衆の精神的支持によって補強せねばならない。われわれは、権力が投げ棄てた憲法の基本原則、とくに社会変革を権利として承認する内容を有するものとしての国民主権原則を、われわれ自身の武器として大胆に活用せねばならない。もはや、憲法体制は崩壊したと絶叫する前に、憲法自身の革命的解釈が可能なることを宣伝し、右に述べた憲法の基本原則の価値を実現する任務が反体制運動に課せられていることを、二義を許さぬ形態で圧倒的多数の国民大衆に自覚させねばならない。

弾圧反対闘争は、権力の不正を暴露するだけでは足りず、具体的に反弾圧の成果をかちとらねばならない。確かに、情勢は大きく変化している。しかし、弾圧を中心とする情勢がどれほどきびしくなろうとも、われわれが依拠して闘うべき武器、とくに法的武器が失われてしまうと訳ではない。われわれが極めて創造的に反弾圧闘争において有効な闘争方法を考

案することは貴重であるが、新しい闘争方法が伝統的な闘争手段の否定によってのみ成立するとか、従来の反弾圧闘争の手段は否定されねばならないとか発想することは、極めて限定された現在の特定の状況を普遍化し、特定の諸条件の下に成立しているにすぎない無権利状態を一般化するものであり、反弾圧闘争の具体的な努力が、どのように困難な状況下においても、必ず一定の活路を切り開くことができるという事実を無視するものである。反弾圧闘争は階級闘争の主役となることは決してありえない。

反弾圧闘争は階級闘争と同様息のながい仕事である。反弾圧闘争は、いかなる場合にも階級闘争の利益のために、一切の法的手段を駆使し、あらゆる政治的宣伝の機会を利用しつつ、階級闘争を擁護せねばならない。そして、現在、反弾圧闘争にかけられている最大の課題は、弾圧のもっとも完成された形態としての長期拘禁という事実を打ち砕くことにより、反体制運動に加えられる破防法攻撃に反撃することである。

(一九六九・八・二二)

資料

検事の接見指定書を持参しないことによる弁護士に対する接見拒否処分が違法とされた事例

準抗告申立書

被疑者らは別紙記載のとおりである。

別紙記載の者らと申立人との接見に関して、昭和四十四年五月十七日、東京地方検察庁、検察官鍋倉検事がした接見拒否の処分に対して、左のとおり準抗告を申立てる。

昭和四十四年五月十七日

弁護士 山崎素男

東京地方裁判所 御中

申立の趣旨

一、昭和四十四年五月十七日、東京地方検察庁検察官鍋倉検事がなした申立人と被疑者らとの接見を拒否する処分を取消す。

二、東京地方検察庁検察官鍋倉検事は被疑者らと申立人との接見を妨害してはならない。
との裁判を求める。

申立の理由

一、被疑者らは別紙被疑事件につき、昭和四十四年四月二八日現行犯逮捕され、現在、代用監獄高井戸警察署留置場に勾留されているものであるが、右の被疑者らは、同月三〇日、いずれも刑法二〇三条の規定により事件を検察官に送致されたため、右事件については、右の送致後司法警察官の手を離れ、検察官の手に移っている。

二、申立人は、沖繩闘争弁護士(事務局は小長井法律事務所、電話五〇三局五八五八番)所属弁護士で、被疑者の弁護士である。
三、(1) 申立人は、昭和四十四年五月一六日に被疑者らと接見したい

と考へ、同日午前一〇時頃、高井戸警察署武田公安係長に電話を入れ、右日時に接見したい旨申し入れたところ、右武田係長は検察庁鍋倉検事の指示を仰がなければ返答できないので、その指示を得た上で回答することであつた。

(2) 同日午前一一時頃、右武田係長より電話があり、被疑者全員について取調べ中のため、鍋倉検事の指示により、本日は接見させられないと回答してきたので、それではいつ接見できるかと尋ねたところ、右武田係長は、自分ではどうにもならないから、鍋倉検事に直接聞いてくれとのことであつた。

(3) そこで申立人は、直ちに(午前一一時一〇分頃) 検察庁に電話を入れ、鍋倉検事と呼んだところ、同検察事務官で、鍋倉検事の立会をしている伊藤某が電話口に出、再三の要求にもかかわらず、あくまで鍋倉検事を電話口に出さず、鍋倉検事の指示により、本日は全員につき接見させないが、明日については接見できるようにする旨を述べたので、申立人も一応これを了承して、電話を切り、再度、高井戸署武田係長にその旨、電話を入れた。

(4) 翌一七日午前一〇時頃、申立人は高井戸署に直接赴き、武田係長に被疑者らとの接見を申し入れたところ、同係長は、一〇時二〇分ごろ、鍋倉検事の電話での指示により、本日の接見を拒否すると回答した。

項は、検察官はもとより検察事務官や司法巡查さえもが、接見の指定という形式で右の秘密交通権に制限を加えることを許している。捜査段階においては、被疑者及び弁護人と捜査機関とは、その利害が激しく衝突しているのであるが、そのような状況において、一方当事者たる捜査機関に他の一方当事者の最も重要な権利を一方的に制限することを許しているのである。これでは接見の指定が被疑者の防禦権の侵害とならないように最小限度の範囲内で行なわれるということは初めから期待もできない。しかるに現行法は準抗告という事後におけるきわめて不備の形で救済手段しか置いていない。この点において即ち憲法上保障された重要な権利を制限するにつき、その制限を必要最小限度の範囲内にとどめるための効果的な手段上の保障を欠いているという点において、すでに法三九条三項は憲法三四条に違反していると断ぜざるを得ない。仮にしからずとするならば、接見の指定をするについての要件を厳格に解し、その要件に反するものはずべて準抗告によって救済し得るといふ解釈をとった場合にのみ、かろうじて右規定は合憲性の主張が許されるのである。

五、そこで、右の接見拒否の処分が、許されるか否か、を判断するに二日連続しての、申立人と被疑者との接見を拒否する処分が、被疑者の防禦を奪い、被疑者および申立人の弁護権を不当に制限するものであることは論を俟たず、かかる処分はとうてい憲法三四条の許すところではない。

また、形式的にも、法三九条三項の「その日時及び時間を指

(5) そこで、申立人は直ちに一〇時四五分頃鍋倉検事を電話で呼び、再度接見を申し入れたところ、同検事は、武田係長に電話を入れさせるように述べたので、同人にその旨を伝えた。

(6) 武田係長は、これに基づいて、鍋倉検事と電話で連絡をとった結果、一一時四五分頃、申立人に対し当時取調中でなかった者(小田島一夫および横井健)を含め被疑者全員に対し、鍋倉検事の指示に基づき、本日の接見を拒否する、何時接見させるかは言えないと回答した。

四、憲法三四条は、「何人も、直ちに弁護人に依頼する権利を与えなければ、抑留又は拘禁されない」と定めている。「弁護人に依頼する権利」とは単なる「弁護人を選任する権利」ではなく、弁護人を選任することによって被疑者が自己を有効に防禦する権利を意味するものである。一方刑事手続においては、捜査段階こそは被疑者の人権が最も侵害されやすい時であり、また公判に向けて有利な証拠の取捨保存のための緊急な活動が要請される時でもある。そして右のような人権保障の防禦活動は身体を拘束されている被疑者の場合は弁護人を通じて行う以外に手段がない。従つて被疑者と弁護人とが自由にかつ秘密に接見交通する権利は、憲法三四条が保障している「弁護人に依頼する権利」の重要な内容をなしており、それを具体的に表現したのが法三九条一項である。従つてこの秘密交通権に制限を加えることは原則として許されないはずである。しかるに法三九条三

定できる」という文言からは、日時等の具体的な指定のみが許されていると解するのが当然であるし、また、同条一項と三項の順序、規定のしかた等からみても、具体的指定がないかぎり自由には接見できるといふのが法の趣旨である。しかるに、何ら、接見しうる日時の具体的な指定をすることなく、加えて取調中でもない右被疑者らをもひとまとめにしたうえ、申立人の誠意をもつての接見の交渉を全く無意味ならしめた本件接見拒否処分の不当性は明らかであり、これが憲法三四条、法三九条一・三項を無視した違法な処分であることは明らかである。

六、ところで、被疑者らの事件については、事件が検察官に送致された結果、司法警察官の手を離れ、検察官に移っているので、刑訴法三九条三項の指定権は司法警察官になく、検察官にある。

そして本件接見に関しても、申立人は、その申し入れを直接に、武田公安係長および伊藤検察事務官を通して、間接に鍋倉検事に対してなしたのであり、右鍋倉検事は、武田公安係長ないしは、伊藤検察事務官を通して、接見を拒否する処分をなしたのであるから、処分者は、当該検察官たる鍋倉検事であるから、ここに右拒否処分の取消しを求めらる。

疎明方法

一、報告書

一通

一、右疎明方法

一通

罪名及び被疑者名

建造物侵入、威力業務妨害、
凶器準備集合、公務執行妨害等

小田島一夫

高井戸警察署留置番号 五号

他九名(略)

昭和四四年の(イ)第九四二号

決定

請求人 山崎 素男

被疑者小田島一夫、同鈴木正人、同栗原和夫、同高橋馨、同横井健、同徳永康夫、同村上寛治、同横山秀樹に対する各建造物侵入、威力業務妨害、凶器準備集合、公務執行妨害、被疑事件、被疑者小林喜雄に対する建造物侵入、威力業務妨害被疑事件、被疑者栗山晴夫に対する建造物侵入、威力業務妨害、凶器準備集合、公務執行妨害、東海道新幹線鉄道における列車運行の安全を妨げる行為の処罰に関する特例法違反被疑事件につき、弁護士山崎素男から準抗告の請求があったので当裁判所は次のとおり決定する。

主 文

二 よって調査するに、被害者らはいずれも昭和四四年四月二八日

建造物侵入等被疑事件につき逮捕され、同年五月一日付請求の結果、同年同月二日勾留状が発付執行され、以来代用監獄高井戸警察署留置場に在監中であつたが同月九日右勾留の期間を同月二〇日まで延長されたため、引き続き同留置場において勾留されているものであること、その弁護士たる請求人は同月一七日警察署に赴き右被疑者らと接見しようとしたところ、東京地方検察庁検察官は、同署公安係長を通じて請求人に対し右接見を拒否すると共に、接見の日時場所および時間も指定しない旨告知したことが認められる。

弁護士が被疑者と接見することは原則として自由であり、ただ検察官等において捜査のため必要あるときに限り、かつ具体的にその日時、場所および時間を指定することによつてのみこれを制限することができるに過ぎないものであるから、かかる具体的な指定を拒否しながら接見も拒否することは不適法な処分と、いわなければならぬ。

してみると本件検察官の処分は不適法というべきであるので、刑訴法第四三〇条、第四二六条により主文のとおり決定する。

昭和四四年 五月二〇日

東京地方裁判所

刑事第一九部一係

裁判官

磯 部 喬

東京地方検察庁検察官が昭和四四年五月一七日請求人に対してなした被疑者らとの接見の日時、場所および時間の指定を拒否する処分を取り消す。

東京地方検察庁検察官は請求人と被疑者らとの接見につき、その日時、場所および時間を指定しない限り、接見を拒否してはならない。

理 由

一、請求人は「昭和四四年五月一七日東京地方検察庁検察官がなした請求人と被疑者らとの接見を拒否する処分を取り消す。東京地方検察庁検察官は被疑者らと請求人との接見を妨害してはならない」との決定を求め、その理由の要旨は、被疑者らは建造物侵入等被疑事件につき、昭和四四年四月二八日逮捕され引き続き代用監獄高井戸警察署留置場に勾留されているものであるが、その弁護士となった請求人は被疑者らと接見するため、同年五月一七日午前一〇時頃右警察署において、電話で東京地方検察庁検察官に対し、直ちに被疑者らとの接見をしたい旨申し入れたところ、同検察官は、同日午前一一時四五分頃、同署公安係長を通じて請求人に対し右接見の申入を拒否し、かつ接見の日時、場所、時間も指定できない旨告知した。
しかし検察官が、弁護士に対し具体的に日時場所時間を指定することなく、加えて取調中でもないのに接見を拒否することは、違法な処分であるからその取消を求め、というにある。

前進社違法搜索押収準抗告事件について

— 押し入り強盗的搜索押収を弾劾する —

弁護士 葉山 岳夫

一、破防法違反に関連する搜索押収

四・二八沖繩奪還闘争の前夜、破防法違反被疑者として、革命的共産主義者同盟書記長本多延嘉氏が逮捕されたが、その二〇分後に同氏に関連して、前進社に対して行なわれた搜索、押収は、無法きわまる行為であった。

右違法処分に対して、破防法弾劾・沖繩闘争弁護団は、東京地裁に準抗告を申立て、部分的に勝利を得て、押収された十五点を奪還した。

以下、破防法適用に関連する搜索、押収に際して、露呈した権力の実態、準抗告決定の内容、その限界等につき報告する。

二、無法な室内への乱入、令状なしの搜索の強行

四月二七日午後八時五五分、警視庁吉田健一公安一課長を総指揮者、和泉宏土警部を現場指揮者とする一七名の刑事、および二九名の機動隊員中約半数は、階段を駆け上り、前進社室内へいきなりかけ込み、室内にいた十三名の青年、学生をその場に暴力的に釘づけにした。

それと同時に、警察官は、大声で「そのまま動くな」「物を持ち出すな」「電話に出るな」と怒鳴って、全員の一切の行動を阻止して、各人の上衣、ズボンのポケットに警察官が手を入れた。定期券等を取り出すなどして身体への搜索を開始した。

これに対して各人は、口々に「おまえらに身体検査される理由はない。身体検査令状なしの身体捜査は違法だ」などと激しく抗議したが、令状は持っているというのみで、右抗議を無視した。

警察官は、無法にも、居合わせた女子学生に対しても、着衣の上から身体を触れまわったのである。

一方、同時に、室内の奥の方では、すでにカバンを開ける、棚の上を調べる等の搜索が各所でバラバラに開始されていた。

これに対し、『前進』の編集長である山村克氏が、警官はルール通りやれと激しく詰寄った末、室内乱入六、七分後によりやく、和泉宏土警部が搜索活動を一時中止せしめて、搜索差押令状を読み上げて「開始九時三分」と言明したが、時すでに搜索開始から約八分間経過していたのである。

右は、きわめて無法な暴挙である。

前進社は、六七年一〇月八日の第一次羽田デモ事件の際、およ

び、本件搜索、押収事件の後の四月二九日も搜索、押収処分が警察官によって行なわれているが、いずれも前進社入口で令状を提示した後に、実施しているものであり、本件事件は、大闘争前夜の権力の恐怖の表出としての狂暴さを物語るものである。

三、無関係物の押収

本多氏の被疑事実は、文京公会堂における四・一七大政治集会、および小松川区民会館における反戦集会の際の、演説による「煽動」をその内容とするものである。

したがって、証拠資料は、「煽動」に関する共謀を立証するものに限定されるべきであるにもかかわらず、押収の主目標は、むしろ、名簿類、前進各号につき各五〇〇部づつの押収という、組織、新聞に対するものであった。

警察官は、氏名の記載されたものは、理由の如何を問わず、無理やりにこじつけて押収し去ったのである。

押収にあたった現場指揮者の和泉警部らは、全学連と本件被疑事実とは関連性のないことを、現場において自認しておりながら（したがって、いわゆる中核派全学連臨時大会傍聴券や、同大会代議員証は押収していない）、傍聴券と、同封されていた傍聴者名簿の一部については、革共同の組織名簿かもしれないと強弁して、抗議を無視して、押収し、さらに血迷った警官は、東大事件等で起訴、勾留されている被告に対する救援対策のためのノート類をも押収するという暴挙を犯したのである。

四、準抗告の申立

六九年五月六日に東京地裁に提出した準抗告申立書は、以上の事実と関連して、以下の法的根拠を有するものである。

(1) 令状の事前呈示の原則

刑事訴訟法二一八条にもつき司法警察職員が行う搜索、差押の執行に際しては、同法二二〇条一項、一一〇条によって、令状を執行の着手前に処分を受ける者に示さなければならぬ。

右事前呈示には、例外は認められていない。

「差押状又は搜索状は、処分を受ける者にこれを示さなければならぬ。」(同法一一〇条)。

本件は、明白に右規定に違反する。

(2) 令状なしの身体の搜索

同法二一九条一項は、本件事例と関連して次のように規定する。

「前条(註・差押、搜索等の場合)の令状には、被疑者(中略)の氏名、罪名、差し押さるべき物、搜索すべき場所、身体若しくは物、(中略)を記載し、裁判官が、これに記名押印しなければならぬ。」

本件搜索、差押令状には、身体の搜索(身体捜査)については、何ら記載がなかった。しかるに警察官は、立会人を除く全員に身体捜査を行ったものである。

まして女子の場合につき、同法一一五条は次の通り規定している。

「女子の身体について搜索状の執行をする場合には、成年の女子をこれに立ち会わせなければならない。但し、急速を要する場合は、この限りでない。」

本件の場合には、右規定にも違反したのである。(なお申立書には、身体検査の語を用いているが、これは不正確であった)

(3) 罪名の特定性の欠如

本件搜索差押の処分の前掲たる令状において、事件の内容としては、単に破防法違反被疑事件とするのみで、何条違反かが不明確であり、したがって、罪名の特定性を欠く無効な令状である(二一九条一項に關連)。

(4) 本件と無關係な物の多数押収

關連性なき多数の物を押収したことは、押収処分全体を違法たらしめるものである。

以上の(1)乃至(4)の理由によって、本件搜索、押収処分には、重大な違法があるので、処分全体は違法となるので取消されるべきであるとの主張である。

本件は、刑事第八部小松正富裁判長、本郷元、中川武隆両陪席裁判官の合議によって審理された。

五、準抗告決定の内容

五月九日付で検察官から、本件準抗告の棄却を求める意見書が提出され、これに対して、前進社側から、さらに、準抗告申立意見書を提出した。五月一日には、警視庁側証人三名、前進社側証人三名について、裁判官による証人の取調が行なわれた後、六月六日決定がなされた。

決定主文は、以下のとおりである。

「司法警察員和泉宏士らが、昭和四四年四月二十七日、東京都豊島区東池袋二丁目六二番九号佐藤ビル内「前進社」でした、

五条に規定された大原則である。

しかるに「準備的な行為」という色彩が強く」という理由によっては、令状なしの立入り、暴力的に室内の者を釘づけ、身体捜検を行なうことは、断じて正当化されるものではない。

室内に居合わせた青年、学生が証拠物を自己のポケットに隠したり、自己のカバンに入れた事実がかりにあったとしても、その場合に、ポケットから物を出させたり、カバンから物を出させたりすることは、搜索の準備行為などというものでなく、搜索、差押処分に包含されるものである。したがって、令状の提示なしの搜索差押処分であることは明らかである。

本決定は、不当にも、裸にしない限りポケットのあたりをさわると、ポケットから物を出させることは搜索の際には当然のこととして認め、また、私物のカバンの搜索、差押をも当然のこととして認めているのであるから、搜索に先立つ準備行為という不明確な概念を認めることによって、後に令状を示しさえすれば、それ以前に、不当な搜索、差押が行なわれても、準備行為の名のもとに、合法化されることになるのである。

令状なしの室内立入、搜索は、一切違法である。

本決定は、令状の事前提示の規定に違反した搜索、差押処分を救済するために、きわめて苦しい理論構成を行なったといふべきである。

裁判所は、しかしながら本件事案における警察官の行動の不当性については、認めざるを得ないのである。

「警察官らの個々の動作などについては、やや妥当を欠いたという批判の余地はある。」

別紙目録記載の各物件に対する差し押え処分を取り消す。

申立人のその余の請求を棄却する。」

別紙目録記載の各物件とは、東大闘争救援対策関係のノート一三冊、法律条文集一冊、バッグ一個の計一五点である。

その理由としては、右各物件は、本件との直接的關連性が少く、また差押えられる側は、被告人との面会、差入れ、弁護人との打合せに具体的に支障を来すので、差押は相当でないといふことである。」

右決定は、きわめて当然の主張の一部を認容したにとどまった。

搜索、差押処分全体の違法を認めないのは、破防法違反被疑事件という、事件の巨大さの前に、判断、論理が歪曲せしめられたためと認めざるを得ない。

すなわち、搜索、差押許可状の執行着手前の呈示の原則に關連しては、「本件の場合、厳密にみると、令状の提示行為前に、警察官による室内立ち入りや現場保存的な措置がなされたことは明らかであるが」と正当に認定するが、右認定に立ちつつ、次のような結論となるのである。

「そして、これら令状提示前の数分間に行われた警察官の行為は、搜索行為というよりは、むしろその準備的な行為という色彩が強く、本来の目的である搜索行為そのものは令状提示後に行われているのは明らかであって、本件搜索・差し押えの処分は、令状に基づいて行なわれた、適法なものであると評価すべきものと考える。」

そもそも令状なくして住居への立入りを禁止するのは、憲法三

次に、被疑罪名を破防法違反としか記載しない令状の効力については、「本件のような特別法違反の罪については、具体的罰条を、また場合によっては被疑事実の概要をも記載することが、差し押えるべき物の特定うえで望ましいことであると一応いえる。」と判断しつつも、憲法三三条と三五条の規定の差異、最高裁判法の趣旨から本件令状の違法、無効の主張を否定している。

六、無法な搜索、押収に対しては、現場で直ちに抗議行動を組織すること

このようなデタラメな搜索、押収を行った公安一課の吉田、和泉らは、本件準抗告申立の結果、法廷において、自己の行動の正当性を事実上反する供述も行いつつ、とりつくりわざるを得ず、彼らは、裁判の場において部分的に敗北した。

しかしながら準抗告申立という手段は、徹底的な現場における抗議行動の次の段階での闘いである。まず何よりも、令状なしの室内立入りには強く抗議し、これを阻止し令状を熟読し、書き写し、内容を釈明し、室内のカバン等の私物や身体の搜索は、強く抗議、阻止し、無關係な証拠の押収に対しては、絶対にこれを許さない、強力的な闘いが、ただ一人でも闘い抜かれねばならない。あらゆる戦闘的な組織に対する違法な搜索、押収が今後、ますます強行されるであらう。

このときにあたって、権力に多数の証拠物を与えることの反人民性を十分に認識した、非妥協の対決が要請されているのである。

「被告人は全学連中核派グループとの接触交流をしてはならない」

——裁判官の論理——

弁護士 岡 邦 俊

一

去る七月七日、東京地方裁判所刑事第一四部の裁判官は、四・二八沖繩デー事件の一被告人について、「全学連中核派グループとの接触交流をしてはならない」との条件を附して、保釈許可を決定した。弁護人からの、右条件が憲法一九条（思想及び良心の自由）、二二条（集会・結社の自由）に反するとの準抗告申立に対し、七月一〇日、同裁判所刑事第二〇部にこれを認容し、右の条件を取消した。しかしその取消の理由は、「被告人を現段階で釈放するときは、関係人との接触により相互に働きかけて多数の関係人における共謀関係に関する罪証を隠滅するおそれが全然ないとはいえない。しかし原決定の条件は、被告人が接触してはならない関係人の範囲につき、全学連中核派グループと示すのみであるから、本来の趣旨（罪証隠滅の禁止）より広く解釈されて、本件犯行と無関係な中核派グループとの接触を禁ずるおそれがないとはいえないのであって、その措辞上いささか適切さを欠く点がある」というのである（傍点筆者）。だが、原決定の不当性は、はたして用語の問題にあるのみなの

だろうか。

二

準抗告決定が理由中で判断するように、原決定が、四・二八闘争は多数の者の計画にもとづく「組織的暴力事件」であることから、本件被告人についても共謀の事実に関して罪証隠滅の可能性が大きいことを前提として、右の条件を罪証隠滅の防止の意味でつけ加えていることは明らかであろう。そして、準抗告決定は、右条件を取消しつつ、原決定の前提を踏襲し、「中核派グループの関係人との接触により相互に働きかけて罪証を隠滅するおそれが全然ないとはいえない」ことが刑訴法八九条四号にいう権利保釈の除外事由としての罪証隠滅のおそれにあたるとの判断を依然として維持しているのである。

それでは、「共謀関係等に関する罪証を隠滅するおそれ」とは、一体何を指すのだろうか。昨年の一〇・二二新宿事件を契機として、東京地方裁判所における勾留請求認容率は急激に上昇した。こ

れが、新宿事件直前の赤沢国家公安委員長の発言——警察・検察庁が治安維持のため並々ならぬ努力をしても裁判所が勾留請求を却下したり保釈を大量に認めるようでは、治安維持に責任を果しえない——をうけた、裁判所の治安維持機関化を意味するものであることは、すでに指摘されているところである。

三

一般に、いわゆる「学生事件」においては、四・二八事件と同様に、殆どが現行犯逮捕される例が多い。逮捕現場の写真、逮捕時の押収品、警察官の供述等の証拠はもはや隠滅の余地がない。その意味では、隠滅すべき罪証など存在しないと行ってよい。しかし「暴力学生」を、表面上は法律の理由によって長期間勾留することが、治安機関としての裁判所の急務である。「事前共謀に関する罪証隠滅」とは、右の要請に対応して裁判所が捏造した奇怪な勾留理由なのである。

な被告人について右の理由があると判断することは許されないだろう。にもかかわらず準抗告審決定は「罪証隠滅するおそれが全然ないとはいえない」ことが右の条項にあてはまるとすら述べている。

いま、東京地裁が、学生事件について行っている長期勾留は、すべて事前共謀に関する罪証隠滅をその理由とする。勾留決定は、密室における、一人の裁判官の二、三〇分の判断によって下される。弁護人は捜査記録の閲覧もできない。このような状態の下で、事前共謀に関する罪証隠滅という抽象的な可能性の故に、多くの学生諸君は実刑判決に等しい期間を獄中で過すことになる。憲法の保障する裁判に関する諸原則は全く無視される。

原決定は、保釈を許可した。しかし、それに附された条件は、現在の東京地方裁判所の人権感覚を象徴的に示している。これが「その措辞上いささか適切さを欠く」問題として済まされるだろうか。

註

- (1) 暴力団員の保釈に関し、「〇〇組に出入して組員と交際してはならない」という、いわゆる善行保持条件を附することが出来るかについて、裁判官会同で検討された例がある。暴力団員を「暴力学生」におきかえると、その記録は大いに示唆的である。（最高裁事務総局編・令状関係法規の解釈運用について（下）二六ページ）
- (2) 『法律時報』四四年七月号一〇ページ・勾留とくに勾留理由開示をめぐって（横山晃一郎）

(3) 『ジュリスト』四四年六月一日号五一ページ集团的公安事件と
勾留(松本時夫)

(4) 可能性を現実と混同する裁判官の論理については、広津和郎・
松川事件と裁判・三二二ページ以下に鋭く分析されている。

昭和四四年のイ第一、三九三号

決定

兇器準備集合 石亀 千比朗
威力業務妨害 昭和三年六月二十八日生

右の者に対する頭書被告事件について、昭和四四年七月七日東京
地方裁判所裁判官がした保釈許可の裁判に対し、同月九日弁護人か
ら適法な準抗告の申立があつたので、当裁判所は、次のとおり決定
する。

主文

原裁判中、指定条件第五項の部分は、これを取り消す。

理由

一、本件準抗告の申立の趣旨は、主文同旨の裁判を求め、その理由
は、別紙申立の理由記載のとおりであるから、これをここに引

用する。

二、そこで、原裁判の当否について判断するに、一件記録及び資料
によれば、原裁判中指定条件の第五項として、「全学連中核派グ
ループとの接触交流をしてはならない。」との文言が明記され
ているところ、これが保釈の指定条件とされるにいたった経緯
は、本件が組織的、計画的な集団犯行であつて、多数の関係人
における共謀関係及び具体的役割関係を解明することが事案の
真相を把握するうえで重要であり、事案の性質及び態様
に照して被告人を現段階で釈放するときは、関係人との接触に
より相互に働きかけて罪証を隠滅する虞れが全然ないとはい
えないので、そのような罪証隠滅行為に及ぶことを禁じたもの
であつて、右の関係人とは、具体的には、被告人が本件犯行前
夜に宿泊した「山楽ホテル」において、犯行当日の行動及び各
自の役割関係等を謀議した中核派のグループ、及び右の謀議に
もつづいて本件犯行当日被告人と行動を共にした者を対象とし
たものであることを容易に窺い知ることができる。

ところで、原裁判中、指定条件の第三項後段において、「証
証隠滅と思われるような行為をしてはならない。」と明示されて
おり、罪証隠滅の行為の禁止の点はすでに指定条件とされてい
ると解されるのであるから、もともと前記第五項の指定条件
は、右の第三項後段の指定条件の趣旨以外のものを含むもので
はなく、むしろ同条件の具体的内容を注意的に明示しようとし
たものであると史料される。

しかしながら、前記第五項の指定条件は、被告人が接触して
はならない関係人の範囲につき「全学連中核派グループ」と示

第一、刑事被告人の地位(略)

すのみであるから、本来の趣旨より広く解釈されて、本件犯行
と無関係な中核派グループとの接触を禁ずるおそれがないと
は、いえないのであつて、その措辞上いささか適切さを欠く点
があるといわなければならない。
そこで、指定条件の第五項がもうけられた前叙のごとき趣旨
に照して、右の措辞上の不適切な点を考慮すると、原裁判の趣
旨としたところに反して被告人にとって不利益な結果を及ぼす
おそれがある以上、同項の指定条件を取り消すので相当であ
る。

よつて、原裁判中、指定条件第五項の部分は失当であつて、
本件準抗告の申立は理由があるから、刑事訴訟法第四三三条、
第四二六条第二項により、主文のとおり決定する。

昭和四四年七月一〇日

東京地方裁判所刑事第二〇部

裁判長裁判官

牧 圭 次

裁判官

中 山 善 房

裁判官

松 浦 繁

申立の理由

第二、原決定の条件五は、憲法一九条、二一条一項、三四条に違反
する。

一、原決定条件五にいう「全学連中核派グループ」とはどこに所在
し、いかなる構成員を有し、どのような目的をもつ団体であるか
は明らかでない。しかし、右の文言が四・二八沖繩デー闘争に参
加した学生等の所属する一グループを特定しているとしても、本
件被告人が、そのグループに入会し、あるいは、その構成員と

「接触交流」することは、思想、良心の自由、結社の自由等の基本的人権の行使であり、裁判所を含めた国家権力が本来これを制限しえないものである。のみならず、さきに述べたように刑事被告人は、あらゆる方法によって、防禦のための準備活動を行う権利があり、本件被告人にとって、「全学連中核派グループ」と「接触交流」することは、右の意味からも絶対に必要なのである。

二、勿論、一般論としては、思想等の自由を制限する根拠として、「明白かつ現在の危険」の法理があり、裁判所が保釈を許可するにあたり、訴訟手続の進行という国家的利益を守るため、右の法理に従って、基本的人権を制限することは必ずしも許されないものではないだろう。

ところで、刑事訴訟法九三条三項の条件とは、「勾留の目的たる被告人の逃亡と罪証隠滅とを防止するとともに、保釈後の被告人の公判出廷または右裁判確定後の刑の執行を確保するための条件を指す」とされている（最高裁判所事務総局編、令状関係法規の解釈運用について、(下)三一ページ）。

原決定条件五が、右趣旨により附せられたものであるとして、それと憲法各条項との関係をここで検討する。

三、本件においては、前記条件は、罪証隠滅を防止する目的で附されたものであることは明らかである。（原決定は保証金額を金一五〇、〇〇〇円と定めており、これによって出廷確保の目的は達せられる）、そして、本件被告人が多数の警察官の手で現行犯逮捕されていること、着用衣類等を押収されていることから、隠滅のおそれがあるとされる罪証は、起訴状記載の共謀の事実に関するものと考えられる。より具体的には、勾留を解かれることには

よって、本人が他の被告人、証人となるべき第三者らと事前の計画指揮系統、運動の組織等の「共謀」に関する事実につき、いわゆる「口うらを合わせる」行為が、罪証隠滅の行為とされ、これを防止するために、原決定条件五が附されたものと考えられるのである（この点は本件被告人につき四四年六月一三日になされた勾留理由の開示において、勾留裁判官からも説明されている）。

隠滅の対象となる罪証を、主として情状に関する事前共謀の事実まで拡張することの不適当性はしばらく措くとしても、本件被告人が、「全学連中核派グループ」と「接触交流」することが、共謀の事実に関する罪証隠滅の行為となる蓋然性はきわめて低い。本来、被告人には黙秘権があり、また、公判準備の活動をする権利があるのだから、それ等を除いた上での「口うらを合わせる」、共謀の点について罪証を隠滅する行為など、そもそも何もないという方がより正確であろう。

そうだとすれば、以上のような、抽象的な可能性のうえに立つて、被告人につき、思想、信条、結社の自由という基本的人権を制限することは、明らかに憲法一九条、二一条一項に反する。

四、のみならず、原決定は、右五を含む各条件に反するときは、保釈をとり消されることがあるとしている。

しかし、被告人が「全学連中核派グループ」と「接触交流」することとが、その防禦権の行使のために絶対必要であることから、被告人は保釈を取消され、再度身柄を拘束される「明白かつ現在の」危険に直面している。そして被告人が右の故に勾留されるとすれば、被告人はなんら正当な理由なく拘禁されることになるから、原決定条件五は、憲法三四条に反するものと言わねばならない。

読者からの手紙

能勢 克男

『破防法研究』第一号お送り下さって、ありがとうございます。

本多君の獄中通信の中には特に面白いものが側々として感ずるものがありました。続稿を楽しみに存じます。

私は、昭和二十七年に発した破防法起訴第一号事件弁護士として、大阪の毛利与一弁護士とともに数年に渉って苦勞をした記憶があります。

だが、今思うと当時の見解も闘争もまだ非常に浅かったと存じます。殊に本多君の「……それが法に抵触するか否かは処世にすぎなかった……」の一言のごときは、当時の小生らを深く反省させるものがあります。当時の小生らは、まだ「体制・反体制」としてものを見る目を捉んでおりませんでしたから。

なお小生は、先年の大逆事件再審で

も、森長、毛利らの諸君と、坂本氏弁護の末に列ったものです。大逆事件をデッチ上げたものは破防法の源流であり、治維法のウル・チップスであることを感じていたのですが、充分な戦いが出来ませんでした。すべてお恥かしく思っています。

(弁護士、在京都)

春日庄次郎

破防法研究会の創立と『破防法研究』の発刊を歓迎、支持するものであります。

御苦勞の多い仕事でしょうが御健闘と成功を希っているものであります。

ここに同送する書物「日本共產主義者団体関係資料」は資料として貴会に寄贈いたします。貴会の問題提起の第七―第八項におそらく該当して、お役に立つのではないかとおもいます。

早大法学部学生

昨日、『破防法研究』の説明状いただきました。破防法が成立するときには社共両党を中心にあらゆる民主団体が強力に反対闘争を展開したそうであり、また商業新聞すらその社説をもって政府批判の論調を行ったとのこと、にもかかわらずいざ現実にそれが適用された今日、沈黙に墮したことは全く不解であります。

それと僕たちにとって知識源の一つであった「岩波文化人」の人々が全く抗義の意を表さないのみならず全く語らないということも理解に苦しみます。そんな状況下にあるとき貴研究会が本格的に治安立法に取り組むニュースを聞きまして意を強くして居るところであります。現に多くの友人、知人に趣旨を説明して、とりあえず雑誌『破防法研究』の定期購入、読書会の開催を追求して居ります。

編集後記

■炎熱の季節に生れた本誌の包みをかかえて、東京の街を歩いていると、駅頭で三つの街頭演説とカンパに出会った。

「原水禁大会成功のために……」

「安保堅持、共産主義撲滅の……」

「安保粉砕、沖繩闘争の革命的……」

わが『破防法研究』はかかる状況の中に深く棹差して進まねばならぬことが改めて重く感じられる。

全ゆる意味で、多くの人々が政治過程に登場するであろうこの時代の中に本誌も投げ込まれることにわれわれは聊かの自負と畏怖をもって応えるつもりである。

百頁にも満たない、本誌創刊号が提起した問題は余りにも大きく、かつ深い。本号がその巨大な氷山を砕くピツケルに成り得ていれば幸いである。目下の編集スタッフには荷の重いことではあるが、しかし、われわれは跳梁してしまっただのだ。そもそも本誌が産み落された契機じしんの中にわれわれの進路もある。

■「十一月決戦」が真実「国体の変革」を

志す諸子の共通のことばとなっていて、本誌の果さねばならぬ任務はさらに大きい。しかし、第一号の発刊を通して寄せられた読者諸子、諸方面からの反響の中に細い、仄かな光明が見えている。そのことの中にみ本誌が在り続ける可能性ははっきりと感じられ、われわれにささやかな自信をも与えてくれる。

この小冊子が在り続ける最も強き絆は読者と「破防法研究会」との直接的コミュニケーション以外には考えることはできない。

われわれの行末には如何なる障害が待ち受けているか、今は知るべくもないが、読者との直接的コミュニケーションが広く、深いほどその障害を越えて行くことも可能だろう。

■一号発刊による各方面からの反響は、送られてくる手紙の中にはっきりと読みとれる。その一部を「読者からの手紙」欄に掲載したが、次号よりできるだけスペースをさき、充実をはかりたいと考えている。読者よりの感想、手紙、投稿は本誌の要石であるといえるし、将来の本誌の原形形態を今日創り出す場として読者欄の活用をお願いする。どしどしお送りいただきたい。

■特集は、戦前の治安維持法による弾圧の中で貴重な体験が紹介され、そのことは世代の隔絶を越えて、当代に受け継がねばならないだろう。

■昨年一月以来、渦中の人となり、九州の地において果敢な闘いを進めておられる井上氏の論文は、ことに各位からの反響が期待される。いずれの方々も多忙な折、無理な注文を引き受けて下さり、紙面をかりてお礼申し上げます。

■創刊号は、朝日新聞七月二十一日夕刊「標的」欄「読書人」八月十八日号などに紹介された。

■本誌の記事を率先して掲載された『統一』『戦旗』『前進』『国際新報』『列島新報』などの各紙には心から御礼を申し上げます。

■本誌は、営業誌ではないので、実費で読者にお届けしますが、政府の高物価政策をもろにかぶることを免れません。そのため、本号では、相当心をくわだいて努めたものの、やむなく、予告価をまもれなかったことを御諒承ください。いずれにしても、定期購読者をおやし、読者全体で本誌を堅持されることを訴えます。

(浩)

次号予告・破防法体制とは何か

破防法体制とは

小長井良浩

対談 非合法時代

十一月闘争の担い手の諸君へ 本多 延嘉

資料 治安維持法下の共産党員への弾圧の実態
背叛社事件について

焦点 10・8羽田公判闘争/博多事件判決をめぐって/東大裁判闘争/四・二八公判闘争

その他

予価 二〇〇円

創刊号内容

創刊の概

問題提起

破防法研究会への結集を訴える

獄中からのメッセージ/本多延嘉

破防法とは何か―その批判的検討

破防法主要条文

資料

声明 共産主義者同盟/革命的共産主義者同盟

起訴状

定価 一〇〇円(送料 三〇円)

増刷中

『破防法研究』定期購読案内

日本支配階級はついに破防法を適用した(四・二八沖繩闘争を前に中核派の最高指導者二名を、さらに七月には共産同の指導者二名を破防法、第四十条を適用して逮捕した。)

破防法は成立当時より違憲とされ、国民の総反撃の下に施行された治安立法であります。もはや抜かずじまいの「伝家の宝刀」たることを止めたのであります。破防法の適用は明らかに戦後日本の終りを告げる支配者からの警鐘であり、明らかに戦後日本は新しい段階に突入しつゝあります。

『破防法研究』はそうした戦後日本の転換点の中での破防法適用のもつ戦後史での意味を解明すると共に、歴史の新しい扉を開く共通の武器となるであります。破防法は治安維持法の戦後版といわれる通り、革命運動、大衆運動の弾圧のためのみならず広く言論、思想に対する弾圧の爲の法であり、支配者の逆鱗に触れるもの全てを容赦なく弾圧するものです。本誌は支配者の暴圧に屈することなく、かかる現状の根底的変革を志す諸氏とともにあり、現代史解明のための研究、理論、報道、資料を広く読者に提供するものであります。

ユニークな隔月刊誌「破防法研究」を確実に読むことの出来る定期購読の予約をおすすめします。振替用紙に購読料をそえて申込み下さい。発行毎に郵送いたします。

破 防 法 研 究 会

定期購読料金(送料共)

五号分 七五〇円

十号分 一五〇〇円

取 扱 書 店

東京

東京堂(神田)

ウニタ(〃)

巖翠堂(お茶の水)

大盛堂(渋谷)

紀伊国屋(新宿)

〃(渋谷東急ビル内)

鈴木書店(東大赤門前)

東大生協(本郷)

文献堂(早稲田)

未来堂(高田馬場)

美松書房(新橋)

和光堂(府中)

千葉

常盤書房(船橋)

京都

三月書房

大阪

曾根崎書房

東京都港区新橋二の八の一六

新橋石田ビル四階 小長井法律事務所

電話 (五〇三) 五八五八

編集兼発行 破防法研究会

定価 150円